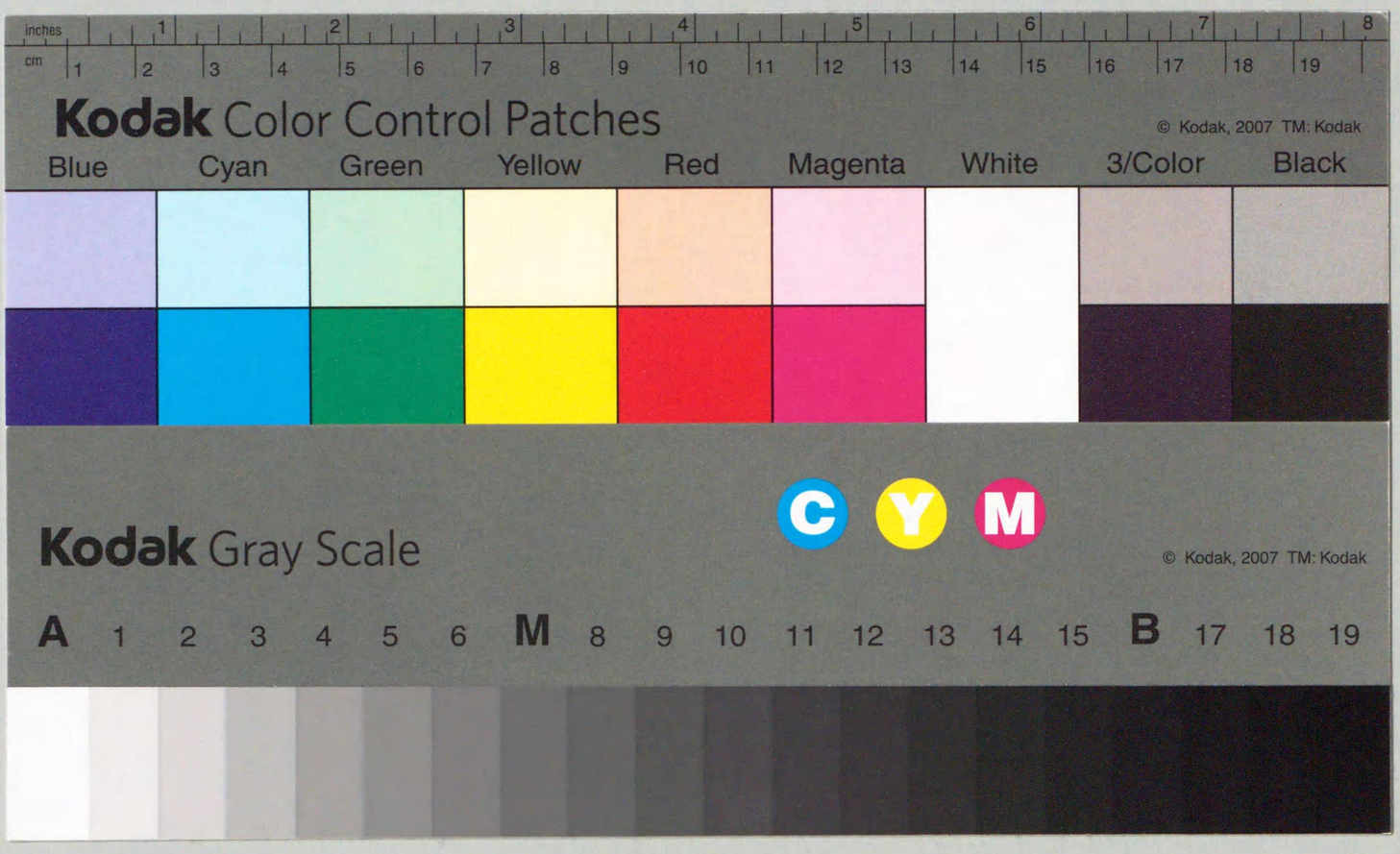

210.1
Ta516n
k
00662221

K2IN-38
トエIN-38

訂正第十九版

二千五百年史

竹越與三郎著

東京 開拓社發行

210.1
Ta516n
k

國立國會圖書館
40.2.11

662221

二千五百年史に題す

鴉は倭樹短草を忘るゝ能はず、鳴は水澤沼池を忘るゝ能はず、國民は歴史の外に出る能はず。氣質の偏、積習の力、本性となりて、脫せんと欲するも脫する能はざる桎梏を心に生ずるが爲め也。

國民は如何なる生活を爲せし乎。如何なる思想を懷きし乎。如何なる本性を示めしたる乎。而して如何にして理想に向つて其桎梏を脫せんとしたる乎。是れ歴史家が最大目的として畫かざる可らざるもの也。我國古今幾多の歴史家、能く此目的を遂げしもの果して幾人かある。

若し一のニーバルあらしめば、宣命と萬葉集のみによりても

猶ほ能く王朝時代の風俗思想を畫き出すを得たりしならん。若し一個のモンセンあらしめば幾多の私乘、日記も一大國史を織り成せしならん。若し一個のフラウドあらしめば我島國の英雄も無意義なる形容詞の外に眞面目を畫き出されしならん。若し一個のマコレーあらしめば源平二氏の爭鬪、北條足利の興廢も武力の爭に止まらずして、一大根本的思想より來りしものなるを發見せるならん。若し一個のバックルあらしめば王朝の衰亡、新民の崛起を論ずるに區々順逆を以てするの外、別に物質的原因を發見せしならん。若し一個のフリーマンあらしめば北方の山水、南方の海濱もまた世變を來たす原因たりしを發見せしならん。日本國民の本性を語るべき材料は、決して少からざる也。僅かに一の新井白石ありて心識高邁、已に高等批評を國史に加へんと欲したりと雖も、惜しい哉時

勢は遂に彼をして爲さんと欲する所を爲さしめざりき。今や余、獨力古今を網羅して二千五百年間國民の生活思想を畫き、前人の未だ曾つて爲さゞる處を爲さんとす。自ら力を圖らざるが如しと雖も、余豈に敢て自ら僭して一個の方式を立つると云はんや。また唯だ泰西古今名流の方式を融化して、之を國史に應用したるに過ぎざる也。

明治廿九年五月

澁谷の村居に於て

著者識す

二千五百年史目次

第一章　不文の歴史

第一節　太古史に顯ばれたる日本……一
第二節　世界の二大文明日本に混化す……三
第三節　日本南島文明の差異ある所以……四
第四節　日本に於ける支那文明の敗北……五

第二章　大和朝廷の成立　神武紀元より七百三十年に至る

第五節　神武の系統……七
第六節　出雲朝廷と神武一家の抗爭……八
第七節　神武の北上……九
第八節　血族を重んずるの風……一一
第九節　土人の血皇室に入る……一二
第十節　神武時代の國民生活……一三
第十一節　綏靖其兄を殺す……一五
第十二節　忘れられたる四百年間……一五
第十三節　邊境の民王化に服せず……一六
第十四節　初めて租稅を收む……一八
第十五節　宗教心の激變……一九
第十六節　大和朝廷權力の發達……二一
第十七節　奴隷の制度……二二
第十八節　標本的日本婦人……二三
第十九節　三韓文明の風化……二四

第三章　大和朝廷權勢の擴張　神武紀元七百三十年より九百五十年に至る

第二十節　任那日本に屬す……二七
第二十一節　羨むに足らざる皇位……二八
第二十二節　景行九州を征す……二九
第二十三節　熊襲は何の族乎……三一
第二十四節　九州に於ける女酋の防力……三三
第二十五節　やまとだけの九州征伐……三四
第二十六節　武内の宿禰の議によりて北狄を征す……三五
第二十七節　當時征戰の危難……三七
第二十八節　族長制度の發達……三八
第二十九節　皇族、武内族、大伴族三族の發達……四〇
第三十節　神功、仲哀を要して三韓を征す……四二
第三十一節　三韓の服屬……四三

第四章　外國文明の感化　神武紀元九百二十年より一千年に至る

第三十二節　三韓征伐の國民生活に及ぼせし結果……四七
第三十三節　支那文明の侵漸……五一
第三十四節　支那經典國民の心性を和ぐ……五四
第三十五節　仁德帝の内行……五五

第五章　雄族の發達　神武紀元一千年より一千一百五十年に至る

第三十六節　橿臣の跋扈……五八
第三十七節　女子を座長に奉るの風……六〇
第三十八節　社會の變革姓氏の混亂……六一
第三十九節　雄略、臣下の妻を奪ふて三韓の背叛之より起る……六四
第四十節　物質的進歩……六六
第四十一節　皇統絶えんとして人奴より天皇を立つ……六七
第四十二節　平群族の專橿……六九
第四十三節　歌垣に於て男女相戀ふの風……六九
第四十四節　平群族衰へて大伴族起る……七〇
第四十五節　雄略、武烈の無限王橿……七一
第四十六節　臣下天皇を作る……七四

第六章　三韓の離叛　神武紀元一千一百五十年より一千二百年に至る
第四十七節　三韓益〻日本に遠かる……七六
第四十八節　いはゆる九州に據つて自立す……七七
第四十九節　新羅百濟日本に離反す……七九
第五十節　後宮勢力の發達……八一
第五十一節　大伴物部の二族相爭ふ……八二
第五十二節　任那回復の政策……八三

第七章　宗教的黨爭　神武紀元一千二百年より一千三百年に至る
第五十三節　佛教の渡來……八六
第五十四節　佛教の採否、進歩保守兩黨の爭となる……八九
第五十五節　百濟衰へて新羅起る……九二
第五十六節　日本新羅を攻めて大敗す……九三
第五十七節　貴族生活の進歩……九四
第五十八節　物部中臣聯結して蘇我氏と爭ふ……九六
第五十九節　物部中臣の二族大敗す……九八
第六十節　古來の名族悉く亡び蘇我氏獨り榮ゆ一〇一
第六十一節　厩戸皇子の政制革定……一〇一
第六十二節　隋朝との交通……一〇五
第六十三節　蘇我氏の專橿……一〇七
第六十四節　葛城王等蘇我氏を亡ぼす……一〇九

第八章　空前絶後の國體變革　紀元一千三百年より一千三百三十年に至る
第六十五節　大化革新前の國狀……一一一
第六十六節　大化の國體變革、國家初めて成る……一一四
第六十七節　大化革新の主義及び要目……一一五
第六十八節　君民共治の誓言……一一七
第六十九節　天智天皇の性情……一一八
第七十節　大化前後國民の生活及び思想……一一九
第七十一節　東北蝦夷の侵叛……一二二
第七十二節　唐、百濟を亡ぼす……一二三

第七十三節　日本、唐と韓海に戰つて敗る……一二六
第七十四節　國民的精神の勃發、國民的存在の確定……一二七

第九章　壬申の亂　神武紀元千三百三十一年
第七十五節　高麗全く亡ぶ……一三〇
第七十六節　天智大あまと適はず……一三〇
第七十七節　壬申の亂……一三二
第七十八節　兩軍の兵勢……一三五
第七十九節　大あま半歲にして天下を一統す……一三六
第八十節　壬申の亂の結果……一三七

第十章　淨見原の朝廷　神武紀元千三百三十一年より千三百六十年に至る
第八十一節　天武前後社會の進歩……一三九
第八十二節　天武の改革……一四〇
第八十三節　天武神佛を信ず……一四二
第八十四節　女皇持統の治世……一四三
第八十五節　外人北狄南蠻の歸服……一四四
第八十六節　生產法制の進歩……一四五

第十一章　平城時代（上）神武紀元千三百六十年より一千四百年に至る
第八十七節　文武の即位、制度益〻備はる……一四七
第八十八節　大寶令の制定……一五〇
第八十九節　藤原氏皇室と婚嫁す……一五〇
第九十節　都を平城に遷す……一五二
第九十一節　地名に漢檥の名を付す……一五二
第九十二節　古事記日本書紀成る……一五三
第九十三節　貴族僧侶の跋扈……一五四
第九十四節　錢を貯へ稻を賣る者に官位を與ふ、國民初めて參粟を知る……一五五
第九十五節　藤原氏の橿朝野に盤桓す……一五六
第九十六節　佛敎貴族に行はれて平民に行はれず一五六
第九十七節　僧行基、官敎と爭ふ……一五八
第九十八節　皇橿衰頽の原因……一五九
第九十九節　聖武時代の大官の所得及び人民の負擔……一五九
第一百節　社會解體せんとして土地國有主義敗る一六一

第十三章　平城時代（下）神武紀元千四百年より千四百四十一年に至る
第一百一節　南北の背叛、兵農區分の發端……一六五
第一百二節　聖武の奢侈迷信……一六七
第一百三節　光明子皇后となる、后位の變化……一六八
第一百四節　平城時代文學の發達及び柿の本の人麿……一六九
第一百五節　日本文字の確立……一七一
第一百六節　藤原氏癈んにして諸王飢ゑんとす……一七二

第百　七節　支昉橘氏、藤氏と拮抗す……一七三
第百　八節　藤原の廣嗣反す……一七四
第百　九節　本地垂跡の說起て金銅盧舍那佛生ず……一七六
第百　十節　神佛隨所に混交す……一七七
第百十一節　新羅名分上に於ても日本を離る……一七七
第百十二節　藤原の仲麿、橘佐伯大伴の諸族を壓服す……一七七
第百十三節　仲麿政體を變革し女皇、僧侶政府を作る……一八〇
第百十四節　仲麿安祿山の亂に備へんがため新羅を擊たんとす……一八〇
第百十五節　僧侶政府太政官を呑み、道鏡大臣禪師となる……一八一
第百十六節　道鏡の人物及び地位……一八三
第百十七節　道鏡皇位を望みて敗る……一八四
第百十八節　諸藤、光仁を擁立す……一八八
第百十九節　吉備の眞備敗る……一八九
第百二十節　剛膽なる諸藤……一九〇
第百二十一節　百川勅を矯めて皇后を逐ふ……一九一

第十三章　平安時代の曙色　神武紀元千四百四十二年より千四百七十年に至る

第百二十二節　平城時代に於ける國民の思想及び生活……一九四
第百二十三節　貴族と寺院、平民を壓す……一九七
第百二十四節　藤原の廣嗣反す……一九八
第百二十五節　桓武の性質……二〇〇
第百二十六節　蝦夷の背叛……二〇〇
第百二十七節　桓武の宗教及び革弊……二〇一
第百二十八節　皇室を平人の上に立てんする桓武の政策……二〇二
第百二十九節　北狄韃靼に應じ大擧して叛く……二〇四
第百三十　節　大皇帝桓武……二〇六
第百三十一節　北征、北人を崛起せしむ……二〇七
第百三十二節　坂上氏起つて藤原氏と抗す……二〇八
第百三十三節　藥子仲成の亂……二一〇
第百三十四節　社會の組織變革して國守の權張る……二一二
第百三十五節　社會經濟上の紛亂……二一三
第百三十六節　舊族地方に去り新族地方より入る……二一五
第百三十七節　平安時代の宗教思想……二一六
第百三十八節　平安時代の文學……二一八

第十四章　藤原氏專制時代　神武紀元千四百八十年より千五百九十年に至る

第百三十九節　政制漸やく變じて藏人、檢非違使を生ず……二二四
第百四　十節　男女命名の風一變す……二二六
第百四十一節　生活風俗の變……二二七
第百四十二節　社會亂離の勢靡々として成る……二二八
第百四十三節　小黨敗北、藤原氏遂に大權を握る……二二九
第百四十四節　僞善虛禮の風、朝廷に盛也……二三一
第百四十五節　盜賊蜂起して外敵來らんとす……二三二
第百四十六節　藤原基經陽成帝を廢す……二三三
第百四十七節　陸奥の蝦夷また動亂す……二三五
第百四十八節　宇多天皇、自ら基經に謝す……二三六
第百四十九節　宇多の賢明……二三八
第百　五十節　菅原の道眞……二三九
第百五十一節　道眞尿けらる……二四〇
第百五十二節　藤原の時平制度の紊亂を匡さんとす……二四二
第百五十三節　時平の人物及び政策……二四四
第百五十四節　藤原の純友叛す……二五〇
第百五十五節　平將門叛す……二五二
第百五十六節　和文の發達……二五四
第百五十七節　平安時代の和歌……二五五
第百五十八節　社交の發達、修養風流の進歩……二五六
第百五十九節　亂離の兆、村上の時に現はる……二五八
第百　六十節　源高明滿仲廢立を謀る……二六〇
第百六十一節　衆通圓融に迫つて關白を得、衆家圓融に迫つて讓位せしむ……二六一
第百六十二節　衆家華山を欺きて帝位を捨てしむ……二六四
第百六十三節　道長出でゝ藤氏の權空前絕後也……二六五
第百六十四節　貴族の風流、淫蕩の習俗……二六七
第百六十五節　道長三條及び太子に迫つて讓位せしむ……二六九
第百六十六節　契丹、九州に來襲す……二七一

第十六章　貴族、武門、寺院の三角爭鬪　神武紀元千六百八十年より千七百三十四年に至る

第百六十七節　國民の性情一變す……二七五
第百六十八節　利害の佛敎、厭世敎となる……二七七
第百六十九節　寺院武力を養ふて朝廷に抗す……二八〇
第百　七十節　地方の地主、發達して武門となる……二八一
第百七十一節　僧侶跋扈して武門を苦しむ……二八三
第百七十二節　北狄阿部の貢任叛す……二八五
第百七十三節　後三條藤原氏の權を殺ぐ……二八七

第百七十四節　白河の親政……二九〇
第百七十五節　白河の倭佛政治、寺院を猖獗せしむ……二九一
第百七十六節　出羽の夷俘清原の武則叛す……二九二
第百七十七節　寺院朝廷に迫る……二九四

第十七章　源平二氏嶄起して平氏先づ政權を執る　神武紀元千七百三十四年より千八百四十年に至る

第百七十八節　白河驕騎、噴火山上に踊躍す……二九六
第百七十九節　平氏の特性……二九七
第百八十節　源氏の發達及び其特性……二九八
第百八十一節　天下大亂の兆……三〇〇
第百八十二節　保元の亂……三〇二
第百八十三節　保元の亂、平治の亂を生む……三〇五
第百八十四節　源氏の平氏に淩がれし所以……三〇八
第百八十五節　僧侶盜兵となる……三〇九
第百八十六節　平氏に非る者は人に非ず……三一〇
第百八十七節　平民顚覆の陰謀……三一一
第百八十八節　平氏の地位、清盛の政策……三一二

第十八章　北人の天下（上）　神武紀元千八百四十年より千八百五十四年に至る　源氏政權を攬る

第百八十九節　源の賴政兵を起す……三一六
第百九十節　賴政の敗死、福原の遷都……三一七
第百九十一節　源の賴朝兵を擧ぐ……三一七
第百九十二節　賴朝鎌倉に據る……三二〇
第百九十三節　源の義仲起る……三二〇
第百九十四節　平軍戰はずして富士河に敗る……三二一
第百九十五節　平氏寺院を敵とす……三二二
第百九十六節　清盛死して平氏衰ふ……三二三
第百九十七節　賴朝、義仲と爭ふ……三二四
第百九十八節　義仲、平氏を西海に迫ふ……三二六
第百九十九節　法皇義仲を厭ふ……三二七
第二百節　平氏海上の權を占む……三二八
第二百一節　法皇義仲を排せんとして敗る……三二九
第二百二節　義仲の末路及び其人物……三三一
第二百三節　神器を有せざる天皇……三三二
第二百四節　平氏の族滅……三三四
第二百五節　賴朝、義經を忌む……三三六
第二百六節　賴朝寺院公卿と調和す……三三八
第二百七節　賴朝政制を變革して大權を攬る……三三九
第二百八節　賴朝と廣元……三四〇
第二百九節　鎌倉政府の位地……三四〇
第二百十節　大化以來の最大變革……三四三

第十九章　北人の天下（下）　神武紀元千八百六十年より千九百七十二年に至る

第二百十一節　義經及び藤原泰衡亡ぶ……三四六
第二百十二節　賴朝死して鎌倉の基礎動く……三四七
第二百十三節　文武兩黨の爭……三四九
第二百十四節　賴家幽閉せらる……三五三
第二百十五節　北條時政將軍の廢立を謀る……三五三
第二百十六節　和田義盛北條氏に反抗して敗る……三五四
第二百十七節　將軍實朝暗殺せらる……三五五
第二百十八節　政子及び義時……三五六
第二百十九節　後鳥羽上皇鎌倉を覆さんとす……三五七
第二百二十節　『天皇の御謀叛』……三六一
第二百二十一節　南人の貴族的王朝主義、北人の武斷的民政主義……三六二
第二百二十二節　天下鎌倉を謳歌す……三六三
第二百二十三節　北條泰時の政治、貞永式目……三六五
第二百二十四節　鎌倉以前の文學……三六八
第二百二十五節　思想文學の變、其政治との關係……三六九
第二百二十六節　桓武より北條時代に至る宗教の變遷……三七二
第二百二十七節　皇族鎌倉に媚附す、泰時の死……三七五
第二百二十八節　北條經時、將軍賴經を廢す……三七六
第二百二十九節　三浦氏の敗滅、五攝家の現出、皇子の將軍……三七九
第二百三十節　鎌倉武士氣質……三八〇
第二百三十一節　鎌倉の士風と文學……三八〇
第二百三十二節　將軍宗尊廢せらる、元の勃興、元使の放逐……三八二
第二百三十三節　第一回の元寇……三八四
第二百三十四節　元軍風濤に逢ふて歸る……三八五
第二百三十五節　支那侵略の雄圖、第二回の元寇の顚滅……三八七
第二百三十六節　鎌倉の內亂、皇位の爭奪、皇位有期の閑職となる……三九〇
第二百三十七節　皇族の人物、南北武力の平均、北條氏民心を失す、寺院の武力……三九二

第二十章　後醍醐の親政　神武紀元千九百七十二年より千九百九十六年に至る

第二百三十八節　北條高時の失政驕奢……三九八
第二百三十九節　後醍醐出づ、中宮龐子政治に與かる……三九九
第二百四十節　所在の武士、北條氏の命を奉ぜず……四〇一
第二百四十一節　朝廷、武士と結びて鎌倉を覆さんとす……四〇三
第二百四十二節　後醍醐、寺院に賴つて北條氏を

謀る……四〇四
第二百四十三節　皇族雨泗相陷擠し、後醍醐蒙塵を恐れて脫奔す……四〇五
第二百四十四節　正成出づ、後醍醐隱岐に遷さる……四〇六
第二百四十五節　北軍戰志なし、所在の豪族、北條氏に背く、新田義貞、赤松圓心出づ……四〇七
第二百四十六節　足利高氏六波羅を陷す……四〇九
第二百四十七節　義貞鎌倉を覆す……四一〇
第二百四十八節　王朝黨武士黨の反目、人心王政を厭ふ……四一一
第二百四十九節　公卿と武士と、南人と北人と、後醍醐と尊氏と、足利と新田と相對抗す……四一五
第二百五十節　後醍醐尊氏を除かんとし尊氏鎌倉に自立す……四一六
第二百五十一節　大將軍は北方の皇位、義貞尊氏を征す……四一八
第二百五十二節　義貞の位地、尊氏の人物……四一九
第二百五十三節　北人の政治思想、時代の精神となる……四二二
第二百五十四節　尊氏京都を取り敗れて九州に走る……四二三
第二百五十五節　正成尊氏を防ぎて敗死す……四二六
第二百五十六節　『將軍天子の位を與ふ』……四二八
第二百五十七節　京畿の戰、後醍醐尊氏と和し義貞北國に逃る……四二八
第二百五十八節　北行京軍の困厄、義貞の人物……四三一
第二百五十九節　後醍吉醐野に逃る……四三二

第二十一章　足利氏の治世　神武紀元千九百九十六年より二千一百三年に至る

第二百六十節　戰爭地方的となる、金が崎城落つ……四三五
第二百六十一節　戰亂何故に收まらざるか、顯家義貞の敗死、後醍醐の崩御……四三六
第二百六十二節　後醍醐は何故に敗れし乎……四三九
第二百六十三節　建武式目、尊氏の祕法……四四〇
第二百六十四節　樞正行……四四一
第二百六十五節　足利時代の武士氣質及び其變化の原因……四四二
第二百六十六節　直義と師直の衝突……四四四
第二百六十七節　直冬、直義、尊氏交も相爭ふ……四四七
第二百六十八節　南軍北帝を執ふ、尊氏光嚴帝を立つ……四四八
第二百六十九節　尊氏の死、和田眞興の降服、北朝強臣の叛服……四四九
第二百七十節　足利氏の權執事に移る……四五一
第二百七十一節　細川賴之の善政、新田義宗の敗死、楠正儀の降服、菊池氏の衰亡……四五二
第二百七十二節　豪族の擅權、鎌倉氏滿の異圖、細川賴之の黜けらる……四五四
第二百七十三節　山名亡び細川氏榮や……四五六
第二百七十四節　足利義滿天下を一統し南北兩朝を混一す……四五七
第二百七十五節　義滿の人物、政策、當時の好尙及び美政……四五八
第二百七十六節　倭寇起つて支那朝鮮を犯す……四六〇
第二百七十七節　支那貿易、海賊、らつば、義滿、明の封册を受く……四六二
第二百七十八節　公卿義滿に媚附す、義滿死して法王號を贈らる……四六四
第二百七十九節　京都鎌倉の內紛……四六五
第二百八、十節　義敎の勵精、持氏の自立……四六六
第二百八十一節　赤松滿祐義敎を殺す、赤松氏亡ぶ……四六八
第二百八十二節　畠山氏將軍を制し、山名細川の二氏大也……四七〇
第二百八十三節　義政帝王の儀を具ふ、驕奢より德政を生ず……四七一
第二百八十四節　足利時代ノ技藝……四七二
第二百八十五節　足利時代の文學……四七三

第二十二章　戰國時代　神武紀元二千一百三年より二千二百三十八年に至る

第二百八十六節　應仁の大亂、將軍義政、其室富子……四七八
第二百八十七節　混鬪十一年……四八一
第二百八十八節　京都荒廢して公卿四散し、一向宗獨り榮も……四八三
第二百八十九節　政權下に移る、舊社會解けて新結合起らんとす……四八四
第二百九、十節　伊勢長氏の成功、畠山、細川の爭權、天皇崩じて葬むるの財なし……四八六
第二百九十一節　大內義興京都の權を執る、天皇潤筆料により衣食す……四八七
第二百九十二節　天子將軍を擁するも功なし……四八八
第二百九十三節　南人、北人、疲勞して新勢力中央に生ず……四八九
第二百九十四節　駿河の今川氏……四九〇
第二百九十五節　武田晴信の人物、軍隊、政治……四九〇
第二百九十六節　織田信長……四九三
第二百九十七節　德川家康……四九四
第二百九十八節　朝倉義景、淺井長政……四九四
第二百九十九節　上杉景虎、山陰、九州、奧羽の豪

族……四九五
第三百節　寺院の武力再發して數諸侯に敵す…四九六
第三百一節　上杉景虎、武田晴信と戰ひ北條氏を攻む……四九八
第三百二節　泰西諸國と交通し基督教來り、大內義隆亡ぶ……四九九
第三百三節　毛利氏著はる……五〇一
第三百四節　京都の無政府……五〇二
第三百五節　武田北條今川の同盟　今川の亡滅…五〇二
第三百六節　信長家康の同盟義輝殺さる、信長の上洛……五〇四
第三百七節　信長淺井淺倉を破り寺院を鎭壓し基督教を保護す……五〇六
第三百八節　信長の政、義照信長を忌む晴信の亂五〇八
第三百九節　義照殺さる……五〇九
第三百十節　小黨滅亡大侯幅起の運、政權下に移る舊社會の聯鎖絕ゆ……五一〇
第三百十一節　社會の新結合力忠義心の萌芽……五一二
第三百十二節　兵農の別、城下の發達、戰術の變遷五一三
第三百十三節　信長の陣法城制、世風を一變す、部下の人物、毛利征伐……五一五

第二十三章　秀吉の一統　神武紀元二千二百三十八年より二千二百六十年に至る

第三百十四節　秀吉の人物及び地位……五一八
第三百十五節　武田氏亡ぶ……五二一
第三百十六節　明智光秀信長を殺す……五二一
第三百十七節　秀吉高松城を取り毛利氏と和す…五二四
第三百十八節　秀吉光秀を亡ぼす……五二五
第三百十九節　秀吉天下の權を取る……五二五
第三百二十節　德川家康織田氏に黨して秀吉と戰ふ……五二七
第三百二十一節　稜來僧兵の降服、秀吉關白となる、新民順與の勢極まる……五二八
第三百二十二節　佐々、上杉、島津、德川の服屬、諸侯の誓文金配り……五三〇
第三百二十三節　東北諸豪の來附北條氏政の降服、伊達正宗の屈伏……五三二
第三百二十四節　民戶の武器を沒官す當時の經濟事情……五三三
第三百二十五節　學問の欠乏、東常縮、紹巴、藤原の惺窩……五三五
第三百二十六節　社會の行樂……五三六
第三百二十七節　宗教の權力盛にして信仰衰ふ、秀吉基督教を抑へんとす……五三七
第三百二十八節　當時國民の氣風習俗、法律及び道德……五三九

第三百二十九節　倭寇の猖獗、呂宋の入貢、秀吉明を攻めんとす……五四二
第三百三十節　秀吉子を失ふて外征の議決す…五四三
第三百三十一節　秀吉親軍の軍容、征明軍の部署五四五
第三百三十二節　明の國狀、朝鮮の微弱行長平壤を取る……五四六
第三百三十三節　援兵增發、行長明軍を破る、諸將の不和、秀吉國力の不足に泣く……五四九
第三百三十四節　北京の猥狼沈惟敬、行長と和を議す……五五一
第三百三十五節　朝鮮の土寇、愛親覺羅氏朝鮮を助けんとす、李如松平壤を取る、明の大敗……五五二
第三百三十六節　和議再び起る、秀吉の意氣衰ふ　五五四
第三百三十七節　日明兩國の退兵朝鮮抄掠の爲に衰ふ……五五六
第三百三十八節　秀賴生る秀次殺さる淀君出づ…五五七
第三百三十九節　沈惟敬の詐僞現はる……五五八
第三百四十節　再度の外征諸將功なし、秀吉の死、諸侯紛爭……五五九
第三百四十一節　外征軍歸る……五六四

第二十四章　德川氏覇權の確定　神武紀元二千二百六十一年より二千二百六十六年に至る

第三百四十二節　德川家康の人物及び位地……五六五
第三百四十三節　家康の敵手……五六六
第三百四十四節　石田三成の人物及び位地……五六八
第三百四十五節　家康の擅私、三成等家康を責む、細川忠興三成の策を破る……五七一
第三百四十六節　上杉景勝、直江兼續、佐竹義宜、三成に黨す……五七三
第三百四十七節　三成の反間成らず、景勝兵を擧ぐ家康之を攻めんとす……五七四
第三百四十八節　三成諸侯を糾合して兵を擧ぐ、家康の蹉跌……五七五
第三百四十九節　家康、三成兩軍の形勢……五七八
第三百五十節　關が原の戰、三成黨の大敗……五七九
第三百五十一節　景勝以下家康に服屬す……五八二
第三百五十二節　家康府を江戶に開らく、征夷大將軍の任官……五八三

第二十五章　德川氏の盛世　神武紀元二千二百六十六年より二千三百七十六年に至る

第三百五十三節　封建成つて平人安康を得、產業進む……五八七
第三百五十四節　淀君の人物、家康之を激發す、大坂兵を擧ぐ……五八九
第三百五十五節　大坂敗北して和す……五九二

第三百五十六節　大坂の再擧、秀頼淀君の自殺……五九三
第三百五十七節　藤原の惺窩、林羅山、文運の興隆、宋學武士の學となる……五九五
第三百五十八節　家康の法令、錮武の手段……五九六
第三百五十九節　徳川時代の憲法……六〇一
第三百六十節　家康の一統政略、其の功過……六〇一
第三百六十一節　家康の死、其像を西南に向はしむ……六〇三
第三百六十二節　泰平の空氣、秀忠の女中宮となる……六〇四
第三百六十三節　幕府中の黨爭、本多正純放たる、春日の局……六〇五
第三百六十四節　家光諸侯を臣とす……六〇七
第三百六十五節　不形儀の改易、五人組の制、士農衣服の制限……六〇八
第三百六十六節　後水尾徳川氏を憤る、外様大名の夷滅、家光の上洛……六〇九
第三百六十七節　耶蘇教徒の迫害、島原の教徒亂を起す……六一一
第三百六十八節　島原亂徒の敗滅、信仰試驗の酷刑……六一三
第三百六十九節　海外遠征の雄圖、邏羅に於ける日本人……六一五
第三百七十節　明の亡滅、遺臣援兵を乞ふ……六一六
第三百七十一節　藤樹、蕃山、奴隷の全廢……六一七
第三百七十二節　徳川武士氣質……六一九
第三百七十三節　生活美術工藝の進歩……六二〇
第三百七十四節　浪人の抱負、由井の正雪……六二二
第三百七十五節　將軍家綱天草の叛亂……六二三
第三百七十六節　浪人減じて遊俠の徒起る……六二五
第三百七十七節　公卿江戸に媚附す……六二六
第三百七十八節　酒井忠勝の專横、大奥の婦女政治に容喙す、皇親を將軍とせんとす、綱吉立つ……六二七
第三百七十九節　堀田正俊の重農政策……六二九
第三百八十節　綱吉學を好む諸侯學に向ふ……六三〇
第三百八十一節　池田光政、熊澤蕃山……六三一
第三百八十二節　會津の保科正之山崎闇齋、神道の結成、異端排撃……六三二
第三百八十三節　水戸の學風……六三四
第三百八十四節　綱吉時代の學者……六三五
第三百八十五節　正俊殺さる、男色の少年嬖臣の徒士林に入る……六三六
第三百八十六節　柳澤保明の寵任、保明文學を保護す……六三七
第三百八十七節　禽獸保護の令僧侶の殊寵……六三八
第三百八十八節　綱吉の禁奢令、彼の驕奢、濫惠、

當時の貿易財政社會の進歩……六四〇
第三百八十九節　元祿武士の風尚、赤穗義士の復仇、天災地變、綱吉の死……六四四
第三百九十節　家宣綱吉の非政を改む……六四七
第三百九十一節　政權側用人に移る……六四七
第三百九十二節　間部詮房、新井君美の出身、君美の硬貨政策……六四九
第三百九十三節　王覇の衝突、新井君美幕府を王とし主權を取らんとす、朝鮮使節待遇の禮、家宣の死……六五二
第三百九十四節　硬貨の制行はる、荷蘭清の貿易及び其制限、拔荷の風生ず、吉宗家宣の政治を破る、幕府衰亡の發端……六五五

第二十六章　徳川氏の末世　神武紀元二千三百七十七年より二千五百二十四年に至る

第三百九十五節　吉宗尚武の古風を起さんとす、非改革の運動……六六一
第三百九十六節　富、武力を呑み、大農小農を呑み、市府村落を呑む……六六二
第三百九十七節　肉慾の天國、江戸大坂の比較、南人の戀愛思想北人を感化す……六六四
第三百九十八節　儒佛の爭一變して儒林相互の攻伐となる、明音の勢力、仁齋、徂徠、順庵……六六七
第三百九十九節　史學、和歌、戯曲、俗歌、國民の自覺時代……六七〇
第四百節　吉宗葬府を縮少す……六七二
第四百一節　諸代制度の欠點、上下醉生夢死の時……六七四
第四百二節　田沼意次、市府卿制策、忠義の風、町人の間に生ず……六七六
第四百三節　士風の三變、農民諸侯に反抗す……六七八
第四百四節　政治的冒險者の輩出、竹内式部、山縣大貳……六八〇
第四百五節　田沼意次の外藩援引策、群黨意次を攻む、意次の收斂……六八一
第四百六節　江戸の大火、明和の大疫癘、淺間山の噴火、天明の大飢饉、意次の失落……六八四
第四百七節　松平定信、尾大不振の勢、定信の復古政策、平民の勢力……六八六
第四百八節　學問上の人心統一策、當時學派の沿革、折衷學、考證學、心學……六九〇
第四百九節　官學私學の爭論、異學禁止の令……六九二
第四百十節　和漢學の狀態、和學の研究、幕府を危くす……六九四
第四百十一節　光格の生父尊號の議……六九六
第四百十二節　露西亞の勃興、東下の歴史、林子平……六九八

第四百十三節　定信の墜落、意次との比較、松平信明の執政……六九九
第四百十四節　露人北邊に寇す、國防の經營……七〇一
第四百十五節　露國との交綏、異船砲撃の令、人心の洶洶……七〇三
第四百十六節　封建の効、人民の自立、市府の發達……七〇四
第四百十七節　江戸生活の榮華、江戸文學の再變、其喜劇的特色、再び肉慾の天國……七〇六
第四百十八節　幕府財政の窮乏……七〇九
第四百十九節　諸侯商賈に負債す、幕府の養子政策、封建治下の自治制、封建内容の壞崩……七一一
第四百二十節　諸代の微弱、外樣自立の志……七一三
第四百二十一節　天保の飢饉、亂民の暴發、大鹽平八郎の亂……七一五
第四百二十二節　家齊退き家慶立つ、鍋島侯の不服、水野忠邦出づ……七一六
第四百二十三節　歐洲形勢の變、英艦來らんとす、忠邦の外船撃攘令……七一七
第四百二十四節　蘭學の起原、蠻社の獄……七一八
第四百二十五節　忠邦の勤儉政治、財政改革、忠邦の失敗……七二〇
第四百二十六節　佛蘭琉球に來る、荷蘭國王の忠告、阿部正弘忠邦に代る、處士横議の端……七二三
第四百二十七節　歐米通商を求む、對外策問、人心の沸騰……七二五
第四百二十八節　荷蘭國王の密旨、正弘之を秘す、ペルリー開國を迫る……七二六
第四百二十九節　幕府の自棄、和親條約の締結、人心幕府に服せず……七二九
第四百三十節　吉田寅次郎、佐久間修理の監禁、壯士の現出……七三二
第四百三十一節　封建制度の中心力消滅す……七三三
第四百三十二節　國家なる理想の現出、脫藩浪人の輩出……七三五
第四百三十三節　第二の關が原、尊王攘夷論……七三六
第四百三十四節　藤田東湖の人物、幕政の矛盾、堀田正睦出づ……七三八
第四百三十五節　幕府の政策、開國に決す、ハルリス延見の禮……七四〇
第四百三十六節　ハルリスの外交顧問、踏繪令の廢止、日米通商條約……七四二
第四百三十七節　勇進黨開國黨、開國的攘夷黨、鎖國的攘夷黨……七四三
第四百三十八節　朝廷、幕府を苦しましむ、世子の爭……七四七
第四百三十九節　井伊直弼の大老、日米條約の批准、家茂を世子とす……七四九
第四百四十節　群黨直弼を攻む、直弼敵手を鎭壓す……七五〇
第四百四十一節　直弼の人物、擅斷、家茂將軍となる……七五一
第四百四十二節　京都、長州藩士の手に落つ、列藩會議によりて幕府を制せんとす……七五三
第四百四十三節　間部詮房の浪士掃蕩、廟議開國に決す、攘夷黨の閉息……七五三
第四百四十四節　公武合躰黨、佐幕黨、討幕黨、開國主義の實行……七五五
第四百四十五節　井伊直弼の暗殺、浪士外人を襲ふ、露人對馬を占領す……七五七
第四百四十六節　安藤信睦の執政、討幕論起る、和宮の降嫁……七五八
第四百四十七節　薩長の爭競、平野二郎討幕の議を奏す……七五九
第四百四十八節　薩摩の公武合躰說、幕府遂に屈して、政權朝廷に歸す……七六一

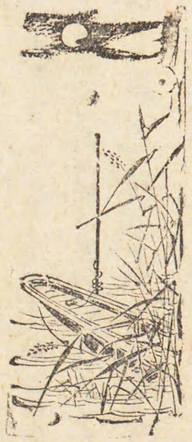

二千五百年史

竹越與三郎著

第一章　不文の歴史

第一節　太古史に顯れたる日本　第二節　世界の二大文明日本に混化す　第三節　日本南島文明の差異ある所以　第四節　日本に於ける支那文明の敗北

（文明の起原に關する最新學說）人類の祖先の一に出るや、學者多く同意すれども、其起原の何處にあるやに至ては一定の說なし。或はチグリス　ユウフレート河の邊にありと云ひ、或は北極にありと云ひ、紛々として定らす。然れども其初めて文明社會を作りしは、多くの學者、埃及にありとなす。然るに近年佛蘭西の學士ド

一節　太古史に現れたる日本

波濤の拍つ所は文明の起る所也。何となれは文明とは人と人との交通の結果に外ならずして、太古にありては人類は草木の種子の風に散布せられ、鳥獸の身躰に附着し、其の胃腑に入りて天が下に分配せらるゝが如く、多く風と海潮とによりて無意識的に世界に分配せられ、其の交通せんとするやまた多くは風と海潮との力に依賴せしが故也。去れば希臘フ井ニシヤの開化も此の如くして進み、支那大陸の開化も山東江淮の地より起りしが如く、日本文明の歴史もまた先づ海岸人民の記事によりて開かる。

我太古の歴史は信用すべきにも、信用すべからざるにも、唯だ古事記と、日本書記と古語拾遺とあるのみ。以上の歴史は其の編纂せられたる當時にありて、中央政府と交通ありし國々にある古來の傳說を集蒐したるものにして、史家强ひて之を纂（あつ）めて總合的連絡を附せんと試みたる

クトル。ル、ブロンジョン中央亞米利加のメキシコ森林を探險すること十二年、遂に人類最初の起原はメキシコ灣の半島ユカタンに在さ爲す。彼の云ふ所によればメキシコの文明、埃及より埃及より亞細亞歐羅巴に移りたり。曰くユカタンの古語は埃及文字と相似たり。曰く聖書の記事中のアダムイブの事、カインアベルの事皆なユカタン人の歷史にして、聖書以外の意義あり。曰く希臘のアルファベットはユカタンに起りし大洪水を歐ふたる歌也（いろはが佛蘭の歌なるが如く）ユカタンの古名はマヤにしてマヤは最初の

ものなりと雖も、今日より之を見れば、ユーカリ樹の木蔭に蹲踞して鳳梨を食ふ南洋人の傳說もあり。被髮文身、海波を家として蛟龍と爭ふ、マレー人種の傳說もあり。門前には鳥居を立て貴族の證とする邏羅人の傳說もあり。青銅の器具、形象の文字、優に文明の域に進みたる支那人種の傳說もあり。穹廬の內牛馬を殺ろし、歌謠して日を消す蒙古人種の傳說もあり。羖多の葉の下に蟄居せる小人種の傳說もあり。有らゆる地方、有らゆる人種の相異なれる傳說を集めたる形跡、歷々として掩ふべからず。これ皆な各人種の祖先が、其本土の口碑を傳へて新故鄉なる日本に及ぼせるものにして、其想像の狀、說明の法、生活の風、天地に對する思想の性質に於て、歷然相混すべからざるの區分を有す。今人が以上の歷史を讀みて、茫乎として其の際涯なきに窮し、遂に信ずべからずと云ふものは、古の歷史家が此等各人種の習慣口碑を合して、強ひて一となさんとし、西端の神人、忽として東端に現はるゝが如き說明を爲したるが故也。故に奇跡を行ふたるが如き神人は、一二にあらず、東西南北各々別に之ありしを思はゞ、我古典は忽ちに信ずべき傳說とならん。而して其傳說の性質相異なるにも係らず、此等の歷史に現れたる日本は、多くは伊豫、讃岐、對島、阿波、土佐、隱岐、筑紫、豐國、肥國、熊曾國、伊岐、佐渡、備前の小豆島、大島、女島、出雲、伯耆、日向、伊勢、等の海岸に過ぎず。已にして荒唐時代を去つて、稍や信用すべき時代に至るも、歷史に顯はれたる日本は、越後、上總、

國を意味す。曰くユカタンの位地はプラトーの部せるアトランチスの島國と符合す。曰く大洪水は基督紀元前八千六百十年と。是れ近時考古學上の破天荒の說にして、着々として考覈あり。若し此說にして眞實ならんか。

日本はメキシコより直接に渡來したるものありしなるべし。ドクトルブロンジョン探險のために財產を蕩盡して其大著述を公にするを得ず。今後の考古學は此の方面に於て必らず一大發見あらん。

*舊事記、天書の如き全然信ずべからず（日歐文明類似の參考說）敎授ジョセフイドキン氏は日本に傳はる神人傳を以てバビロン神人陸奧、攝津等の海岸國に過ぎざりき。且つ其人事に於て說く所も、海佐地（魚を釣るの鉤）と云ひ、無間勝間の小船と云ひ、綿津美（海洋）の神と云ひ、海を渡れりと云ひ、鯛、鉤を食へりと云ひ、鹽滿珠と云ひ、鹽乾珠と云ひ、（是れ乾滿の時を云ふのみ）鰐魚が人を送れりと云ひ、海を光らすの神と云ひ、皆な海事に關係あらざるはなし。之によりて之を見れば我日本の開化も、世界の例に洩れずして、海岸より始まりしを知るべく、我祖先の多くは、天風と海潮とによりて送られたる、海國人種なりしを知るべき也。

二節　世界の二大文明日本に混化す

蘊つて當時世界の形勢を考ふるに、また此の推測を助くるものあり。太古の人民は意外に大膽にして、其の事業の規模は、意外に廣大にして、而して意外に航海の術に長けたり。

記錄せられたる世界の歷史はアレキサンドルの征戰、ネブカデネザルの大勝等の赫々たる武勳に專有せられたりと雖も、不文の歷史なる習慣、遺物、言語、人種の骨格等より類推すれば、歷史以外、人種競爭の大征戰は意外に廣く行はれ、フキニシヤ人の文明は、獨り歷史の傳ふる所が如く、印度に達したるのみならず。神武紀元の前、數百年早く已に印度、高趾を經て、フキリッピン群島に達し、而してフキニシヤ人の經過せる海路は、更らに印度人の襲ふ所となり、歐亞大陸の勢威は、漸々南東に下り來り、セミナック人種なるフキニシヤの文明と、ハミナッ

傳と同一の傾向ありとなし、且つ此の神人傳の初めて唱られしは、基督紀元即ち垂仁天皇以前にあらざろべし。となす。其説によれば太陽を女性とするはバビロンより初まりし風にして、蒙古にも存じ。日本の天照太神もまた女性にして太陽なりと信ぜらる、是れ後にペルシャ神學を加味したる北方佛教の共に教ゐる所にして、天照太神は即ちペルシャ人のミスラス神なるべし（ミスラス神はペルシャ人の神にして二三世紀頃歐洲にも尊崇せられたり）此のミスラスは即ち印度のミトラの變名なり。故に亞細亞文明の歷史より、斷じて日本神人傳の起源は今を去る一千八百年以前にあらざるべき

ク人種なる印度アリヤンの文明とは南島の中に於て新たに一大化合を初めたる者の如し。而してフヰニシヤよりフヒリツピン群島。フヒリツピン群島より日本に至るまで、沿道の國土に於ける、古神傳説の多くは海原を主とするの點に於て、海魚を以て人語を爲さしむるの點に於て、言語の性質に於て、婚姻の風に於て、涅齒の風に於て、家居の風に於て、人身御供の風に於て、骨格に於て、神木を尊ふの點に於て、跣足の風に於て、婚嫁に處女を尊ぶの風に於て、男子の陰を祭るの點に於て、皆な一樣の形跡ありて、セミチツク、ハミチツクの兩文明が此地を經過して日本に至れるを示めす。

三節　日本南島文明の差異ある所以

若しそれ一葉の輕舟を放つて、一時間に一百里を馳する南洋奔流の暖潮に乘じて行く所を縱にせば、自然の勢、必らず九州東部の海岸に達すべく、然らずんば肥前の西を繞りて日本海に達すべし。九州の東部に達したるものにして、猶ほ潮流を離れずんば、大隅佐多岬の邊より、海岸に沿ふて流るゝ暖潮に乘じて、自然に豐後の海に入り日本をして花彩島の名あらしむる山陽道の多島海に入り、紀泉の海岸に沿ふて、東海道に來り、天照太神が常世(とこよ)の敷波(しきなみ)の寄する所なるが故に我を祭れと命じたりと云ふ伊勢の海に達するを知らん。思ふに此潮流が海潮の行く所を我家とせる歐亞大陸の優等なる人種を引き來て、日本九州海岸に散布せしものそれ幾何ぞ。此くて同一なる文明系統を有するに係らず、南島に止りしものは强烈なる日

を知ると。尙は同氏の『上古に於ける宗教思想の頒布』を見よ。（朝鮮を見て人種の混雜を知るべし）之を朝鮮半島に徵するも其新羅百濟は多く秦漢流亡の民にして、高麗もまた初めは箕氏の國にして全韓多く支那人種なりしに、南方、印度人の任那を立つるある、北方扶餘人の新高麗を立つるありて、全韓遂に此の新高麗人種に征服せらる。扶餘人は多く盛京の地にありしが、其先内蒙古裏離にありき。支那もまた小亞細亞より中央亞細亞、中央亞細亞より秦となり、楚となり、蒙古となり、而して一方よりは齊、吳、越の如き南海より來りし人種と相晉す。人種頒布の方法は東西一のみ。

光の恩惠を濫用し天成の菓樹の下に睡眠して、自然と爭ふの要なく、また劣等なる人種と相接するの故を以て、文明上の競爭なきがために墮落したるならん。之に反して日本に來れるものは北陸、山陰、九州の西岸より支那大陸の文明を負ふて進入したる人種と激甚なる爭を爲したるがため、高度の發達を爲したるものならん。

四節　日本に於ける支那文明の敗北

然れども蒙古人種にして日本を先有せる大國主(おほくにぬし)は、遂に出雲の海濱に於てたけみかつちに降りて、王業を失し、而して日本國民は其の初に於て支那文明の代表たる象形文字を以て、國民的言語とせずして、フヰニシヤ人が貿易によりて世界の民に交通せるより、各國の言語を寫さんとして發明せる聲音文字の文明に傾きて、自然に『いろは』四十七字を生じて、國民的言語を成すに至りしを見れば、また以て太古日本の沿岸に於ける人種競爭の結果は、支那人種の勝利とならずして、南島を經由したる人種の勝利となりし遺證と云ふべき乎。其の神武の祖父、ひこほゝでみが海に入り、海神の女によりて、水を乾すの珠と、水を生ずるの珠とを得て、其兄を苦しめたりと云ふ古傳は、實は月の力によりて、海潮に干滿あるを利用したるに過ぎずして、明かに吾國祖が世界に於て初めて月球と海水の干滿とに密接の關係あるを發明せるフヰニシヤ人の文明を知るものなるを證明す。故に我太古の歷史は今日の人種を作るに至るまで、幾多の人種が相混合したる歷史にして、此點に於ては、支那人種が東夷、南蠻、

教授イドキン氏は世界の文明凡べて一度びは裏海の邊に衆合したりしを說く。＊＊

ルジヤンドル氏の世界人類一系論には人類、文明の潮流印度よりベンガル、高

北狄。西戎の雜人種なるが如く、英國の人種がアングロ、サクソン、羅馬人の血肉の相合したるものなるが如く、今人種の脈管には、幾多の雜血、充滿せりと云ふべき也。＊＊＊＊

然りと雖も是等は寧ろ人種學考古學の領分にして、國民歷史の範圍の外にあり。眞個の國民歷史は、神武天皇より始まる。

趾支那よりフヒリツピン、日本本島より蝦夷が島、に移り、之より黑龍江によりてカムサツカに移り、米國の北西岸に移りて、ウチルジニヤ諸州に入りし形跡ありと爲す。小金井博士またコロボツクルてう古人種、蝦夷の爲めに壓迫せられて北方に渡り遂にエスキモー種族となると爲す。人種の波は滔々として南より北に及ぶ也。

＊＊＊或る程度まで發達したる人種にして、果して墮落するものあるか。ラウリンソンは國民起原論に於て、進化は大勢なりてう議論を駁して、實際野蠻に退歩したる人種を數へたり。即ち希臘の一部ゲロニは山間に退きしがため敵人の皮を着るの民となり。たま世界高等語の一なるサンスクリツトを語りし印度セロンの民は、今は墮落して數百種の語を有するのみ。十の數を數ふる能はず。此他墮落人種の例少からずと爲せり。

＊＊＊古事記によれば大國主の神、すさのをの命を訪ふて其女すせり姫と好を通ひ、私かに之を攜ふて走り、出雲に國を定むるや、すくなひこの神、天之羅摩船に乘り、鷦の皮の衣を着て來る。大國主即ちすくなひこを用ひて國を治むと。出雲朝廷は日本に於ける最初の君主也。

＊＊＊＊日本人種の區別に關しては說者の論尙ほ一定せず。然れども多くは最古の人種はコロボツクルと稱する小人種にして、歎冬の葉の下に住居する者が如く小に、穴居して貝を食ふの種族なりしと云ふ其遺跡は今の貝塚にあり。博士小金井氏最もコロボツクルの說に賛なり。而して之に次きて來れるものは今のアイヌ人種にして、アイヌは即ち蝦夷なるへしと云ふ。此次に來りしものは今の日本人種なりと稱せらる。

第二章　大和朝廷の成立　神武紀元より七百三十年に至る

第五節　神武の系統　第六節　出雲朝廷と神武一家の抗爭　第七節　神武の北上　第八節　血族を重ずるの風　第九節　土人の血皇室に入る　第十節　神武時代の國民生活　第十一節　綏靖其兄を殺ろす　第十二節　忘れられたる四百年間　第十三節　邊境の民王化に服せず　第十四節　初めて租稅を收む　第十五節　宗教心の激變　第十六節　大和朝廷權力の發達　第十七節　奴隷の制度　第十八節　標本的日本婦人　第十九節　三韓文明の風化

五節　神武の系統　神武天皇は名をわかみけぬまと云ふ、天照太神直系の裔也。天照太神、あめのをしほみゝを生み、あめのをしほみゝ、ひこほのにゝぎを生み、ひこほのにゝぎ、ひこほゝでみを生み、ひこほゝでみ、うがやふきあへずを生む、神武天皇はうがやふきあへずの第四子也。

六節　出雲朝廷と神武一家の抗爭　初め天照太神、高天が原にありて、其の子あめのをしほみゝを『豐葦原の千秋の長五百秋の水穗の國』に下して統御せしめんとす。豐葦原とは茅葦茫々として四境

ジョージラウリンソンの調査によれば世界文明

を掩へる日本を云ふ。蓋し此時に方てや、人烟稀疎にして交通の道は多くは唯だ海潮に任するの習なれば、稀疎なる人類の住所も、また唯だ極めて狹隘なる部分に止まりき。去れば蒙古人種の首魁たる大國主、すくなひこ等が出雲に國を建て、朝廷を構へ、支那大陸の文化を應用し、聲威、隣近に震ふを見ては、日本の主權は此にありと見られ、之を取らば以て日本を服從せしめ得べしと信ぜられたるならん。已にしてあめのをしほみゝが復命して豐葦原の地、部落各〻酋長を有し、囂々として容易に統御しがたしと云ふや、天照太神、其の族人を高天原に集め、何人を遣はして日本を夷平せしめんかを議す。第一に遣はされたるはあめのほひなりしが、此の將軍は大國主に媚附して、其の征服の初心を失ひ、三年を經るも復命せざりき。次に遣はされたるはあめのわか子なりしが、彼もまた長髮地につかんとする出雲の美人、したてる姫に溺れ、八年の間音信杳として聞へざりき。此に於てか更らにきゑななきめを遣はして之を探らんとせしに、却つて敵に殺さる。憤激したる高天原の朝廷は更らにたけみかづちをしてとりぶねと共に出雲を征せしむ。二人出雲の伊那佐の小濱に着し、十拳の劍を拔きて浪の穗に逆かだて其の前に趺坐して勢威を示めし、大國主の一族に迫つて、豐葦原の中つ國を統御するの權を禪り受く。高天ヶ原の朝廷が此くまで數回の使を發して出雲朝廷に迫しを見ては當時、出雲の朝廷は日本唯一の君主なりしを見るべく、また日本文明の萠芽は此處に發したるを知るべき也。此く

の歴史は左の如し（西洋紀元前）大洪水の時期三千二百年、埃及王制の紀源二千四百五十年、バビロン王制二千三百年、小亞細亞最古の文明二千年、フヒニシアの起原千五百年、アッシリヤの起原千五百年、ペルシヤ文明千五百年、印度文明千二百年、ギリシヤ文明千二百年、羅馬文明六百五十年、以上の表によれば神武より二千五百五十年ありとするも、日本文明の起原は羅馬より後るゝこと一百年也。然れども神武紀元は二千五百年にあらず大凡二千年なるべしと云ふものあり。若し二千年に止ると云高等批評をして眞實ならしめば、方に羅馬がカルマージと覇權を爭ふの時に當る。（イド

てあめのをしほみゝの子、ひこほゝにゝぎはたけみかづちの取りし國に入らんとして先づ吾田の國の笠沙（かささ）の岬に來る。今の薩摩の加世田の港是れ也。

七節　神武の北上

ひこほゝにゝぎ、一日、笠沙の港に一美人を見て誰の子なるかを問ふ。美人は國神、をほやまつみの子、このはなさくや姫なり。國神は土豪を云ふ。ひこほゝにゝぎ之を娶りて、ひこほゝでみを生み、ひこほゝでみ、とよたま姫によりてうがやふきあへずを生み、うがやふきあへず其姨（をば）、たまより姫によりていつせ、いなひ、みけぬま、わかみけぬまを生む。みけぬまは常世（とこよ）の國に渡り、いなひは母の國海原に入る。海原は朝鮮也。いつせとわかみけぬま、止りて國を建つ。わかみけぬまは即ち神武天皇也。*

初めたけみかつちが天孫**のために日本統御の權を禪り受るや、思らく已に出雲の朝廷を服す、日本を夷ぐること易々たるのみと。然るに天孫が笠沙の港につきてより以來、わかみけぬまに至るまで已に三世地は猶ほ僻遠にして、所謂る中つ國は他の豪族の相爭ふに任かせ、天孫人種は一隅に偏安を保つに過ぎざりき。然れども土着すること久しきを經、日本沿岸の海路に熟通すること深きに從つて、其の曾て想像せるよりも全然別種なる日本を發見したるものゝ如し。曾つてたけみかつちが大國主の禪を受たる日本は、山陰の日本なりき。今や笠沙の沿岸を走る暖潮に乘じて奔れば別種の日本あるを發見し、花彩島とも云ふべき美麗なる山陽一帶の多

ヤン氏の説を見よ）

*わかみけぬまを神武と云ふは、後世漢文輸入の後證到を上りし也。

**天孫は天照太神の後なるを以て云ふ也。

***大和は東方にあらず北方なれども昔人地理に暗くして此く云ふのみ。

嶋海より、暖風吹きよする五幾の海岸は其目前に開たり。しほつちの翁なるものあり、神武に説きて曰く東方に美地あり、青山四もに周る。天の磐船に乘りて飛び下るものありと。神武之を聞きて曰く、飛び下るものは是れ同族、にぎはやひにあらずやと。九州と上國との交通は、意外に早く開け、神武大遠征の前に、已に幾多の遠征の試みられたるものあるや知るべき也。此の如くして其水路に熟し、形勢に通じたるころは、神武は已に四十五歳の中老なりしが、遂にしほつちの翁の云へる東方の美地を略せんと欲し、族人を擧つて北方に上る。其の速吸門に至りしとき一漁人の艇に乘るあり、其名を問へば、答て曰く是れ國神、うつひこにして回浦に釣せりしに、天神の子の來ると聞き、迎へんがために此に來ると。以て優等人種の聲譽、威望已に四隣に響きたりしを知るべし。此くて神武は安藝の境宮に七年を、吉備の高島の宮に八年を過ごし、前後十五年にして、浪速を經て、河内の白肩の津に着し、其新郷里として望みたる青山四周の地に入らんとして、龍田に赴くや、其路狹隘にして嶮、人並行する能はす、更らに東、生駒山を越へて大和に入らんとするや、とみの土豪、ながすねひこ、兵を集めて孔會坂に拒ぎ、いつせを射て之を創死せしむ。即ち道を轉じて、茅渟の海より紀伊に入り熊野の嶮を經て、吉野より進む、紀伊の豪族たかくらじ之を助けて土酋を征し、其相防ぐものやそたける、えうけし等皆な夷滅せらる、已にしてながすねひこ、使をして神武に云はしめて曰く、昔し天神の子あり、天の磐船に乘り、天より下る、名けてにぎはやひと云ふ、吾、にぎはやひを以て君として仕へ、吾が妹、みかしや姫を奉る。それ天神の子豈に兩種あらんや、奈何ぞ更らに天神の子と稱して人の地を奪ふかと。神武答へて曰く天神の子も亦た多し、汝が君とする所のもの、實に天神の子ならば必らず其證あらんと。ながすねひこ即ちにぎはやひのあまのはゞ矢一隻、及び歩靱を示めす。神武もまた其天のはゞ矢と歩靱を示めす。にぎはやひ、之を見て其同族なるを信じ、惑へるながすねひこを殺し、其衆を師ゐて其子うましまでと共に降り、大和の地悉く夷らぐ。神武即ち橿原の地に都を定む。

八節　血族を重んずる古風

此に於てか大に部屬の功を賞し、あまのたねこ、あまのとみをして、祭祀を主どり政柄を執らしむ。たねこの後は即ち中臣家にして、とみの後は齋部家也。みちのをみの命とをほくめの命をして宮門を衛らしめ、靱部と稱せしむ。みちのをみの後は即ち大伴族にして、をほくめの後は久米の族也。以上の數氏は、吾田以來譜代の臣屬にして、此外にぎはやひの子、うましまでをして宮殿の中に宿衞せしむ。其後は即ち物部族也。以上の朝官は其人を官にするにあらずして、官を以て其族の有とし、族長、其の官に當るもの也。一國を以て一家の事となす族長時代の風、此に見るべく、以下數百年、政治の組織は凡て此族制に從ふ。而して是等は皆な、直接若しくは間接に神武の家と連引せる種族にして、一人、別人種の朝官

に補せられしを見ず、神武の家はまた此等數族の總長として、其位を世にす。是より以下同族外の功臣は、皆な外に出てゝ外官となる。即ちうつひこは嚮道の功を以て倭國造となり、をとうけしは猛田縣主となり、をとしきを磯城の縣主となし、つるぎねを葛城の國造となせるが如き是れ也。當時叛服未だ測るべからざる土民を朝官とするは、極めて危險なるが爲なりと雖も、如何に天孫人種が其の同族を尊とみしかを知るべく、後人をして、最も血族を重んずるイスラエルの種族が、四十年間征戰の後、猶太を取るも、十二民族相分れて其職を世にし、其業を襲ぎ、子孫相繼ぎて亂るゝことなく、他と婚姻を通ずるを禁じたりしを懷想せしむ。これ社會結合の聯鎖は唯だ血族を同ふする一事の外なかりし時代に於ては、必然の勢なりし也。

九節　土人の血皇室に入る

然れども如何に同族血統を重んずるも、其同族なるものは一隊の舟師に組まれたるものゝ外に存せず。而して其の舟師もまた極めて狹小なるものにして、神武が途にうづひこに遇ふて、之を嚮道となせしとき、棹させる椎の木の先を出して、うづひこを舟に入らしめたりと云へば、其の船舶の大小も推して知るへく、從つて之に乘りし同族の數も極めて少かりしを知るを得へし。去れば如何に同族を重んずるも、婚姻は他と相通せざるべからず。殊とに神武が豐國の宇佐に來りしとき、其うさづ媛を取つて一行のあまのたねこに與へたるを見ては、此の東征の一隊は戰鬪を主とせるがために、婦女を欠きたるを見るべし。故に政治上に於ては同族を重んじて、異族は外藩の主となすに過ぎざりしも、神武が其日向の吾田にてあひら姫を娶りし外に、更らに后を立てんとするや、餘義なくも同族外の土着人種、三島のみぞこひの孫、ひめたゝらいすけより姫を入るゝに至りき。姫の父は大國主の子なることしろぬしなる也。此の如くして、土着人種の血は早くも國初の皇室に入る。

十節　神武時代の國民生活

此時に方つて日本は倭、猛田、磯城、葛城其他の數ヶ所に過ぎず。縣と云ひ、國と云ふも法律上の區分あるにあらず、均しく人民群集の所にして、其人民の呼ぶ所の習俗によりて名けたるものゝ如し。故に神武は日本の開祖たるも、當時の日本は、此隘狹なる一地方にして、其他は豐葦原の名の示すが如く、茅葦茫々として四境を掩ひ、鬱々たる森林は數百里に亘りき。近江國の松樹は其周圍五百丈ありて、朝の光を受けては丹波を隱くし、夕の輝を受けては伊勢國を掩へりと云ひ、筑後國にありし樫樹は、長さ九百七十丈、朝には肥前の峰を陰くし、夕には肥後の山を藏くせりと傳說せらるゝを見ては、森林鬱葱、人烟稀踈なりしことも略ぼ察知すべき也。若しそれ人民の社交的生活に至りては、神武が國主たるの身を以て、其后を求むるに、道を行く七人の少女につきて之を求め、而して少女もまた立どころに之を諾したるを見て、婚姻の風の如何に簡易なりしかを見るべく、神武が之を娶る時に方つてや、先づ之を宮に伴はずして、直ちに其后の家に就きたるを見ては、嫁娶の法、女は父母の家にあ

當時思ふことあれば即ち歌ふ。神武は戰に臨みて歌ふて士氣を鼓し、戰勝つて悅びて歌ひ、大久米が后を立てんとするに、何れを取らんとするかを問ふにまた歌を以てす。

一當時の宗教思想に二種あり

當時の新人種は宗教なきにあらざりき。神武天皇戰に臨んで夢想に從ふて私に使を遣はして天香久山の土を以て天の平瓮八十いつ嚴瓮八十を作り、天神を祭り、敵を呪詛して勝を得たり、また八十平瓮を以て水を用ひずして飴を作らんとし、成らば勝利ならん、成らずんば敗北ならんとて之をトしたり。以て新人種

も天神を祭るの宗教を有したるべし。然れども新人種の祭るの宗教は天神の超自然的勢力を信ずれども、福現世にして止る現世教にして、未來世なきもの、古事記には暗の國と號して死者の行くべき地あるを示したれども、是れ纍古人種の宗教にして、南方人種の宗教にあらず。

りて男子外より通ふの風ありしを知るべく、神武が其后と婚するや『あしはらのしけこきをやにすがたゝみいやさやしきてわがふたりねし』と歌ひしを見て、其家居の風を想見すべし、しけこきをやは茅の繁れる小屋也。すがたゝみは管の敷物也。いやさやしきは之がために清まる也。茅の繁れる小屋に我等二人、寐たりとは、如何に素朴にして茅茨切らすてう古風なる家居を示めせるものぞ。いすけより媛は土着人種ながらも、神の子と云ひ傳へられたれば、大和の貴族なりしに、其家居の風此の如し。若しそれ之より下れるものは、目今各地に發見せらるゝ土窟の跡によりて其風を想見すべし。朝た日光を見ては、弓矢を携へて出でゝ獵し、獲物を得れば歸つて之を料理す。或る所には火食の俗もありき。或る所にては生食の俗ありき。曆日を以て時を知るすべなく、日出日沒を以て一生涯となすに過ぎず。神武來りて多少家居の風を生じたるも、猶ほ容易に改まらず、半穴居半家居の混合家居多かりしものゝ如し。而して此の優等人種もまた曆日を傳へざりし也。中國にして此の如くんば、其他の蠻風は推して知るべし。神武が征戰に用ひたる武器は、弓矢、石頭鐵身の劍、或は椎木の棒等にして高尾張邑の土蜘蛛は、窘逐せられて急に奔り。葛の網にかゝりて出で來るものあり、是れ國樔の祖なりと云ふ。國樔は應神の時、猶ほ木菓、菌、茸を食ひ、蝦蟇を上味とせり。此の如き蠻野なる人民の上に神武は日本を建てたり。日本は青山四周せる

神武は橿原宮に崩す壽一百二十七歳《日本書紀》

綏靖は葛城の高岡に在りて政治す葛城は神武東征の時土蜘蛛を鏖殺せる所也。

大和の地のみ、何人も最早や神武に抗するものなかりき。此くて桃源夢暖にして事なきもの數十年にして神武は崩じぬ。

十一節　綏靖其兄を殺ろす　繼て帝位に即きしものを綏靖と云ふ、神武の第四子也。初め神武が日向にて娶りしあひら姫によりて生めるをたぎしみゝと云ひ、次に大和のいすけより姫によりて生めるをひこやゐ、かんやゐみゝ、かんぬなかわみゝと云ふ。かんぬなかはみゝ、神武の愛を得て立て太子となりしが、神武の崩ずる時、たぎしみゝ、其母后、いすけより媛を娶りて其三弟を殺さんと計る。事、いすけより媛によりて洩る。かんぬなかはみゝ其兄かんやゐみゝと謀り襲ふて之を殺ろし遂に帝位に即く。かんぬなかはみゝは即ち綏靖也。蓋し變、たぎしみゝの姦謀に起ると雖も、互に母の人種を殊にするの故を以て、多少人種憎惡の情其間に蟠まりしもの乎。此事變の結果は大和人種の出なるかんぬなかはみゝの勝利となり、而してかんぬなかはみゝはまた母后の妹、いすけより姫を娶りたれば、國初の皇室には大和人種の血は饒かに注がれたり。而もいすけより姫、實は前の日向の國主たる大國主の子、ことしろぬしの女なれば前國主は政權に失ふて、血液に得たりと云ふべき乎。

十二節　忘れられたら四百年間の記事　是より後安寧、懿德、孝照、孝安、孝靈、孝元、開化に至る八代は前史唯だ其の即位、遷都、立后、崩御等を記するのみ。支那にありては戰國愈よ亂れ、蘇

綏靖四十五年にして崩ず

○綏靖皇子しきつひこてみ位を襲ぐ之を安寧天皇とす。片塩の浮穴に在りて政治す四十五歳にして崩ず皇后はしぎの縣主の女あくと姫にして大后の姪也。

○安寧の皇子をほやまとひこすきとも、位を襲ぎ輕の境岡の宮にして政治す。之を懿德天皇とす。皇后はふとまわか姫、天皇四十五歳にして崩す。

○懿德の皇子みまつひこかゑに位を襲ぐ之を孝照天皇とす。葛城掖上の宮にありて政治す。九十二年にして崩す。

○孝照の皇子おほやまとたらしひこくにおしびと位を襲ぐ、之を孝安天皇とす。其の姪をし姫を后とす。一百二十三歳にして崩す。

○孝安の皇子、をほやまとれこひこふとに位を襲ぐ之を孝靈天皇とす、黑田にありて政治しくはし媛を立てゝ后とす。

皇子、をほきびつひこ。わかひこたけきびつひこ相携へて播磨より吉備を征す。

天皇一百六十歳にして崩ず。

○孝靈の皇子、をほやまとれこひこくにくる皇位をつぐ之を孝元天皇とす輕にありて政治す、之を境原の宮と云ふ皇后はうつしこめ姫。

天皇五十七歳にして崩ず。

○孝元の子、わかやまとれこひこふとひゞ位を襲ぐ之を開化天皇とす、春日の都にありて政治す、之をいさかはと云ふ。

いかしこめを納れて后とす。

治世六十年、一

張の遊説、六國の合縱、東周の滅亡、始皇の統一等ありて、國家結合の潮流愈よ急に、歐洲にありては羅馬共和國の現出するあり。マラゾンの大戰、ペロポンチサスの大戰鬪はれ、大聖ソクラテスの從容として死に就くあり。雄烈火の如きデモスセンスの辯舌を生じ、平民の爲めに死せる、クラツカス兄弟を生じ、英雄輩出して進歩の活力浩蕩として止まる所を知らざるの時に方り、我國史は四百餘年全く、暗黑の中に葬られたり。其間、列世、都を移すと稱するも、是れ後世に云遷都の如き事にはあらすして、列世の太子、多くは外に出てゝ父帝と居住を異にせるもの、父帝の崩御に遇ふて自家の居所にありて直ちに政事を聽きしにすぎす。故に遷都と云ふよりは、古事記が某々の宮に坐して天下を治めたりと記せるもの其實を得るもの也。而して列世、都を更へて其煩を憂へざりしを見れば、人民との關係の薄くして、其興廢一家の中に止りしを想見するに餘ある也。

十三節　邊境の民王化に服せず

中原の地は此の如く泰平安逸を夢みたりと雖も、邊境は常に安全なる能はざりき。曾つて國祖を送り來りし暖潮は、更らに相續ひて支邦の南岸、印度洋、南洋の新人種を日本の邊境に送りて止まず。また神代以來相交通して已まざりし朝鮮にあつては、今や其宗國なる秦國の壓抑を厭ふて亡命せる人民を承けて辰韓を生じ、更らに燕人衛滿の徒黨に侵畧せられて馬韓を生じ、之と共に支邦大陸の文化を輸入し來る。中にも辰韓は大關領の東南、日本と交通するに至便の地にありて其知識最も開發し開化帝の前に方つては、已に鐵貨を有して商賣の間に使用したりき。斯る優等人種續々邊境に入り來るに遇ては、曾つて一回の征戰によりて服從せしめられたる國民の秩序は、固より速に一變せざるを得ず。況んや新人種の入來するのみならず、九州中國の民は、自ら進みて此の優等人種の國と往來する程の勇膽と技術あるに於をや。故に此時大和の朝廷は、大和及び傍近の地を以て日本とするのみ。北陸、奥羽、九州の如きは其の國家の外にあるものと見なし、此等三大部分の民も、また大和朝廷の何ものたるを知らず、五百年前、神武征戰の古談を聞きて、何ぞそれ我祖先の武勇談に似たるやと思ふに過きず。州郡の土豪、各自ら君長の權を有したる也。且つ九州の土豪の如きは漢の時已に其文化を慕ふて使を通ずるものあり、漢書は倭人百餘國、歳時來り獻すと云ひ、後漢書にもまた使譯を通ずる三十餘國なりと記し。後漢、光武の時、筑前怡土郡の主、漢廷に朝賀し、光武之に國主の印綬を與ふ。此時に方つて王權は大和近傍に止り、國家は固より統一せずと云ふよりも、二三以上の國家ありと云ふの適當なりしを見る也。去れば六百年間、大和の中原は征戰一回もなかりしときに方つて、邊境に於ては人種文明競爭の波濤、澎湃として寄せ來り、泰平の夢も開化崇神の時に至りて破れたり。蓋し此時、神武の創業を去ること已に六百年、神武の時に其家族を分封せるは、大和の一國に過ぎず。爾來、歷代都を移せりと雖も、大和河内の外に出

づることなし。去れば天孫人種は如何に優等種族なりしにもせよ、其勢威大和河内の近傍に振ふに過ぎず、其民數は如何に增殖するも、大和河内の近傍に蔓延するに過ぎず。好し、當時人民の住居する州郡に於て、至る所に天孫人種の分派を見ることありとするも、これ寧ろ一の逸族に過ぎず。此かる間に邊境の人種競爭は愈よ激烈なると共に、在來の人種は六百年間、外敵の侵入を蒙らざりしがため優に發達をなし、今は神武創業の時とは異なりて、邊境の民は外國優等の文明を見て心醉するがため、僻遠の民は大和に遠きがため、大和に蟄居して安逸を貪る朝廷の何故に尊敬せざるべからざるかを解し得ずして、雄悍、豪強、容易に服すべからざるものを出したるが如し。

十四節　初めて租稅を收む　神武の時は天皇も土階三尺の家に居住し、皇后たるべきものも茅屋に菅敷きて寢ね、而して綏靖に襲殺せられたるたきしみゝの如きは、王子の身を以て窟室に居住したりと云へば、猶ほ穴居の風を脫せざりしも、此時に方りてまた何ぞ租稅なるものあらんや。然るに崇神の世となりては、初めて天下の民を校し、男子をして弓端の調、女子をして手末の調を出さしむ。弓端の調は男子收穫の一端と云ふの義にして、手末の調は女工の餘を云ふ。これ即ち租稅の初也。民戶を檢し、定稅定租を徵するに至ては、大和戰勝者の家も、また漸やく朝廷の形を爲せるもの也。已にして崇神の子やまとひこの逝くや、初めて其陵に人垣を立て、殉死の徒をして生ながら垣根の如く相並びて埋もれしむるに至れり。殉死は古よりの風なりと雖も、殉死者を以て垣を作るに至ては王權の發達漸やく大なりしを見るべし。民間の發達彼の如く、王權の發達、此の如く、權勢と强悍と相衝突するの結果は、所在の土豪相蜂起して、朝廷は安からぬ思を爲したりしが、此時に方つて、韓土の浮浪は初めて日本の沿岸を襲擊したるに加へて前代未た曾つて知らざる疾疫を發し、所在の民、死亡相次ぎ、國人大半滅びんとす。開化崇神の朝は、國初以來第一の國狀變革を生じたる時なりき。

十五節　宗教心の激變　此不安の形勢によりて、先づ變動を生じたるは宗教心なり。國初以來、祭祀は極めて簡易にして、天照太神が親しく大嘗祭を行ふて、天を祭りし以來、天孫の宗教は天を祭るの外なかりき。而して此大嘗祭は凡ての事よりも緊要なるものとせらるゝこと、恰かもユダヤの苅穗祭の如く、皇室より野民を通じて一大清潔の日にして、かみをやの神が巡行して不二山に至り、日暮れて宿せんと請ふや、不二山の神、大嘗の日なるを以て之を辭したりと云ふが如き傳說を見て、其如何に古代に於ける大節會なりしかを見るべし。而して此節會の趣旨は、新穀の成熟を天に報じて、其一年の恩を謝し、來るべき歲月の祝福を祈る也。以て其宗教思想の單純なりしを見るべし。若し兒事ある乎。一切己が有する所のものを出して之を祓ふ。祓ふとは物を犧牲として罪の汚を拂ふ也。すさのをが天照太神の神嘗を妨げて罪を得るや、凡

百十五歲にして崩ず。※此時、韓人初めて日本を攻む（神明鏡、類聚補任、八幡靈應記、伊豫三島社緣起、一代要記、皆な外敵の襲來開化に初まるといふ。）

べてのものを出して、最後に涕を出して以て祓とせるが如きは、其一例にして、因習俗を爲し、人に對するの罪に於ても、天に對するの罪に於ても、祓は其救の第一義なりき。而して何事にも天神の意を承くるは欠くべからざる事なりしかば、祭祀は則ち政治上の第一要義にして、族長は即ち祭祀の長なりしかば、祭禮の具は則ち衆族の最も敬重する所なりき。而して天を祭るに方つては清潔なる火光*を要す。九州諸族の長が賢木（さかき）にかけて軍陣に臨む、劒と玉と鏡とが其の族人の寶となり、而してまた祭祀の具となり、一轉して所在の祭神の本躰となるに至りしもの、兩つながら族長が祭祀の長たりし證據**也

古代の宗教的生活は此の如く簡單にして、荒曠の世、往々にして神怪の事なきにあらざりしも、要は單純なる族長祭天と祖先崇禮の外あらざりし也。然るに崇神の朝に至り、國狀不安にして、警報四方より至り、大和朝廷大に狼狽す。崇神一夜愁に沈みて天を祭る床に坐して、天意を乞ふや、大國主、夢に顯れて曰く、疾疫起りて人民多く死するは我の心也、いふたゝねこをして我を祭らしめば、神氣起らず、國土安平ならむ。是に於てか直にいふたゝねこなる者を尋ね之を得、大國主を祭らしめ、いかがしこをして八十の甕を作りて、祭るべき天神地祇の社を定め、赤色の楯矛を以て、宇多の墨坂の神を祭り、黑色の楯矛を以て大阪の神を祭り、坂尾神、河瀨神に至るまで悉く幣帛を奉る。此の如くして、變亂に狼狽せる朝廷は端なくも政權の爭に於て

*中世まで四國の民には此風ありき。

○開化の第二子みまきいりひこいにゑ位を襲ぐ之れを崇神天皇とす六十歳にして父皇の崩御によりて即位す。みまき媛を立てゝ皇后とす。都を磯城に移し瑞籬宮と稱す。疾疫大に行はれ國民大半死亡す。百姓流離して或は背叛するあり。海邊の民船なきに苦しむを以て詔して船舶を作らしむ。天皇あまのひこどりが天より將ち來れりと云ふ神寶の出雲大神宮に藏せるを見んと欲す。此時、神寶の管主、いづものふりね筑紫にあり其弟ゑいゝりれ之を奉るふりれ之を怨みて其弟を殺せしかばきびつひこをしてふりれを誅殺せしむ。天皇在位六十年にして崩ず。壽一百二十歳。

**たけはにやすひこ叛するや人、其妻が天の香久山にある天神地祇を祭るの土を取りたるを以て其兆となす。是れ皇族の長ならずんば、天神地祇を祭る能はざりし者乎。祭祀は族長の事なりしを見るべし。また九州の諸族が劍鏡璽を尊ぶの風は景行の條を見るべし。神氣とは疾疫を云ふ疾疫は神の崇に出づと信ずる也。

***日本書記に云ふ天照太神と大國主を共に住ましし

已に服したる前人種の主權者大國主を祭つて福を祈りしかば、祭天の宗教は、一變して人魂鬼神を祭るの宗教と化***したり。是れ宗教上に於て勝利者が土人の信仰に同化したるもの也。

十六節　大和朝廷權力の發達

去れども大和朝廷は祭禮を以て足れりとせず。其後をほひこを高志の道（北陸道）に、たけぬなかわゝけを東方海道（東海道）に、きびつひこを西海道に、たんばのみちをみを南海道に遣はし、兵力を以て不逞の徒を征し、大和朝廷の權勢を四方に擴張せしむ。此の如き經略使の發遣せられたるは、大和朝廷、空前の事にして後世之を名けて四道將軍と云ふ。然るに四道將軍未だ發せざるに、崇神の庶兄たけはにやすひこ其居住の地山城より、其妻あだ媛大坂より、兩道兵を起して大和朝廷を襲はんとせしかば、先づ擊つて之れを殺し、而して後に出發し、をほひこは高志の國に入り、後また崇神の長子とよきをして東の國を領せしむ。上毛野、下毛野の君此より出づ、此時、大和朝廷の權漸やく北方に達したりと云ふべし。此くて叛亂畧ぼ平らぎて民戸の調査、租稅の徵收も行はれたりしかば、時人崇神を呼びて、肇國（はつくに）知らす天皇（すめらみこと）と云ふ。心は初めて國を治むるの君と云ふ也。

十七節　奴隷の制度

國初以來、新人種が血族を尊とみしは曾て已に之を記せり。而して此の新人種は戰勝者なるを以て、其の降服せる異人種は、當時世界一般の風に從ふて、男は奴とせられ、女は婢とせられ、奴隷の制は初めて起りたり。思ふに此の時猶ほ物品賣買の事行はれずして、

めば安からざらんことを恐れて之を分てり。また其後垂仁の子、長じて唖なり垂仁憂へて已ます。一夜大國主夢に現れて我家を天皇の家と一樣に作らば皇子の唖を癒さんと云ふ、前朝の覆滅が却つて大和朝廷の憂慮たりしことを見るべし。

單に物を所有して之を使用するに過ぎざれば、後世の所謂る奴隷賣買なるものなかりしと雖も、征服せられたる異人種の中、新人種の勢力の及ぶ地方に居住するものは、多く思ひ〳〵に奴隷とせられたるや疑ふべからず。四道將軍の征戰以來、大和朝廷の權力の擴張すると共に、大和人種も漸々地方に分散しつゝ初まりたれば、其散布と共に奴隷の制の漸々地方に散布したるものゝ如し。然れども今日の奴隷制度を想像せば、そは大なる誤謬也。當時奴隷の名なく、公民、下民の名なく、唯戰勝者の所得として、舊人種を使役せるのみにして、彼等の主人は彼等の上に生殺與奪の權を有せりと雖も、歐洲近世の所謂る、須臾も鐵鞭を離るべからざるの奴隷とは異なり、奴隷と云はんよりは、寧ろ家の子、郎黨と云ふを適當なりとす。勿論彼等は政府の眼中に存せずして、唯だ勝利者の隨意に生殺するに一任せられ、政府に納稅するの義務を有せざる代りには、族長の爲に死生を輕んぜざるべからざるの地位に立ちたりき。後來漢文の入り來るに逢ふて、奴隷を稱して、奴婢若しくは賤民と名け、然らざるものを公民と稱して、之を區別するに至れり。而して彼等と主人との間には沿習の久しき後は、希臘羅馬の奴隷の如く、（羅馬のブルタスの最後に殉したるは奴隷也）忠厚の風を生じて、累代の後、君臣なるものを生ずるに至りぬ。然れども是れ大和朝廷の兵威に抵抗したる地方に行はれしものにして、初より歸服したるものは、獨立の賤民として其土に安ずるを得たりしもの少か

* 名はいくめいりひこいさち崇神の子也。

垂仁の二十五年やまと姫夢想により伊勢の五十鈴川上に宮を建てゝ天照太神を祭る、日本書記に云ふ、是れ天照太神天より降る國初の地なりと。國初の新人種海によりて先づ此に至りしか。

らざる也。

十八節 標本的日本婦人

已にして崇神崩し、垂仁*之に代るや其即位の五十年、皇后さほ姫の兄さほひこ叛を謀り、后をして天皇を刺さしめんとす。一日天皇、高宮に幸し、皇后の膝を枕にして寢ねしに、皇后の淚斑々として帝の顏に灑ぐ。帝寤めて皇后に云つて曰く、大雨さほより來り、小蛇、朕が頸を繞るを夢むと。皇后遂に告ぐるに其實を以てせしかば、天皇兵を發してさほひこを擊たしむ。さほひこまた兵を集め、稻を積みて城として之を拒ぎしかば、久しうして拔くべからず。稻の城、以て當時の風を見るべく、此城久しうして降す能はず、當時征戰の風の如何なりしかを見るべし。皇后其兄の死せんとするを悲しみ、共に死せんと欲して、私かに城に入り、皇子を天皇に返さんと欲す。天皇、人をして后に問はしめて曰く、子の名は必らず母の命ずべきもの也。此子を如何に命せんかと、皇后答へて曰くほむちわけのみことと稱すべしと。天皇重ねて問はしめて曰く汝のかためしみづの小紐は、誰をして解かしめんとは、誰をか后とすべきかと云ふ也。后答へて曰く丹波のひこたゝすみちのうしてたまの二女、淨き民なり、宜しく之を用ふべしと。此くて后其皇子を兵士に與ふるや、兵士火を放つて城を攻めしかば、后もまた兄と共に燔死す。是れ固より皇室の家事と雖も、以て當時の

社會生活の一斑を知るへし、死に臨んで其後妻を指定する優にやさしき、併かも克己的なる日本婦人の風は、已に此時より初りしを見るべき也。

十九節　三韓文明の風化

三韓外朝と我國民の交通したるは、已に久し。然れども大和の朝廷が直接に交通したるは、崇神の終より垂仁の初にあり、而して此交通は至大なる結果を生じたり。之より先き殉死の風ありしが、後世臣屬が其君長と別るゝに忍びずして自ら之に殉死するに異なり、君長が其死に臨みて、妻妾、臣屬、珍寶を他人の手に渡すに忍びざる嫉妬的愛惜の情より發したる强迫殉死にして、殉死と云ふよりも殉殺と云ふべく。目今往々にしてウラル山東韃靼種族の間に行はるゝ生埋の刑罰と全じく、生ながら臣屬を陵墓に埋るものなりき。垂仁の同母弟やまとひこの逝くや、生ながら近臣を埋めて、人垣を作りしに其死せざるもの數日、晝夜泣哭し、哀傷の聲、聞くに堪へず。而して其死するや屍躰の腐爛するに從つて犬、猫、野禽の之を啄むの狀見るに忍びざるものありしかば、斷じて殉死の風を禁じたるを見て其流弊の甚しきを知るべき也。已にして垂仁の三十二年の秋、皇后ひはす媛崩ず、一旦殉死を禁じたる垂仁も、其最愛の逝くを見ては、殉死者を伴はしめずんば不安の心なき能はずして、如何にすべきかを近臣に問ふ、のみの宿禰進みて策を進め、出雲の土師二百人を招き、埴土を以て土偶、土馬を作り、生人に代りて陵墓の上に立しむ。垂仁大に悦びて、其下に勅し、自今以後、生人を以て埴を作ることなからしめ、陵墓には必らずは此の如くして已みたり。のみの宿禰は出雲の朝廷にありて、漢土文明の生活を開習したるものなれば、此の土偶を以て生人に代ゆるの策も、また疑もなく漢土文明の倣より來りしものなるべし。外國と交通の結果は此に止まらず。三十五年、河内國に高石池、茅渟池を作らしめ、倭國に狹狹池、迹見池を作らしめ、以下諸國に池溝を開くこと八百にして、農業を勸めしかば、百姓豐寬、天下太平なりしと云ふもの、また外國文明の賜也。然れども外國と交通の結果として、最も著しきは、皇室中に韓人の血液の入りしこと是也。崇神の時天日槍なるもの新羅より來つて播磨に止り。其子孫、たちまもりに至りては、已に垂仁の朝に重用せられしが、其外國人の子にして外事に通ずるの故を以て、垂仁の命を受けて常世國に至りて、ときぢかくのこのみを求む。ときぢかくのこのみは香柑橘也。常世國に入りて之を求むと云ふ、常世國は是れ香柑の産地ならざるべからず。思ふに日本人種の祖先の墳墓地なる南方支那遲羅地方に入りしもの乎。たちまもり、常世の國に向ひしより十一年にして、垂仁崩御の翌年に至りて、枝ながら香果を携へて歸りしが、其崩御を聞き、陵墓に向つて復命哭泣して死す。其子孫おきながたらしめまた自ら將として、三韓を攻めしもの。海國の事に通じ姫は仲哀天皇の后となり、天皇に勸めたる三韓人種の末葉にして、自から海外の事情に明かなりしが故也。神武以來數百年、大和人

種の血液は數ば皇室に入りしも、韓人種の血液の皇室に入りしは之を以て初めとす。

第三章　大和朝廷權勢の擴張　神武紀元七百三十年より九百五十年に至る

第二十節　任那日本に屬す　第二十一節　羨むに足らざる皇位　第二十二節　景行九州を征す　第二十三節　熊襲は何族乎　第二十四節　九州に於ける女酋の防力　第二十五節　やまとだけの九州征伐　第二十六節　武内の宿禰の議によりて北狄を征す　第二十七節　當時征戰の危難　第二十八節　族長制度の發達　第二十九節　皇族武内族、大伴族三族の發達　第三十節　神后、仲哀を要して三韓を征す　第三十一節　三韓の服屬

二十節　任那日本に屬す

之より先き任那*は崇神の朝、遙かに大和朝廷の勢威を聞き、其臣そなかしちをして、來りて形勢を視察せしめ、愈よ其賴むべきを見るや、垂仁の末年に方り、使者をして奏せしめて曰く、臣が國の東北にさんこもんの地あり、方三百里にして、土地、人民もまた富饒、新羅と相爭ふて彼此攝治する能はず。兵禍相尋ぎ民、生を聊せず、請ふ將軍を下して此地を治めしめよ即ち陛下の屬地とならんと。是れ新羅任那必爭の地を以て、日本に委せんとするものにして、任那外交の術也。朝廷之を聞きて大に悅び、しほたりつひこをして將軍とし

*任那は大伽耶とも駕洛とも云ふ。今の晋州、大丘の地方を指す。始めて國を爲すは我垂仁の頃、金首露なるも、何れよりか來つて其徒と共に經營したるもの、なり。駕洛國記に云ふ、金首露の皇后許氏、阿踰陀國の人なりと。思ふに南朝鮮は印度人により開かれしか。林、秦輔氏の朝鮮史、考證あり。

崇神の朝、大伽羅我国に服す。天皇此名ミマキイリヒコにより任那の名をもつ。日本府の始なり。

天皇八十子あり七十七子は皆な國造、稻瑞、縣主となりて國中に配瘉せらる。皇子をうす不肖也。天皇みの國造の女の美なるを聞きゝてをうすをしてうすをしてうすをしむるやをうすを自ら之をうすとして納れて妃として天皇に奉つるに他の女子を以てす。きた朝夕の大御食に會せずして禮を父に失ふ天皇其弟をうすに之を教へようすれば命をうすと其の罰には入をうすを捕へ何ひの之を捕へて鷹に裏みて投棄す。

て入つて任那を助けしむ。任那日本府の開くる此に始まる。任那は伽羅の地なり。其崇神の時より歸服するの故を以て崇神の名みまきいりひこに緣みて任那と名く、韓土と日本と明白に政治的關係を生ぜしは此朝に始まる。

二十一節　美むに足ざる皇位　垂仁の崩ずるや、其の第二子おほあしひこ位を繼ぐ、是れ景行天皇也。垂仁の三十二年、其長子いそにしきとおほはしむ。長兄いそにしきは弓矢を得んと欲すと云ひ、弟おほあしひこは皇位を得んと欲すと云ひしかば、遂に皇位は弟、おほあしひこに落ち來りし也。これ猶はエソウが一杯の美を得んとして、其世襲の權を弟ヤコブに讓りたるが如し。人、世襲の權を以て一杯の美に更へたるを笑ふと雖も、却つて當時の家長の權は、一杯の美と異ならざりきを見るべく、いそにしきの弓矢を以て皇位に代へたるを見ては、當時の王權の如何に發達するも、猶は甚だ羨むに足るほどの榮花を有せざりしを證するに足らん。人或は景行の一代に八十子ありしを見て、後宮の佳麗三千人の盛裝を想像し、宮殿の大、裝飾の美を聯想すと雖も、事實は然らず。當時嫁娶の法、多くは女は其父母の家にありて、夫之に通ふものにして、天皇の尊と雖も、全く此風に洩れざりき。故に子孫の夥多は、必しも王權の盛大を表するものにはあらず。景行の四年、春二月、美濃國に幸して美人を得、冬十一月まで掩留せしを見て、其王事閑なりしを見るべく、十二月美濃より歸るや、都を纒向の日代宮に移し、五十三年伊勢の綺の宮に居り、五十八年より近江の滋賀に居ること三歳なりしを見て、其朝廷の規摸の狹少にして、遷轉に容易なりしをみるべき也。思ふに神武以來已に七百餘年、朝廷の規摸、尙ほ此の如く狹小なりしものは何ぞ。敵國外患なくば國常に發達せず。大和の地は青山四方に周りて、四境の交通を書し、之に次ぐ五畿の地文化早く開けて人情嶮惡ならず。此内に國つくりたる大和朝廷は、自家を刺激して發達せしむべきものを有せざりしがため也。然れども此狀態も長くは保たれず。久しからずして景行の朝は王權發達、國朝統一の歷史に一大時期を畫するに至れり。而して其原因は崇神の時の王權擴張と同じく外患より來る。

二十二節　景行九州を征す　二百年の歲月は崇神の朝に征服せられたる日本先人種をして、當時の歷史を忘れ、其力を恃みて嫐起せしむるに十分なる歲月也。國民生意の盛なる、人口の增加せる、崇神の時の民が、五百年前の神武征服の師を忘るゝよりも速なりしならん。況んや邊境に於ては、海外の新人種の到來するもの續々として絕へず、其文化を傳へ、其風俗を傳へたれば、大和朝廷に服さゝるもの所在相起る。

此の不穩の形勢に應ぜんがため、八十人の皇子は、皆なそれ〳〵傍近の郡國に分たれて、封侯の如くせられしかば、其子孫を稱して別と云ふ。後世の和氣姓は是より來る。別の制は不穩

形勢に應ずるの豫備なり。已に形跡判然たる地方に向つて、征服の軍を起さゝるべからず。此くて景行は其十二年の秋、自ら筑紫の熊襲を征せんとて出發す。これ神武以來八百年間、天皇親征の初めよりしを見れば、熊襲の勢力が如何に大和朝廷を驚かしめたるかを見るべし。九州の熊襲を征戰すと云ふも、今日の征伐を以て之れを想像すべからず。此の時に方つてや、人口稀疎にして、驛邑の順序あるなく、彼所の平原に炊烟あるを見ては、其部落あるを知り。此の溪川に家居の具の流るゝをみて、川源に人居あるを知るに過ぎず。人あれば部落によりて存するものにして、背叛とは此部落が擧つて大和朝廷の權を輕蔑して、調貢せざるの謂也。故に征伐の師も、敵軍と夷民との區別を爲すの暇まなく、獵師の鳥獸を見て直ちに之を擊つが如く、部落を見れば直ちに之を攻擊するものなりき。景行は八月纒向の都を出で、九月に周防の娑磨に到る。時に南方に烟氣起るを見て、必らず敵軍あるべきを察し、たけもろぎ、うなで、なつはなし媛と云ひ、磯津山の賢木を抜き、最上の枝に八尺瓊を掛け、中枝には八咫の鏡を掛け、下枝には八尺の瓊を挂け、素旛を船の舳に立てゝ曰く、願くは我徒を征する勿れ、征すべきは他の部落にありと。賢木を取つて之に劍鏡玉をかくるは、上古以來の風にして、古事記の記者が等を遣はして、偵察せしめしに果して人あり、而して其種族が上國の使を見るの風は、以て當時の人民が如何なる生活を爲せしかを知るに足るべきものあり。其酋長は婦人にして、かんな

群神が天の安河に會せることを記せしときも、上枝に八尺勾瓊をつけ、中枝に八咫鏡をつけ、下枝に白丹寸手、青丹寸手(布)をかけしと云ふを見れば、劍鏡璽を尊みて、之を木にかくるは、九州一般の習俗なりしを見るべし。此くて景行の軍はかんかし媛の指示によりて、菟狹川の上にあるはなたれ、高羽川の上にあるあさはぎ、綠野川の邊に居るつちをれ、ゆびをれの種族を誅滅せしが、其あかはぎ等を攻むるや赤衣褌を以て誘ひ寄せたるを見て其の蠢爾たる野蠻なりしを見るべき也。已にして十月豐前長狹縣に至るや、速見村の女酋はやつ媛の指示によりて、石窟に住む青白の二土蜘蛛、直入の縣、禰疑野の土蜘蛛、やつだ、うちざる、くにまろを誅滅す。是等の土蠻を滅したる武器は、金鐵の武器にあらずして、海石榴樹の槌なりしを見ては、其蠢爾たる蠻夷に過ぎざりしを見るべし。景行は次て十一月を以て日向國に到り、遂に熊襲の根據を討たんとす。

二十三節　熊襲は何の族ぞ

當時、日向、大隅、薩摩等、暖潮の流に沿ふ地に一種族の民あり、熊襲と稱し、熊襲が專有するの故を以て、此等の地を襲の國と號しき。先きに劍鏡璽をかけて王師を迎へたる女酋等は、實は熊襲の一種也。熊襲は何の種族たるを知らずと雖も、其勇武當るべからず、其族類甚だ多きの故を以て、熊襲の八十梟師と稱せられたり。勇武は優等人種の標識たる時代にありては、決して劣等の人種ならざるを見るべし。其の暖潮の沿ふの地に繁殖し

て恰かも神武の一族と故郷を仝うせるを見ては、天孫人種と關係あるを知るべし。日本書記、神代の事を記して曰く、ほすせり其弟、ひこほゝでみに、鈎魚の具を貸せしに、ひこほゝでみ之を失ひしかば、ほすせり之れを責めて已まず。已にしてひこほゝでみ、海神の女、とよだま姫によりて鈎具を得、併せて潮の干滿を起すの寶を得しかば、還つて之を以て兄を攻めしに、ほすせり、危困に耐へず、弟の前に臣服して奴隷となり、自今以後俳優の民とならんことを誓ふて赦免を乞ふ。而して薩摩の吾田なる小橋君（小橋君の妹は神武の妃也）はほすせりの後胤にして、薩摩隼人之に屬し後來、隼人が皇宮府應天門の外に跪座して、百官の出入に十三回の狗吠*を爲すものは、ほすせりかひこほゝでみの命に臣伏したる忠誠の表證なりしと云へは、熊襲の族と天孫人種とは、斷つへからざる密接の關係ありしや疑ふべからず。景行の時、日向の熊襲の渠師をあつがや、せがやと云ふ。勢力雄猛にして傍邊を震驚し。少しく師を興せば之を亡ぼすに堪へず、多く兵を動さんには急なるを得ず。故に景行、臣下の献策を用ひ、渠師の二女にして美人の聞あるいちがやに賄ふに重幣を以てして、之を麾下に招き、景行自らいちがやに通じて陽に之を寵す。いちがやは西鄙の小女、都人士の術に陷るを知らず、遂に景行に奏して、己が手によりて父を亡ほさんとし、一二の兵を率ひ、家に歸り醇酒を設けて父を醉はしめ、私かに其の弓絃を斷つや、從兵進んで其渠師を殺す。此る時代にありても、父を殺ろすの小女

*延喜式の隼人式に曰く、元日即位及び蕃客入朝の時番兵の隼人二十人、兵束の隼人二十人、白丁の隼人一百三十二人應天門外の左右に列し百官の入るを待つて、胡床より起ちて吠聲を發す、左は本聲を發し、右は末聲を發す、總て十遍、終つて小聲一遍、一人細聲を發すること一遍。

熊襲は天孫人種と密接の關係ある人種なるべし

は、上國の軍に惡まれて遂に誅殺せられたり。斯くて襲の國全く夷ぎしは、十三年の夏五月なりき。景行は之より熊縣（玖璊）に出で、葦北に出で、火の國（肥前肥後）に出で、八代に出で、阿蘇に出で、筑後の御木（三池）に出で、長さ九百七十丈、朝日に當れば即ち杵島山を隱くし、夕日に當れば阿蘇を襲ふてふ櫪の仆れたるを跨ぎ、豐國に出でゝ歸る。以て當時九州旅行の一斑を知るべし。

二十四節　九州に於ける女酋の勢力

當時景行の九州遠征につきて、最も注目すべきは、其女酋の多かりし事也。先づ第一に景行を迎へたるかんかし媛あり。一國の魁師なりと記さる。おほきだに至ればはやつ媛あり、一所の長なりと記さる。夷守に至りて、群衆の動搖するを見、敵軍なりと思ふて偵察せしむれば、諸縣の君、いづみ媛、大嘗會を爲すによりて、一族の集會せるものなるを見たり。御木より八女の縣に到り、南方、栗岬を望み、山峯重疊して甚だ美麗なるを見て若しくは神*あるかと問へば、水沼の縣主奏して、やめづ媛なる女神ありと答ふるを見たり。其他熊襲の娘の如き、また是れ婦人の酋長たるを失はず。**而して此等の女酋の記事、多く九州に見えて、此より以後東北の征戰あるも、絶えて此種の事なかりしを見れば、九州の人種は女酋を尊ぶの風ありしもの乎。而して此より後、また神后皇后の事あり、此時代は決して男尊女卑の風ならざりしを見るべき也。

*神と云ひ女神と云ふ皆な土豪也

**後世、神后皇后の九州に下るや土蜘蛛あぶらつ媛あり。また同時に委豆國主と號して漢の光武に臣事する女酋あり。

九州には女酋の勢力ありき

二十五節　やまとだけの熊襲征伐　斯くて景行の九州に遠征する前後七年。十九年の秋を以つて都に歸りしが、超えて二十七年の秋に至り、熊襲また叛きて邊境を侵すの報に接せしかば、皇子をうすを遣はして之れを擊たしむ。をうす、美濃のせんざい、をとひこを招く、をとひこ、更らにいしうらのよこたて及び尾張田子の稻置、乳近の稻置を率ゐて發し、遠征二ヶ月にして、十二月熊襲の國に至る。時に魁師なとりしがや、又の名かはかみたけるなる者、一族を擧げて歡飲するに會ふ。をうす即ち髮を解きて、童女の姿を粧ひ、私かに劍を佩びて其宴室に入り、夜半かはかみたけるが醉臥するを見て、袖裡の劍を揮ふて之を刺す。かはかみ死せんとしてをうすの誰なるを問ふ。おうす其の名を云ふやかはかみ叫びて曰く、國中未だ曾て我勇力に敵するものなし、皇子は是れ日本國中最も猛き者哉と。之よりをうすを稱してやまとたけと云ふ。やまとたけ時に年十六。從兵をして餘黨を殲さしめ、歸途、出雲、吉備、難波の惡神を夷ぐ、惡神とは兇威を揮ふの徒也。

二十六節　たけのうちの宿禰奏して北狄を討つ　斯くて九州已に平定するや、國朝統一の力は更らに北方に向つて注がれたり。武内宿禰の名の現はるゝは實に此に始まる。武内は孝元帝の孫やぬしをたけをが、紀伊に使して其土豪うだひこの女かげ姫によりて生めるもの也。景行の九州遠征より歸るや、二十七年、武内をして東海北陸の諸道を巡回して、地形人情を察せしむ。翌年

武内復命して曰く、東方に、ひたかみの國あり、其國人男女竝に推結して文身し、人となり勇悍、其土沃壤にして曠し、擊つて取る可き也と。景行已に九州を平らぐるや、更らに此地方を擊たんと欲せしも、九州再度の背叛のため其の志を遂げざりしが、やまとだけの凱旋より十二年を經、景行の四十年、北狄多く叛むきて邊境騷動せしかば、遂に意を決して之を擊たんとし、何人を將とすべきかを群臣に問ふ。やまとだけ奏して曰く、臣先に西征の役に勞したれば、兄をほうすを煩はさんと。をほうす之を聞き愕然として、逃れて叢の中に隱れしかば、北狄征服の任は、またをうすに落つ。當時北狄は如何なる生活を爲せしかは、景行がやまとだけに語れる所によりて知るを得べし。曰く其識性暴强にして凌犯を事となし、邑に長なく、村に首なく、各々封疆を貪り、竝に相盜略す。亦た山に惡神あり、郊に姦鬼あり、衢を遮り、徑を塞ぎ、多く人を苦ましむ。蝦夷尤も强し。男女交り居つて、父子別なく、冬は即ち穴に宿り、夏は即ち樔に住む。毛を衣とし血を飲ものとし、昆弟相疑ひ、山に登ること飛禽の如く、草むらを行くこと走獸の如し。恩を承けては則ち忘れ、怨あれば必らず報ず。是を以て頭髮に弦を藏し、衣中に刀を佩び、或は黨類を聚めて邊境を犯し、或は農桑を伺ふて人民を略め、之を擊てば巖に隱れ、之を追へば山に入る。故に古來未だ曾て王化に染まずと。やまとだけは、吉備のたけひこの連、大伴のたけひの連を率ひて北進し、途に伊勢の神宮を拜し、其姨やまと姫に別を告ぐ。

姫之に送るに劍を以てす。是れすさのをのが蛇を斬つて得る所の寶劍也。已にして駿河に入りて、兇徒のために燒撃せらるゝや、劍を拔き草を薙きて逃るゝを得たるにより、此劍を名つけて草薙劍と云ふ。是より歷代名劍の一たり。已にして駿河の賊を平げて、相摸より上總に航するや、暴風船を覆さんとす。やまとだけに從行せる妃、をとたちばな姫やまとだけに云つて曰く、暴風頓に起りて船を覆さんとするもの、必らず海神の心ならん。願はくは妾の身を以て、王の命を贖はんと。即ち身を飜して波浪の中に投ず。愛に殉する大和婦人の心は、優しくも此頃より已に發達したるを見るべし。やまとだけ、上總より轉じて海路陸奥に入り、大なる鏡を船首に懸けて、蝦夷の境に至るや。之を防がんとして起てる土神等、其形容の新奇にして、堂々たる偉丈夫の隊を爲せるを見、弓矢を捨て來り降る。即ち其徒を率ひて陸路、常陸、甲斐に入り、武藏、上毛野を經、信濃、越に出でんとして碓氷峠に上りて、東南の地を望み、をとたちばな姫の貞順を懷感して、あづまはやと嘆息す。之より北東の地を名けて吾妻と云ふ。已にして吉備のたけひこは、越の國に入り、やまとだけは信濃に入り、道を分つて美濃に會し、近江に出で、伊勢の尾津に入りしが、近江の膽吹山を越るとき、やまとだけ病を得、遂に能褒野に長逝す。擧朝、訃音を聞きて痛惻し、景行自ら能褒野に出でゝ之を葬むる。已にして白鳥の其陵を出つるを見て やまとだけの靈となして之を追跡し、其の倭の琴彈原に停るを見て、陵を此所に作り

*初めやまとだけの都を出るとき途に伊勢の尾津の濱に息ひ、一口の劍を松下に遺忘せしが、其歸るとき猶ほ存するを見て『あはれひとつまつ、人にありせばまれきせましを、大刀はけまじを』と歌ふ。前後三年の間、劍あり。松下にありて人の取る所とならざりしを見て、人行殆んと絶へたる當時の道路を見るべし。

しが、更らに河内の舊市邑に飛ぶを見て、亦た此に陵を作る、以て其敬慕の情の深かりしを察すべく、其の宗教思想の單純なりしを想見すべき也。

二十七節　當時征戰の危難

當時、征戰と云へば、優等人種が野蠻の種族を征服するものにして、事甚だ易々たるが如しと雖も、殆んど今日の事を以て想像比較すべからざるものあり。今日にありては、五畿より東北奥羽に達する、一里に一驛、十里に五驛。沿道路なきはあらず。道として村なきはあらず。村として江河に橋なきはあらず、村驛として商店なきはあらず。商店として貨幣を以て物を賣買せざるはあらず。然れどもやまとだけの當時にありては、全く之と異なり、沿道、驛なく、僅かに山間、水邊に處々の村落あるのみ。村落より村落に至る、或るは十里二十里なるあり、或は二三十里にして一驛を見ざるあり。朝に家を出でゝ行く〳〵山澤を歩し、黃昏猶ほ人烟を見ざるあり。小川には木を横へて丸木橋を作るを知れども、橋を組むの術は未だ解せられざりき。僅かに村落に逢ふも、賣買の術は未だ解せられず。貨幣は未だ行われず。米麥を得るの道あらざる也。此かる時代には固より他と交通の要なきが故に、公道なるものあらず。公道なきが故に、適ま旅行せんと欲するもの、道に飢へ倒れずんば幸也。此かる時代にありて、五畿より東北信越を縱横せんものは、唯だ武威を輝かして、至る所の强者を征服して、其糧による所の半神半人の如き征戰者の外に爲し得る所にあらざりき。此かる半神的の

征戰者を見ては、景行が其位を讓らんと心がけ、北狄が風を望みて降服せしも偶然にあらざる也。而してやまとだけは北狄の浮虜を伊勢の神宮に獻じたりしに、晝夜喧嘩しければ、神宮却つて之を朝廷に上り、三諸山の傍に置きしに、また神樹を伐つて號呼し、隣里の民を侵略せしかば、幾外に放つて播磨、讃岐、伊豫、安藝、阿波に分布す。是れ浮虜の奴隷の、初めて歷史に顯はれしもの也。此の如くして皇權は南北に發達し、大和朝廷の力、舊人種を併呑すると共に、奴隷の數は愈よ增加せり。

三十八節　族長制度の發達　一方に於て奴隷制度の發達する時なりき。抑も草昧なる時代に於ては族長政治愈よ發達ず、唯だ其解すべく、知るべき連鎖によりて相結合するを解せも解し易き連鎖は、祖先を同じくすると云ふの一事に外ならず。故に國家、若しくは社會、若しくは邦國の念は、草昧の民にとりては一切解すべからざると共に、祖先を同うし血族を同うすると云ふ一事は斷つべからざる勢力を有す。神武入國の初めに方つて、此の血族の重んぜられたるは已に之を說けり。當時にありては社會は即ち政府とも云ふべく、政府即ち社會とも云ふべく、治者被治者と云ふ歷然たる區別なかりし也。然るに世を經、代を重ぬるに從ひ、同一血族中の最高首長たる皇室の權力、增加するに從つて、所謂る治者被治者の制を生じ、之より

租稅奉公の義務を生ずるに至りしが、君主は如何にして此の租稅奉公を得んかと云ふに、人民の種族の長に對して之を命ずるの外なければ、此等の奉公義務は、各種族の長に命せられ、族長は、入つて政府を組織するの官人たり、出でゝは其族人を統御するの官人たり。此の如く初は自然の情より、中ころは政治上の便宜より、族長の要愈よ增加するに至る。其族長の最大なるものを『をみ』と云ふ。をみは『大なる身の上』の義にして、後世臣字を以て之に充て、之と等しきものを『むらじ』と云ふ。『群の主』と云ふの義にして、後世連字を以て之に宛つ。大臣、連は後世に至り、發達して左右大臣の如きものとなりしが、此外、中臣、齋部は祝部、禰宜を率ひて祭司を司どり、物部、大伴、佐伯は久米部、靱負部、大刀佩部を率いて禁衛を司どり、船の長は船の賦を數へ、山部は山野を管理し、田部は田を管り、園人は園圃を管理し、海部は漁類を貢き、其他膳部、飼部、鳥飼部、鷹飼部、犬飼部、弓削師、矢作師、楯縫師、織部、服部、衣縫部、木工、石作、鍛冶部、漆部、土部あり、韓唐の文明の入るに及び、史部、書部を生ずるに至れり。見るべし、當時の部族なるものは膳部と云ひ、鳥飼部と云ひ、皆な皇室一家の事に與るものにして、皇室は即ち政府、各種族の總長は即ち天皇、政府は即ち族長の衆議所、社會は即ち國家、此間些の區別なく、天下の事は、之を大にしては皇室一家の事、之を小にしては族長一家の事なりしを。後年天皇の寶を貯へんとして大藏を起し、大藏一變して大藏省となり

りしが如きもまた其の例也。以上の部屬の中、楯縫部と云ひ、矢作部と云ひ、弓削部と云ひ、戰鬪の具を作るもの、歷然として部屬を立て、更らに大伴、太刀佩部、久米部、物部、佐伯、等ありて、禁宮の護衛を司どり、武職を世にしたるを見ては武臣、武士は、國初より一種世襲の職にして、國初より兵農の別ありしを見るべき也。而して兵馬の權、族長制度に一新面目を生じたるは、實に景行の末年なりとす。是れ征戰の事多くして、功を專らにするの臣を出せしと、宮廷の權力の增加せしとによる。

二十九節　皇族、武內族、大伴族三族の發達

大國之より先き天皇は、一國の首長たりしも、天下を專有せるものにあらず。後世法家の言を以て云へば、統治の權ありしのみ。所領の實あるにあらず。故に更らに皇室一家の費を支へんがためには、皇室財產なかるべからず。皇室の費用を出さんがため、皇家に附屬する土地を屯家と云ふ。當時天皇は天下を治むと云ふも、一民族の長としては、唯だ其皇家に屬する私民と、此の屯家とを領するのみ。國家全躰の事に關して、凡べての民族を號令することあるも、唯だ其民族の長に號令し、族長より更らに其の族民に號令するの風にして天皇たるの權を除きて、一個の族長としては私民、私領は他の族に比し、甚だ大ならざりき。然るに景行の朝、八十餘人の兒子を封して諸國の造となすや、皇室の權一朝にして地方に伸び、垂仁が其子、いづしわけの子なきが爲めに子代部を置き、景行が愛子やまとだけの名を後世に遺さんために武部を設けしより、後世相次ぎて、皇子皇后のために其名を後世に顯彰するを名として、名代部、子代部を置き、其土を以て奉邑とし其民を私民とせしより、皇家の領地愈よ地方に增加するに至る。此の如くして民族中の最大民族たる皇家は、急に一大發達を爲し、其統治權の外、一家族としても、大勢力を得しかば、族制社會の上に一大變動を生じたり。是れ確かに雄族獨り發達するの兆にして、臣民の中に於ても之に伴ふの顯象を生じたり。初めやまとだけの東國を征するや、武內宿禰の觀察して擊つて取るべしと報じたるに基きしが、やまとだけが東國にありて、大伴のたけひと共に華々しき功業を奏しつゝある間に、武內は內にありて暗に其勢を養ひつゝありき。武內は其生誕の日の、景行の皇子、わかたるひこと同日なるを以て深く相愛しわかたるひこを教へて景行の殊寵を受けしむ。已にして景行がやまとだけの鎭定せる地を見んと欲して、伊勢より東海道に出で、海路安房に至りて歸り、五十八年、都を近江の志賀に定め、六十年此所に崩するや、わかたるひこ立ちて帝位に*就くに及び、武內宿禰を以て大臣と爲す。此より朝政殆んど一に武內の手に出でたるが如し。其國郡に君長なく、縣邑に酋渠なきを以て、一國動亂の基なりとなし、國郡に造長を立て、縣邑に稻置を置き、其國郡の長者を以て之に充て、楯矛を予へて之を旌し、地方土豪の力によりて地方を治め、河によりて國を分ち、阡陌によりて中央號令の便を計りしが如きは、皆な武內の經綸に出づ。朝廷

*成務天皇は景行の第三子也名をわかたらひこといふ。

四十二

の中、已に此權臣あり、其子孫繁殖して蘇我、巨勢、紀、平群、葛城の諸氏を出したりしが、一方にはやまとだけの東征に隨伴せる大伴のたけひ、やまとだけの殊寵を受け、靱部を與へらる。大伴氏は元と久米氏と同じく大久米に屬して宮門を守り、三氏相合して靱部と稱せられしもの也、今や大伴氏翻つて靱部全部を領す。靱部は軍部也。此に於てか文權、武內に歸し、武權、大伴に歸し、二氏の後、生々繁茂、珠連蔓延、諸族を抑へしかば、族制制度の大變革是より起る。

三十節　神功仲哀を促して三韓を征す

已にして成務は無事泰平なる六十年の治世を保ち、一百七歳の壽を以て崩じ、かば、國人に感懷せられたるやまとだけの子、おしなかひこ帝位を繼ぐ。之を仲哀天皇とす。仲哀は身の丈十尺にして、其風采躰格に於ては父王を襲ぎしと雖も、其性質に至ては、遙かに父王と異なり、寧ろ温順にして安康を求めたるものゝ如し。白鳥の父王の陵より出でしを以て其神靈となし、即位の年の十一月を以て、諸國に令して白鳥を献せしむるや、越の國より白鳥四隻を献ず。仲哀の異母弟、がまみわけ、之を菟道の河原に奪ひて燒て曰く、白鳥と雖も、之を燒かば黒鳥とならんと。仲哀兵を遣はして之を誅したりと雖も、其温順にして同族を鎮するの威望なかりしや知るべき也。然れども仲哀の欠點は其后の異常の人物なりしがために補はれたり。異常の人物とは誰ぞ、神功皇后也。仲哀初め叔父、ひこひとをほいの女をほなか

仲哀天皇崩ずるや、諸國より糧を取つて、大に災を被ひ、生剝（アハチ）逆剝、阿離、溝埋、屎戸、上通下通婚、（父子の奸婬）馬婚、牛婚、鷄姦、犬姦の罪を求めこれを殺ひ直ちに新羅を征伐す。

*漢史に曰く事鬼神道能以妖惑衆と、古事記に曰く神より給ふと以て神后の風采お想見すべし。

新羅の王族、アメノヒボコ
但馬に至りて歸化す。
神宮皇后はその孫也。

**新羅の王族天のひぼこ但馬に上陸しさきつみの女またのうを娶りて但馬の諸助を生む、神后は其後也。

媛を娶りて妃となしかごさか、をしくまの二子を生みしが、二年に至りて、新たにをきながたらし媛を納れて后とす、神后皇后是れ也。思ふに先入の妃を超へて皇后となりしを見ては、其才幹、人に絶したるものありしを見るべく。仲哀が越前の角鹿（敦賀）に幸して行在を定め、之より南國に巡遊するや、百官を止めて皇后に從はしめしを見ては、其如何に早くより朝政に當りしかを見るべし。今や景行の朝に壓伏せられたる熊襲また背きて朝貢せず。熊襲の背叛は恐るゝに足らずと雖も、恐るべきは三韓が、九州山陰の邊境を騒がすにあり、三韓は開化の時一たび襲來せり。其後、暫ば交通するも軍隊的の襲來なかりしに、今やまた軍隊を作りて襲來しぬ。外には三韓の襲來あり、內には熊襲の背叛あり、如何にして之を征せん乎。神后皇后は最も能く此間の消息に通ずるの便ありしもの、如し。后は垂仁の朝に新羅より歸化せるあまのひぼこの子孫にして、其曾祖父は崇神帝のために香橘を南洋に求めたる人也。海事上の思想は其家門專有の事にして、自然に九州の背叛の原因を探求するの便宜ありしものなるべし。故に仲哀が九州の熊襲を討たんとして、紀伊より中國の海を航して行くや、皇后は角鹿より北海岸を航して之に豐浦に會せしが其意初めより一擧して對岸の韓地を攻めんと欲す。思ふに武內は、夙に皇后と此策を定めたるもの乎。

三十一節　三韓の服屬

已にして上國の軍下ると聞き、岡、伊覩の縣主も、皆な當時九州人種の風に

從ひ、五百枝の賢木を抜きて、之を船の舳艫に立て、之に其寶とする所の劍と、鏡と、玉とを
かけて出迎ふ。此くて如何にして熊襲を討たんかを議するや、當時大事の門出に於て行るゝ儀
式として、天皇自ら琴を彈きて吉凶を神に聞かんとするや、神忽ち神后皇后の口を藉りて託宣
して曰く、天皇何ぞ熊襲の服せさるを憂ふるや。區々の國兵を擧げて伐つに足らず、此よりも
勝れる寶の國あり、譬へば美女の黛の如く、向ふ津の國にあり。眼の如く輝く金銀彩色、多く
其の國にあり。之を新羅國と云ふ。若し能く吾を祭らば、又に血ぬらずして其國必らず服し。
熊襲もまた自ら服さんと。仲哀託宣を疑ひ、琴を退けてまた彈ぜず。神大に恐りて曰く。此天下
は汝の知るべき國にあらずと。武内宿禰傍にありて曰く恐こし、猶ほ其琴を試み給へと。天皇
已むを得ずして琴を彈ぜしが、幾くもなくして琴音絶し、之と共に仲哀の氣息已に絶ゆ。此に
於てか神后武内をして私かに其屍を葬つて、喪を秘せしめ、自から男裝して、師を出し、先づ
新羅を攻む。新羅は辰韓の地也。時に大風、激浪、岸を拍ち擧國震驚し天新羅を亡ぼして、海
となすかと怪しむ。更らに日本兵の上陸に遇ふて、新羅王、はさむきん惶恐爲す所を知らず、
素旆を立て、素服を着け、國籍を封じ、面縛して來り誓て曰く、今より以後、長く乾坤と共に、
伏して馬飼部となり、春秋に馬梳と馬鞭を献し、毎年男女の調を貢して、船梔を乾さゝるべし。
日西より出で、月東より出で、ありなれの河、逆流し、河石昇りて星辰となることあるも、春

秋の朝を闕き、梳鞭の貢を怠廢せざるべしと。皇后即ち其面縛を解きて、馬飼部とならしめ、
其重寶府庫を封して國籍文書を收め、皇后自ら其執る所の矛を取て新羅王城の門に立てゝ紀念
となす。馬飼部となすは即ち奴隷となす也。此に於てか新羅王其子を質として、我軍に從はし
め、金銀、彩色、及綾羅、縑絹を八十艘の舟に載せて朝貢せしむ。此の如く皇后、一兵に劒ら
ず、一矢を費さず、四馬を殺さずして新羅を征服するや、高麗、百濟の二國も、また風を聞き
て來り附し、今より以後、永く西藩と稱して朝貢を絶さゞるべしと誓ふ。此に於てか三韓を以
て皇室の屯家となして師を歸す。其年の暮、皇子ほんだわけを筑紫に生む。之より先き皇后の
發するや已に娠める也。此くて明年二月に至り、初めて仲哀の喪を發して、海により京に向
ふや、かごさか、をしくまの二王子、兵を擧げて之を淡路に扼す。思ふに神功皇后は其才幹、
氣象固より一代に卓絶すと雖も、支那の歴史家が當時の事を記するや、鬼神道を事として、能
く妖を以て衆を惑はすと云ふ程なれば、事を神託によする事甚だ多くして、却つて人の疑惑を
招くものあり。其仲哀の前に起立して目を擧げ、眉を動かし、強ひて三韓を擊たしめんとする
の風、今猶は想見すべきものあり。當時皇后も自ら人心の服せざるを疑ふて、新皇子已に沒し
たりと流言せしめたるはさなれば、皇后より前きに妃として寵幸之れに及ばざりしをはなか媛
の二子が、皇后を疑ひ、呂后を以て之に擬せるもの、必然の勢なりしならん。然れども彼等の

神功の征伐
熊襲征伐、
仲哀帝と倶に征す、
仲哀中道に崩ず、
三韓征伐、
皇后、武内と謀り、新羅を征す、新羅王ハサキン恐れて朝貢す、高麗百濟も降る、

※武内人をして二皇子に云はしめて曰く、皇后已に崩ず請ふ和を議せんと、弓絃を捨てゝ進む。二皇子の軍即ち弓矢を投ずるや武内の軍、頭髪の髻より絃を出し戰ふ。

爭ふや已に遲し。仲哀の生時より政權已に皇后の手にあり、佐命立功の臣多く之に屬し、今や新たに戰勝の餘威を帶びて歸る、二皇子は爭でか之に敵し得べきぞ。いさひの宿禰等兵を出して之を助けしも、武内の僞計に陷つて亡ぼされ※、神功皇后の威權全く定まる。

第四章　外國文明の感化

神武紀元九百二十年より一千年に至る

第三十二節　三韓征伐の國民生活に及ぼせし結果　第三十四節　支那文明の侵漸　第三十四節　支那經典國民の心性を和ぐ　第三十五節　仁德帝の内行

三十二節　三韓征伐の國民生活に及ぼせし結果　神后の外征は寧ろ回復にして、新業にあらず。創世に方つて、天照太神の弟すさのをは、其の子いそたけるを率ひて韓土に在りしは古史*の報ずる所にして、此の時に方りてや、彼此殆んど一國、其民族も大部分に於て中外一種なりし也。故に神后が三韓を征服せるは、其祖先が曾て領したる土地を回復したるに過ぎずといへども、國民生活の上より云へば、東海に偏安せる孤島をして、亞細亞大陸文明の大潮流に觸れしむる一大機會なりき。日本國民は神武の征伐を蒙りて、統一の國民となれり。然れども神武は一隊の新人種に過ぎず。其子孫如何に繁殖するも、國民の小部分に過きず、國民の多數は半ば裸躰の民也。文身せる民也。吉野の樔の如く蟇を食ふの民也。骨を以て鏃とする民也。女は被髪して屈紒し、單被を頸に貫きて之を衣るの民也。飲食は手を以てするの民也。風雨に徒跣するの民也。酒を嗜みて多壽に、法を犯せば妻孥を沒入して奴隷とし、人死すれば喪を爲す十日、酒食を進めず

※古事記、朝鮮史

歌舞して樂を爲し、事あれば骨を灼さて吉凶を卜するの民也。山に邪神と稱し、野に姦鬼と稱するものある民也。冬は穴居し夏は橛棲し、箭を頭髻に藏め、刀を衣中に佩ぶるの民也。橋梁を架するを知らず、貨幣を用ゆるを知らず、物品貿易すら知らざるの民也。驛路を有せず、日本全國、部落ありて道路なき民也。酒を釀すに米を口中に嚙みて之を水槽に釀すの民也。口唾を以て繭を和らげて糸をつむぎ、手もて之を綴ぢて帛を作るの民也。叔姪相娶り、兄弟姉妹相娶るの民也。悲にも喜にも、謳歌して志を云ふの民也。而して將さに境外に事あらんとするや、山木を伐り、之に劍をかけ、鏡をかけ、其軍陣の眞先に押し立てゝ進むの民也。曆日を知らざるの民也。今日にして之を思ふ、北米赤色人種部落の圖を見るが如し。此かる人種が如何に少數の高等人種と雜居するも、其文化一朝にして進むべからざるや固より明か也。況んや其高等人種と稱するものゝ文明すら、限りあるものなりしをや。去れば神武以來八百餘年の歲月を經過せるも、邊境の民、少しく海外の文物を知るのみにして、一般の國民生活は、依然として猶ほ全然部落的生活を脫する能はざりき。若し此の如き生活を有する國民にして、長く東海に偏安せしならば、一國民としては、長く亞細亞大陸の文明に後るゝのみならず、大陸文明に通曉する邊境の民をして、頻に背叛せしめて、大和朝廷、或は根本より失はれしやも知るべからず。幸にして神后皇后自ら三韓を征伐せしがため、大和朝廷をして、直接に大陸文明

魏志古事記に天の香久山の男鹿の肩を抜きて、天の香久山の天のはゝかを取りて占ふとあり、はゝかは樺木の皮也。

に接せしめて、自ら邊境の民よりも文明の程度に於て挺進し、延ひて國民をして、大陸文明の大氣を呼吸せしむるに至り日本國民が國民らしき文化を得るもの實に此に起る。當時、日本の韓地に對する、恰かも日耳曼蠻人の羅馬に對するが如くなりき。等しく文化なくして勇力あり、等しく文化の地を攻めて文化を取り得て返る。故に皇后の五年、新羅王、新使を發するや使者先の質をして、私かに逃れかへらしめんとす。思ふに勇武餘りありて文化足らざる國狀を見て、侮弄の念を生じて、久戀の地にあらずと爲したるならん。朝廷其の詐僞を知るや、追て使者三人を執へて檻中に燒殺し、次で葛城のそつひこをして新羅の地を征伐せしむ、そつひこ俘虜を得て歸る。俘虜は戰國一般の風なりと雖も、また之によりて以て、大和朝廷が稀疎なる人口を補はんとせるを見るべき也。之より以下不法の事あるごとに之を征伐し、征伐の度ごとに韓人の俘虜となりて我土に入るもの續々として絶えず。新人來れば新智識も來る。此の如くして朝廷は初めて渺たる東海の孤島の外、大陸に魏朝の天皇あるを知りて、三十八年難斗米等を遣はして俘虜と班布を贈りしかば、魏もまた建中校尉梯儁を送りて詔書印綬を贈り、日本の天皇に封じにき。之より五十二年に至るの間、使を魏に發するもの二度、四十六年にはしまの宿禰をして卓淳國に通せしめ、之によりて百濟との道通ず。已にして新羅、百濟の使を遮つて其貢物を奪ひ、與ふるに他物を以てす。百濟之を大和朝廷に訴ふるや、武藏の人ちくまのながひこ

魏志に明帝景初二年遣難斗米等獻生口班布と云ふ。

新羅百濟の朝貢船、武庫に集る神戸兵庫は此時已に海道の要所たり。

をして新羅を責めしめ、服せざるやあらたわけとかゞわけをして、百濟の使久氐と共に新羅を討たしめ、比自㶱、南加羅、喙、安羅、多羅、卓淳、加羅の七州を定め、西岸古奚津に至り、忱彌多禮を屑つて之を百濟に與ふ。而して五十年に至り大陸の風に摸して、初めて諸道に驛路なるものを定むるに至つて、所々の人民相通じ、交通は新見を與へ、新見は智惠を皷舞し、國民の生意に一大刺激を與へぬ。其狀近世鐵道の都邑を指擊せるよりも甚しかりしならん。此かる間に皇子ほむだわけ帝位に即く之を應神帝とす。其五年には、東方の蝦夷は悉く朝貢しぬ、蝦夷は先人種を云ふ。此時海人擾亂して命に從はざるや、あづみの連の祖、おほはまの宿禰をして、討つて之を平げしむ。海人は豐後、豐前海邊の民を云ふ。朝廷次でおほはまをして海人の宰たらしむ。夷平する所の者を管理するの權威を、其征服者に與ふるは奴隷の制と共に、等しく當時に行はれたるの風なりき。此の如くして、豪族、雄家は、漸やく其力を增し、種族平均の制は愈よ傾斜す。

此かる間にも外國文明は間斷なく、其感化を日本に及ぼしつゝありき。七年には高麗人、百濟人、任那人、新羅人、相率ゐて來朝せり。朝廷たけのうちの宿禰をして之を率ゐて韓人池を作らしむ。池溝開鑿の工此に始まる。また釀酒の術を知れる須々許理の歸化せるがため天皇も初めて酒と云ふべき飲料を知る。十四年には百濟王は縫衣工女を貢献し、秦始皇の裔融通王も、また百濟を經て、一百二十七縣の民を率へて歸化し、大和の腋上の地に居り、支那の文物を傳ふること少なからず、秦氏之より起る。後仁德の朝に至り、之を各州に分配するや、養蠶製糸の技、普く國中に知らるゝに至る。而して其民外蕃歸化の徒たるの故を以て、豪族の爲めに拘引虐使せらるゝもの少からざりしが、雄略の時に至り、秦氏の長、其同族の散逸を哀しみて請ふによりて、之を一所に蒐集せしに、九十二部、一萬八千六百七十八を得たりき。また應神の二十年には、漢の劉宏の裔孫、阿智王十七縣の黨類を率ひて歸化す。漢氏之より起る。朝廷即ち其族をして道を高麗に假りて吳に通せしめ、支那の織工を求めしむ。以て支那歸化人の高等なる衣食が、如何に大和朝廷を刺激したりしかを見るべき也。

三十三節　支那文明の侵漸　此の如く、驛路の設、園池の制、錦繡、絹布の製作等の上に於て、漢土文明の感化を受けつゝある間に、大なる感化はまた國民精神の上に入り來れり。其の導火線は即ち支那典籍の輸入也。應仁の十五年、百濟王あちき其臣をして、良馬二匹を献せしむ。あちき、善く支那の經典に通ずるを以て、皇子菟道のわかいらつこ、之を師として支那の經典を講習す。思ふに是れ神后、三韓を攻め、其の圖書文籍を封じたる時に齎らし歸りたるもの乎。あちきは更らに博士わにを朝廷に薦め、わに論語十卷、千字文一卷を上る。是より日本は初めて哲人の精神的立法に服し、世界の文明に棹さすに至る。前史或は此の時を以て、日本國民が初め

應神天皇は仲哀の第四子ほむだわけ也、母太后新羅を打つの年十二月築紫蚊田に生る、四歳にして太子となり。六十八歳にして帝位に即く。

三年、百濟辰斯王禮を失す、紀のつぬがの宿禰羽田のやしろの宿禰石川の宿禰木菟の宿禰を遣はして之を責む、百濟の民恐れて王を殺して之を謝せしかば阿花を立て王となして歸る。其後阿花また禮を失ふ、即ち東郡を奪ふ王恐れて其子直支を質とす。

五年伊豆國に科して舩を造らしむ、長さ十丈之を海に浮ぶるに輕くして疾く行くこと馳するが如し、名けて輕野と云ふ。是れ國人が見たる最大の舩なり。以て當時海運の微なりしを見るべし。

九年武内宿禰を筑紫に下して政事を宰せしむ、武内の異母弟之を讒して代らんとし、三韓を招きて筑紫に獨立せんとすと云ふ、武内疾く走せて都に上りて辨解し免るゝを得たり。

之より先き秦功滿の後、融通王一百二十七縣の

民を率へて來らんとして、新羅に支らる。此に於てか葛城のそつひこを遣はして之を迎ふ。そつひこまた支らる。此年平群のつくの宿禰、とは的の戸田の宿禰をして兵を率へて新羅を征せしむ。新羅罪に伏し、融通王等來る。之を弓月の君と云ふ。後に秦氏と云ふもの是也。

本居宜長云ふ、千字文は此時未だ渡るべからずと、木村正辭氏之を駁して當時の千字文は、周興嗣次韻の文にあらずして鐘繇の初作なるべしと。

古語拾遺に云ふ、上古の世文字あらず、貴賤老少口に相傳へ前言往行存して忘れずと、大江匡房筥崎記に曰く我朝文字を書する應神天皇より創ると。

て文字を學習するの時にして、此より以前は前言往行存して忘れず、繩を結びて事を記すと爲すも、其實は然らず。當時支那文明の四邊より日本を侵すこと、恰かも驚濤の孤島を打つが如きものあり。若し日本にして初より一の文字なく、國民的文明を代表し記念するの具なく、神武以來九百餘年にして、初めて支那文字を見て、文字なるものを知れりと云はゞ、爭でか勢威鞏烈なる支那文明の力に抵抗し得べきぞ。必らずや日本は一變して支那文明の代表たる、象形文字の國となるべかりし也。然るに事實は此に反して、支那文明を代表する象形文字の勢力絶大にして、朝廷の之を尊崇すること深甚なりしに係らず、民間は之かために象形文字を用ひず、後年、吉備眞備の眞假名、僧空海の平假名を產出して、象形文字に抗對するに至りしにあらずや。象形文字の勢力の微弱なる日本文明を壓する、恰かも大石の卵子を壓するか如くなりしに係はらず、全く壓倒し得ずして、平假名眞假名を生したるものは、是れ初めより多少の文字ありて國民的需要を充たしめ來りし證にあらずや。實に日本國民が全く支那の文字を日用文字にせすして、獨自一己の聲音文字を發明せるの一事は、慥かに其背後にフヰニシヤ印度文明の潮流の存したりしを證明するものなり。故に後年に至りて吉備眞備、僧空海等が假名を定めたりと云ふは、眞に定めたるものにして、國初以來已に行はれたるものを、學問的に排列し、修整したるに過きず。現に古事記、日本書記、舊事記の成る、初は和文字によりて輯まれ、後に漢

二十五年百濟直支王薨ず嗣王幼にして、大倭木滿致國政を取り王母と淫す、帝之をりて召還す、政權三韓に及べるを見るべし。

三十一年、諸國をして、舩を上らしむ、武庫の水門に集るもの五百艘、新羅の調使、同じく武庫に泊りて火を失し多く舩を燒く。

三十七年、阿知使主をして吳に渡つて縫衣工女を求めんとして高麗に道を取る、高麗即ち久

文に譯したりと云ふの傳說あり。*當時の和文字なるものは、必らずや空海、眞備以前の假名文字ならさるべからず。而して上古別にまた肥人書、薩人書なるものありと云ふ。其肥人書なるものは高麗人の書にして、支那古篆の躰を具ひ、出雲の海岸より、東北海岸及び關東の地に於て、多く其跡を見、殆んど日本の半面に及びたるが如くなるにも係らず、此等の古篆躰、乃至其他の象形文字は、國民的言語文字とならずして、別種の聲音文字が全國に遍通せるを見ては、日本に固有の聲音文字ありしを見るべく、之と共に聲音文字の文明を負ふたる人種の勝利に終りしを見るべき也。然りと雖も、日本國民が哲人の敎訓を受けて論理、理想を有するに至りしものは、實に此の時を初めとす。國初以來二百七十年間、日本は一人の大學士を有せず、一人の大宗敎家を有せず。一人の大立法者を有せず。其の言行は詠ずべく、歌ふべく、仰ぐべき卓越なる德行あるものを有せず。君臣の關係は勝利者と、屈服者との關係也。若し臣下其主君を尊重するものあらば、是れ咆哮に敗北せる犬が、其の勝利者の前に尾を垂るゝと同一の動機より出づるのみ。若し臣下にして其主君を敬重するものあらば、これ其所生の父母を敬重すると、同一の動機より出つるのみ。一家の外に愛すべきものなく、威力の外屈すべきものなしと信せられ、國民は野性未だ馴致すべからさるものありき。此國民を馴致し、訓練し、高尙なる理想を與へたるものは、實に支那典經の賜なりとす。而して支那文明は一に三韓の手を經て來

り、三韓は此頃よりして、一に武庫の水門に集まり、各々此に其公使館とも云ふべき亭舘を有したりしかば、三韓文明に對する武庫（今の兵庫）は荷蘭文明に對する長崎の如きものありき。

三十四節　支那經典國民の心性を和ぐ

支那經傳學習の結果は、空文に止らず忽ち外交の上に現れたり。應神の二十八年秋、高麗王使を遣はして朝貢する時、其表文に『高麗王敬二日本國一』と云ふ。蒐道のわかいらつこ其の無禮を憤りて之を破る。思ふに韓人が從來、日本朝廷の不文を欺きて、此の如き無禮の表を呈して、私かに蠻野を笑ひつゝありしもの幾度ぞ。今や學問の結果は此の如くして、外交上の習慣を一變す。應神は慧才此の如きわかいらつこを殊寵せざる能はず、其兄をほやまもり、及びをほさゝぎを超へて皇位に即かしめんとし、一日從容として二皇子に問ふて曰く、汝等長子と少子と孰れかを愛する乎と、をほやまもり對て曰く少なるは長なるに如かずと。帝悦ばざるの色あるや、をほさゝぎ之を察して對て曰く、長子は多く寒暑を經て既に人となりたれば、憂ふる所なし。唯だ少子は弱くして甚だ憐むべき也と。應神大に喜びてわかいらつこを立てゝ皇子とし、をほさゝぎをして其太傅として、國事を知らしめ、をほやまもりをして山林原野を主宰せしむ。已にして應神の崩するや、わかいらつこ位ををほさゝぎに讓る。をほやまもり異志あり、わかいらつこを殺さんとす。已にしてをほさゝぎもまた辭して受けず。をほやまもり益々名を名へんとし、わかいらつこをして之を殺ろさしむ。然れども兩皇子の相讓

禮波久禮之の二人をして嚮導せしむ、四工女を得て歸る。

*釋日本記善圓は、善圓は成の說、善圓は陽成帝の時の人、四十一年、天皇崩ず壽一百十一歲、

青木昆陽空海の「いろは」は歐洲の文字に出づとなす、其證はをを以てれに出でんを以てれに出づとなす。

*關書に曰く南倭北虜文字あり鳥跡古篆に類すと、我肥人書と相啓發するに足る。

仁德天皇の名をほさゝぎと云ふ所以は、初めて天皇の生まるゝや、木菟ありて産屋に入る、應神召して内宿禰を召して武内に曰く、是れ吉凶を問ふ、同日、臣の妻また子を生み、鷦鷯産室に應ぜり。武内曰く、是れ吉也、汝が子の端を代へて後に傳へんと。仍て大鷦鷯と名づけ、次に生まれたる子を大鷦鷯と云ふ。天皇を大鷦鷯と云ひ、武内の子を木菟と云ふ。仁德の元年、都を難波の高津に移す。

高き屋に登りて見れば烟たつ民のかまどにけりと歌ひ、仁德天皇を爲す實は遙か後代なる藤原時平時代の人なり。仁德の心を咏じたる也。

仁德の水を決して海に注ぎ、堤防を作る、或る時、多くの波に難儀をしたまふ、天皇夢に武藏の國の茨田堤に神こはづくひ河内

りて帝位につかざるもの三年、わかいらつこ、勢に迫まられ自ら縊れて死せしかば、をほさゝぎ遂に帝位に即く、之を仁德天皇とす。仁德の位に即くや、都を難波に移せしが、詔して曰く、朕高台に上りて遠く望むに、烟氣城中に立たず、思ふに百姓貧にして炊ぐ者少き乎、邦畿の内尚此の如くんば、畿外の民の窮乏せるもの知るべき也。自今三載課役を除きて百姓の苦を息むべしと。已にして三年を經て天皇また高台に上り、烟氣遠く上るを見て皇后に云つて曰く、朕既に富むと。皇后曰く宮室壞れて修むるを得ず、何ぞ富めりと云はんと。天皇曰く天の君を立つるは、是れ百姓の爲め也。然ば則ち君は百姓を以て本と爲す。古の聖王は一人飢寒すれば之を顧みて身を責む。今百姓貧しければ、則ち朕の貧しき也。百姓富みて君貧しきは未だ之あらずと。如何に優美仁愛の心性ぞ。國史を讀みて此に至る、宛かも荊棘を出でゝ花園に入るが如し。仁德また多くの溝渠を通じ、堤防を築き、百姓の利便を計ること少からざりしかば、時人稱して聖帝と云へり。

三十五節　仁德帝の内庭

天皇葛城のそつひこの女を納れて皇后となせしが、其性極めて嫉悍にして妬心あり。宮女にして天皇に親近するものあれば、切齒して身を震はすに至る。天皇之を恐れ、敢て自ら恣にするを得ず。宮人くはだのくが媛を愛せんと欲するも、后を憚りて敢てせず。然れども媛をして空しく盛年を過さしむるに忍びず、之を侍臣に與へたりき。仁德また其異

田の連、衫子を水中に葬りて河伯を祭らば堤成るべしとの神託を得て、二人を求め之を水に入らしむ、こはくび涕泣して水に入りて死し、衫子は抗論して曰く、我に二箇の匏（ひさご）あり、河伯若し之を沈むるを得ば即ち從はんと、匏を抱きて水に入る、匏遂に沈まず衫子即ち命を全くす。

十二年、高麗鐵盾及鐵的を貢す、群臣を會して之を射せしむるに、皆な穿つ能はず、的臣、盾人宿禰之を射て穿つ。

十七年、新羅朝貢を欠く、的臣戸田宿禰等を遣つて之を責む。新羅恐れて絹一千四百六十疋雜件八十艘を獻す。

四十一年、紀の角の宿禰を百濟に遣はして、國郡境界を分ち其物産を收錄せしむ。

四十三年、百濟の王子酒君に教られ、初めて鷹を知り之を馴さしむ。

五十三年、新羅貢を欠く、上毛野君、田道を遣はして之を攻む、新羅兵を發して之を拒ぐ、之を破つて其四邑の民を虜にして歸る。

五十五年、蝦夷叛く、上毛野の田道をして之を討たしむ、田道敗れて伊寺水門（いじのみなと）に死す。今の上總の夷隅是也、從者田道の手軀を取つて妻に送る妻之を抱きて死す。

六十二年、額田の皇子、山に上りて野を望み穹廬の如きものを見、其の地の稻置に問ふて氷室なるを知る。之より以前民間已にあつて、貴族知らざりし乎。以て貴族の祖國は暖國なりしを知るべし。

母妹、やだ媛を納れて妃となさんと欲して、歌を以て后に諷せしも、后之を聽かざりしかば、后の紀伊に啓行せるを機として、遂にやだ媛を納るゝや、皇后憤怒、歸つて宮城に入らずして故鄕葛城の邊に徘徊すること、五年にして崩ぜしかば、やだ媛は遂に入りて皇后となる。

第五章　雄族の發達　神武紀元一千年より一千一百五十年に至る

第三十六節　權臣の跋扈　第三十七節　女子を座長に上るの風　第三十八節　社會の變革姓氏の混亂　第三十九節　雄畧、臣下の妻を奪ふて三韓の背叛之より起る　第四十節　物質的進歩　第四十一節　皇統絶へんとして人奴より天皇を立つ　第四十二節　平群族の專權　第四十三節　歌垣に於て男女相戀ふの風　第四十四節　平群族衰へて大伴族起る　第四十五節　雄畧、武烈の無限王權　第四十六節　臣下天皇を作る

三十六節　權臣の跋扈　此時に方つてや久しく大和朝廷を脳ましたる北狄蝦夷も、漸々其の侵略の力を失し、仁徳の五十五年に一たび叛起し、將軍田道之を討つて陣沒せりと雖も、彼等は今や北方の邊陲に、僅かに生存を保つに過ぎず。大和朝廷は枕を高して安逸の夢を貪ほる間に、强臣豪族漸やく繁植す。而して其多くはたけのうちの宿禰の後なりき。たけのうちは神后皇后を助けて三韓を征し、歸りて仲哀の二皇子を討滅したる後は、九州に出でゝ應神の爲めに重鎭となりしが、仁徳の七十八年に三百餘歳を以て死す。其景行以後歷仕したる五代の間に生める子孫は、上は皇室に入り、下は外藩にまで及べり。第一葛城のそつひこの女は、仁徳の后となりて履中、反正、允恭の三帝を生めり。履中の后も葛城の家より出でたり。第二平郡（へぐり）のつくの宿禰、羽田のやしろの宿禰、蘇我のいしかはの宿禰は應神の時、百濟を討つの將軍たり。第三紀のつぬの宿禰は仁徳の時、百濟に入り、國郡を整理し、國産を輯錄せり。第四蘇我氏は平郡のつくと共に履中の朝に國政を掌りて、蘇我馬子の祖たり、第五、巨勢氏は直ちに大臣大將を出さずと雖も、後來に至りて大族となる。此の如く珠連、蔓延、豪族の勢威の增加する時、宮廷は漸く陰謀と戀との場となる。先づ仁徳の崩ずるや、履中位を襲ぎ、たけのうちの孫羽田のやしろの宿禰の女、くろ媛を納れて妃とせんとして、弟すみえのなかつみこをして吉日を告げしむるや、なかつみこ、自ら履中の名を僭してくろ媛を奸し、事の顯れんことを恐れ、私かに兵を擧げて履中を殺さんとして宮殿を燒く。淡路の阿曇の連濱子海人を率ゐて之を助く。履中、平郡のつくの宿禰、物部のをほまへの宿禰、漢直（あやのあたへ）の祖あちのをみの三人に助けられて走る。已にして皇弟みづはわけ、なかつみこの近習の隼人（はやと）さしひれを誘ふに大臣の位を以てして、なかつみこを其厠に殺さしむ。隼人功を以て一日大臣となり、歡喜して大杯を傾くるや、みづはわけ刀を揮つて其頭を落す。此くてくろ媛は皇后となり、平郡のつくの宿禰、蘇我のまちの宿禰、物部のいこぶちの大連、葛城のつぶら共に國政を管どる。

履中天皇は仁徳の長子にしてなをいざほわけと云ふ。

羽田黒媛、憤を知らずして仲皇子に從ふを以て、許して皇后とす。

四年、諸國に國史を置きて諸事を記して四方の志を達せしむ。五年之より先きて敢めて私民とせらるゝものは奴

隷にして、奴隷は黥せらるゝを免れず。馬飼部の如き其一也。此年天皇淡路に遊ぶに、祝部神託を奏して曰く、神は黥の血の臭に堪えずと、是より馬飼部を黥せず。履中天皇崩ずるとき年八十七。

三十七節　女を座長に奉るの風　蘊籍風流なる履中八十七歳にして崩ずるや其同母弟みづはわけ帝位に即く、之を反正天皇とす、天皇の生るゝ時水中に洗ふにたぢひの花あつて落つるが故に、名とす、たぢひは今の兎杖（いたどり）の花也。天皇即位の時六十六歳、崩ずる時七十六歳。群臣議して反正の弟、をさづまわかごの宿禰を立つ。之を允恭天皇とす。其后をほなか媛がそとほり媛を進めて妃とせし事實は、彼の印度よりエテヲピヤに至る一百七十二州を治めたるアハシユロス王の后ワシテの如くにして、東洋古代の風を見るべきものあり。允恭の七年、天皇群臣を會して讌するや、自ら琴を彈じて皇后をして舞はしむ。皇后舞終つて禮を爲さずして坐す。當時の風俗、宴會に舞ふ者は、舞終つて座長に對して女子を奉るを約束せざるべからず。皇后が禮を爲さゞりしものは女子を奉るを否みしもの也。天皇、皇后を責めて曰く、何ぞ禮を失するの甚しきやと。皇后已むを得ず再び起ちて舞ひ、舞ひ終つて女子を奉らんと云ふ。天皇問ふて曰く、汝の奉らんとする女子は何人ぞと。皇后已むを得ずして己の妹そとほり媛を進む。そとほり媛姿貌清麗順柔靜貞天下第一の名あるものなり。允恭そとほり媛を奉るべしとの約を聞くや、大に喜び直ちに人を遣はして之を近江の坂田に求めしめたるに、皇后を憚りて七回まで使を屏けて聽かず。然れども使者中臣のいかつぬしが、媛若し聽かずんば臣、死するの外なしと請ふに遇ふて、已むを得ずして之に應じたりき。已にして都に入るや允恭其皇后を憚りて宮中に容れず、別に

皇后の微時、母に隨つて家にありて園中にあり。人あり其傍を過ぎ馬上籬に莅みて姫を嘲つて園能く治まるかと問ひ、且つ、馬の襪を拂はんが爲めに一根の蘭を乞ふ。姫之を含む。後皇后となるに及びて其罪を責む、人は即ち鬪雞の造也。以て當時貴族の家居も質素なりしを見るべし。

三年、良醫を新羅に求む。

四年、天下姓氏の混亂を正さんが爲め、探湯瓮（くがべ）を設けて眞僞を分つ。

藤原の地に居らしむ。然れども猶ほ皇后の嫉妬に堪えず、遠く皇居を離れなば或は皇后の嫉意を和ぐるあらんと信じ、河内の茅渟に去りしかば、允恭愈よ之を愛惜し、其名を後世に傳へんと欲し、諸國の國造に課して藤原部を定めたりき。皇后に服從し、使者に服從し、天皇に服從し、一點、己を立つる所なく、爭ふ所なく、服從を以て凡べての事に應じ、而かも其の所親を愛して、戀々として忘るゝ能はず、樂しんで淫せず、悲しみて怨まず、服從によりて憐を求め、温柔敦厚、順和靜貞を以て極意とするは、柔和美麗なる自然と、殘酷ならざる男子と、神學的執迷なき國民的性質によりて、自然に練成せられたる理想的女儀にして、一夫多妻の社會に於て、家庭の平和を保たんと欲せば、正室ならざるものは、最も多く此の理想に近よらざるべからざりし也。

三十八節　社會の變革姓氏の混亂　履中の時初めて諸國に史官を置き言事を錄して四方の志を達せしむ。當時の史官は固より漢文を以て書記するものにして、多くは歸化韓人なりしかば、平和の間に外人の血は、其外國文明と共に入り來れり。是れ實に社會變遷の時機にして、若し善史ありて之を記さば、驚くべき事態ありしならんに、國史は唯だ允恭即位の四年に詔して、姓氏を定めたるの一事を記すのみ、然かも此一事すら社會の大變を示めすに足る、それ國初の民は、如何に血族を尊び、血族は如何に分派せられ、分派は如何に其の首長によりて支配せられ、如何に代表せられしかは已に之を說く所、其の區分整然として一點、錯誤なきを得べきものなる

に、允恭の時、已に姓氏の混亂を來たし、群卿、百僚、諸國の造等皆な帝王の裔と稱し、或は其祖宗天より降ると稱して、上下相爭ひ、允恭の勅を煩はして、百僚地方官をして、神明に盟ふて眞僞を正さしむるに至ては、是れ建國以來社會結合の一大要素たる族制の上に、大變革を生ずるの端と云ふべく、地方の豪族が、如何に自ら高く標致して、民に臨み、大和朝廷の皇族貴族と比肩せんとするかを見るべき也。豪族の自負已に此の如く大なるに方つて、朝廷は漸やく陰謀、戀愛の府となりて、其威信を失せんとす。允恭の太子かるの皇子、容姿淸麗にして、一時の冶郎たり。其の同母妹をほいらつめ艷美、豐秀、また類を絶す。二人相慕ふ。當時は兄弟姉妹、互に相婚するも、同母の婚姻は嚴に習慣の禁ずる所なりしに二人顧みずして相通せしかば有司をほいらつめを伊豫國に流したり。皇子を問はざるは其の太子なるが故也。即ち國法は罰せずと雖も、國人之を誹り、群臣從はずしてあなほの皇子に謳歌せしかば、允恭帝の崩ずるや、太子兵を擧げてあなほの皇子を襲ふ。あなほの皇子また兵を擧げて之を邀ふ。太子共に戰つて勢窮り物部のをほまへの宿禰の家に自殺するに至り、あなほの皇子位に即く。之を安康帝とす。安康其同母弟をほはつせの爲めに反正天皇の女を娶らんとしをほはつせの兒暴の故に拒絶せられ、更らにをほくさかの皇子の女、はたひ媛を娶らんとす。をほくさかは允恭の兄にして安康の叔父也。をほくさか悅んで之を諾し、信契として玉緩*を奉らしむ。使者ねのをみ、玉緩

*玉緩は珠玉を連れて頭髮、頭及

び手に纏ふて貴飾とす、上代の貴族圖有の風也。勾玉は管玉あり相雜ゆ。或は金銀を雜ゆ。帶は垂裳を結びて之を服とし、衣は分ちて上衣と裳とす。女はつねに裳を用ゐ訓んで訓用とす。後世發達して袴へつきとなる。髮は之を結び角を作みづらと云ふ。長途を歩する時は裳をくゝりて飾の爲めに鈴を附すること是等ありは貴族の風也。後ち雄略の時に至りて雄略の使主の罪顯はる。

を私して、僞つて復命して曰く、をほくさか命を奉せずと、安康之を聞きて大に怒り直ちに兵を發して叔父をほくさかを殺し、其妻なかしき媛を奪ふて皇后とし又、はたひ媛を奪つてをほはつせに與ふ。已にしてをほくさかの遺子まゆわの王、安康が母の膝によりて眠るを窺ふて之を弑す、まゆわ時に七歳なり。をほはつせ變を聞くや直ちに兵を率ゐて難に赴きしが、先づ當の敵を滅ぼすとを爲さず、却つて其長兄くろひこを刺殺し、同じ長兄くろひこを生ながら地に埋め、最後にまゆわを殺して帝位に即く。之を雄略帝とす。雄略、安康が生前位を己に傳へんとせず、いちのべのをしはの皇子に傳へんとしたるを追思し、遊獵に事よせていちのべの皇子を殺し、又事に托してみまの皇子を殺せしかば、宗室略ぼ此時に盡きたり。雄略、雄邁剛果と雖ども失は嚴勵なるにありて、獨り宗室に對して相迫るのみならず、百濟のいけづ媛が、石河のたてと姦淫せるを憤り、二人の四肢を樹枝に張りて燒殺し、遊獵の時、臣下の其の言を解せざるを怒て、自ら刀を拔きて御者を殺害したるが如き、鳥飼に飼はしめたる禽が、菟田のをさびとの狗に殺さるゝや、直ちにをさびとの面に黥して奴としたるが如き、木工いなべのまねの巧工を聞き、美人を集め裸躰にして相撲せしめ、美人を見るによりて其技を過たしめ、而して王者の前に不眞の心ありとして之を殺さしめたるが如きことありしかば、時人之を誹りて惡名を附したりき。

九年、天皇自ら新羅を征せんとして神託によりて廢す紀小弓宿禰。蘇我韓子宿禰。大伴談の連。小鹿火宿禰に命じて即位以來朝貢を斷つの罪を新羅に責めしむ、我軍內に相爭ひ戰敗れて歸る。

二十年、高麗兵を起して百濟を亡ぼす、二十三年朝廷百濟の王子末多を立てゝ王とし、五百人を以て之を衛りて百濟に入らしむ。之を東城王とす。また筑紫

三十九節　雄畧臣下の妻を奪ふ三韓の背叛之より起る

雄畧の擧動は甚だ高價なる結果を生じたり。吉備上道の臣たさ、宮中にありて同僚と笑話し、盛んに己が妻わか媛を稱揚して、當今天下第一の麗人となす。雄畧之を聞き、私かにわか媛を得んと欲し、便ちたさを任那國司として外に出でしめ、其虛に乘じてわか媛を奪ふ。たさ、わか媛によりて二子を生む。兄君、弟君と云ふ。時に新羅、禮を失せしかば雄略、弟君と吉備の海部(あま)のあたひ、あかををして之を擊たしむ。たさ弟君の韓土に來るを聞き、人をして之に說かしめて曰く、雄略已に我妻を奪ひ、遂に兒ありと聞く。禍の汝が身に及ばんこと足を佇てゝ待つべし。汝百濟に跨據して獨立せよ。我も任那に據て叛かんと。弟君之を聞きて心動く。其の妻くす姬之を察し陰に謀つて之を殺し、あかをと共に百濟の朝貢を携へて歸る。此の如くしてたさの謀は敗れたりと雖も、然かも日本の情僞是れより悉く外藩に洩れ、外藩背叛の事は殆んど制すべからざるに至る。而して外藩の中、最も早く日本の羈絆を脫せんとしたるものは新羅也。新羅は國を辰韓の古地に立つ。今の慶尙道是れ也。其民多く秦漢流亡の民なりしが故に他の韓人に比して最も文明の素養あり。最も日本に接近するが爲め、文明を日本に傳へたるものも新羅の力多かりき。然れども其の日本と接近するの便はまた國內不逞の徒をして走て此に據るの便となりしがため、日本の情僞もまた最も多く新羅に知られたれば、三韓の中最も日本を輕んずるものもまた新羅なりき。仁德の五十二年、田道を遣

安致臣、馬飼臣等舩師を發して高麗を擊つ。天皇六十二歲にして崩す。

雄畧以前百濟女を貢す、池津媛の如き是也。池津媛殺さるゝや、百濟憤つて女子を貢するを已む。

はして其の朝貢を絕つを責むるや、田道は苦戰して僅かに四邑の民を虜にして歸りたるのみ。新羅は一國として已に全く外藩にあらざりき。已にして雄略の位に即くや、新羅また朝貢を絕ちしに、たさの雄略に排せられ、走つて新羅に入つて之と結托するに至り、新羅は今や外藩中最も日本の情僞に通じ、最も日本の弱點を知り、最も獨立の氣象あるものとなりき。雄略の九年、紀のおゆみの宿禰、蘇我のからこの宿禰、をかびの宿禰、大伴のかたり連をして新羅を擊たしむるや、神后の前に屈服せる新羅王、今や公然兵を起してをゆみ等を邀ふ。をゆみ等戰つて大敗し、大伴のかたり、紀のをかさきのくめの連等陣沒す。餘衆潰散して險要の地を保つ。已にしてをゆみ病死し、其子をほいはの宿禰新羅に渡り、縱まにをかびの宿禰の兵權を收めて威福を弄せしかば、をかび深く之を含み、をほいはをからこに離間して曰く、をほいはの宿禰久しからずしてからこの宿禰の兵權をも奪ふべしと、からこ大に怒てをほいはを暗殺せんと欲して、却つて之かために殺され、日本の軍士、首領を失し紛亂して歸る。此時に當つて三韓の中、百濟は最も日本に親附せるものなりしが、之もまた高麗のために、半ば討滅せられ、韓土に於ける日本の勢威は、漸々に減却す。此に於てか雄畧、自ら百濟の公子末多の額に手を加へ、立てゝ王となし、筑紫の兵五百人をして、之を擁して國に入らしむ。已にして吉備の臣をしろをして五百の蝦夷を率ひて新羅を征せしむ。をしろ發して久しからずして雄畧崩ず。蝦夷等吉

をしろ蝦夷を射るに、能く躍りて矢を避く。遂に道ふて丹波國浦掛水門に至りて殺盡す。

雄略、螺蠃（ほがら）なる者をして國内の『かひこ』を集めしむ、螺蠃、かひこを養兒（かいこ）となし

備にありて雄略の訃音に接して、背叛して近郡を侵畧す。をしろ即ち擊つて悉く之を殺ろせしかば、新羅征伐の軍は、中道にして已む。此より後、八年、顯宗の末年に至り紀のをほいはの宿禰、任那の日本府に盤據して高麗に通し、自立して三韓に主たらんとし、宮室を建て、自ら王と稱し、先づ任那のさろなき、たこうはい等をして百濟を擊たしめ、連戰連勝勢威四隣に震ひしが、久しからずして力盡きて、退ひて日本に歸る。此くて韓人をして日本に服せしむる唯一の原因たる兵力も、また彼等を服するに足らず、其獨立して互に攻伐するがまゝに一任するの外なきに至れり。

四十節　物質的進歩　外藩の國は此の如くして、漸々に失はれたり。然れども一勝一敗は文明の潮流には些の關係なく、開化の波は滔々として入り來れり。韓土に於ける征戰の勝利にも、敗北にも、彼土民は多きにも、少なきにも、必らず俘虜たる奴隷として、若しくは朝貢の人として、日本に携へて歸られたり。此の如くして山藍、茜によりて絲を染めて織り出せる縞（しま）の外、織物を有せざりし國民は、初めて綾錦を織るの術を習ひ。土器の外窯物を知らざりし國民は、陶器を作るの術を習ひ。病めば即ち死するの外なかりし國民は初めて韓方の醫道を學び。笙、篳篥の如き高尚なる樂器、巧妙なる鞍も、此時に入り來り。譯語部とて彼我の國語に通じたる民も、世業として保護せらるゝに至る。養蠶の道も大に此頃奬勸せられ。后妃をして蠶事を務めしめ、

數多の小兒を集む、雄略笑つて少子部の連の姓を與へ、且つ其小兒を養育せしむ。然れども養蠶は此に初らす。仁德の時已に大和に行はる。一たびは虫にして、一たびは繭となり、一たびは蛾となる蟲と稱す。

また國郡に詔して桑を植へしめ、秦氏を各國に散布して、庸調を献するの民となさしめたり。初めて漢韓の風に模して、樓閣を起せしもまた此朝にあり。此時、みたなるもの樓に上り、快心愉悅、禁ずる能はず四方に走るや、下より之を望めば恰かも飛行するが如くに見へたりしかば、伊勢の采女（うねめ）怪しみ仰きて之を見て、驚き倒れたりと云ふ。當時の朝廷が如何に簡單なる生活を營みしか、想見するに餘ある也。之より先き履中の時、三韓の朝貢のため齊藏の外、更らに内藏を立て、歸化の外人をして其出納を司らしめしが、秦漢二氏の族天下に分散して、工藝を勸むるに及びて、蠶織の貢調大に其の數を增加せしかば、大藏を立て、秦漢二氏をして其主鑰たらしめしむるに至りき。當時大藏は即ち皇室の倉庫にして、皇室が發達して一皇家より天下の皇位となるに從つて、大藏もまた政府の大藏となりし也。此の如く限ある外人のために、國富を增加せるを見ては、以て當時の工藝の如何に低く、其生活の如何に單純なりしかを想見するに餘ある也。

四十一節　皇統絶へんとして人奴より皇帝を立つ　已にして雄略の太子しらがたけひろくにをしわかやまとねこ雄略に代りて帝位に即く。之を清寧天皇とす。*生れながらにして白髮なるが故に此の名あり。母はかつらぎをみの女から媛にして、武内の血統は後宮より離れざりき。清寧長兄と幼弟とあり、同じく吉備臣の女わか媛の出也。雄略の崩ずるやわか媛其二子に敎へて、先づ大藏

*清寧天皇は雄略の第三子也、母は武内宿彌の分族葛城大臣の女也。

清寧の時、犬馬獸類を献ずるを禁ず。

清寧の四年、蝦夷隼人、内附するを記るす。以て其叛伏常なき見るべし。

日本書記、二皇子の現出を以て、清寧在世の事となす、今ま古事記に從ふ、何となれば若し在世の事ならば、顯宗應に其恩を記すべし、決して其墓を發くべしと云ふべからされば也。

を封鎖して皇位を爭はんとす。長兄いはき之を拒み、幼弟ほしかは、其謀を用ひて大藏を取り、外門を閉鎖し、縱まに官物を使用して權勢を買ふ。此に於てか太子の黨與、大伴のむろやの連、東の漢(あや)のつかの直と共に兵を發して大藏を圍み、火を縱つてわか媛、いはき、ほしかはの兩皇子及び其親族を燔殺す。之より先き吉備の下道の臣、ほしかはの叛を聞き之を援けんとして、船師四十艘を率ひて來りしが、事已に平らぐと聞きて海より歸る。此に於てか大伴のむろやの大連、群臣を率ひて清寧を擁立す。清寧盤余(ゐはれ)の甕栗(かめくり)に居て、大伴のむろやを大連として、平郡(へぐり)のまどりを大臣とす。初めまゆわ王の變あるや雄略之に乘じて、宗室を殺ろして略ぼ盡く。已にして清寧に至り、また其の兄弟を殺ろして一人を止めず。而して清寧もまた子なく、皇統を襲ぐべきものなかりしかば、清寧の崩するや履中の女、をしうみのいらつめ越前の角賀(つぬが)にありて、假りに皇位を攝すること一年、遂にいちのべの皇子の遺子、をけ、をほけの二皇子を覓(もと)め得たり。初めいちのべの雄畧に誘殺せらるゝや、二皇子恐れて身を潛め、其舍人くさかべのむらじのをみ、父子に援けられて丹波の與社(與謝)郡に逃れて、名字を變せしが、其の追及の至らんことを恐れ、くさかべのむらじ遂に自殺せしかば二皇子は更らに播摩赤石郡に來り、縮見の屯倉の首(をびと)の奴となる。已にして山部連をだて播磨の宰となるや、縮見の屯倉に臨みて宴飲し、二人をして舞はしむ。二人の歌ふ所を聞けば即ち皇室の親なるを告ぐるもの也。をだて驚き起て二人を拜し、之を京に報ずるや方に宗室を求むの際なりしかば飯豊皇女悅びて之を迎へ、先づ弟をほけを立て太子とならしめ、尋て位に即かしむ。之を顯宗天皇とす。此の如くして皇統は絶えなんばかりにして、僅かに繼がれたり。

四十二節　平群族の專權

皇統絶えなんとして、僅に下民の中に在りし者を擧げて皇位に即かしめ、宗室寥々として數ふるに足らざるの時、廣く其根を張れる大臣大連の勢威の振ふは自然の勢也。中にも平群(へぐり)の一門は、專權五朝を經たる武内の子孫にして、其祖平群の宿禰、仁德帝と同日に生れたるの故を以て、一門の光榮人を羨ましめ、また新羅を征し、履中天皇に從ふて仲の皇子と戰ひ、其執政となり、其子平群のまとりは、雄畧天皇の大臣となり、威權赫々、族黨上下に充滿しければ、功を負ふて自ら傲り、一たび下民の群に入りしをほけ王の帝たる見ては敢て之を尊崇するの念ある能はず。衣食皇室に僭擬し、皇太子の爲めと稱して宮室を營み、其成るや即ち自ら之に居り、事ごとに驕慢にして、臣節なく、而して百官また其權勢に靡き、朝に宮城に朝して、晝は平群の家に詣るほどなりき。

四十三節　歌垣に於て男女相戀ふの風

當時歌垣の風は盛にして、男女の相求むるもの、皆な此に會して其の志を歌咏して相戲る。貴族も平民も、其の夫妻を此に求むるに於ては、相異ならず。春風已に離々たる原上の草を吹くや、百千相率ひて都會の民は衢に會し、田野の民は丘山に上り、

歌垣は、ヤマトの習俗の一、萬葉集九の高橋連蟲麻呂、筑波山に上りて嬥歌を爲すの日によめる歌に曰く、筑波の山のすむは其の津の上づの女壯夫のゆきつどひかゞふ嬥歌に人妻に吾もまじらん、吾妻に人妻もまじれ、此の山を、うしはく神の禁めぞ、今日のみは、目ぐしも勿みそ、事も咎むな。反歌に雲たちのぼりしぐれさほふりぬれかも吾れかへらめや。

顯宗已に位に即き、父、市邊押磐皇子の骨を求むるに老嫗置目を得たり、嫗、故に顯宗之を敎ゆ、顯宗之を愛して宮城の近傍に居らしむ、其老衰を憐れみ宮室の中に繩を張りて之に籟つて垂下せしめまた其繩の一端に鐸を附し繩をひけば、即ち響あり、致て一々侍者を勞せさらむ、當時宮廷の生活の、猶ほしを見るべき也。

青岬の上、芳樹の下、相擁して相歌ひ共に其意中を語る。此歌垣に會して他より懸想せられざるは、殆んど男女の恥辱なりき。肥前の杵島山、常陸の筑波山、攝津の歌垣山の如き、涼風來る夏の夕、明月澄みわたる秋の夜、少年少女が相會合する場なりき。都若しくは都に近くして文化開け、倫理上に於て多少の進歩を爲したる所に於ては、歌垣に於て懸想せられたる婦人は、其父兄に告げて許諾を得ざるべからず。若し父兄にして之を許諾せば、婦女より頭髮の粧飾なる押木の珠環を、其夫婿たらんものに贈るを常とす。已に婚姻を通せんとするや、夫婿に送るに、机の代を以てす、机の代は酒饌也。此等は高等なる生活を爲す者の風にして、一般の野民に至りては、歌垣は殆んど姪猥の場にして、關東諸國の邊陬に於て、今猶ほ行はるゝ鎭守祭の夜、男女相戲れ、此夜相戲むれさるものは、一の恥辱にして、而して有夫有妻の別を問はざるもの、此歌垣の流風遺俗なり。此風は日本先人種より行はれ、中古藤原氏の時代まで行はれ、をけ、をほけ時代に於ては、其頂上に達したるもの也。

四十四節　平群襲へて大伴起る

平群のまどりの子をしびと云ふ。菟田首の女、をほをを娶らんと欲す。をほけ王もまた之に意あり、人をして其意ををほをに通せしむ。をほを已にをびに許せるを以て、答て曰く、王を海柘榴市に待たんと。海柘榴市は交易の大市にして、また歌垣の所也。をほけ期に至り、舍人をして平群の大臣の家につきて官馬を求めしむ。平群之を諾して曰く、

官馬太子の爲めに飼はんやと。然かも遂に與へず。をほけ大に憤りて徒歩し、歌垣の場に至りてをほをと語らんとするや、をび突として來り、王とをほをとを隔つ王、歌によりて其志を云へば、をびもまた歌によりて王を駁し、歌を闘はすもの數時、王遂にしびの奪ふべからざるを覺り、怫然として怒り、歸つて之を大伴の連かなむらに謀る。かなむらはをびと相對衡して、平生政權を爭ふもの、即ち王を縱慾し、兵を發してをびを奈良山に要擊して之を殺ろし、またまどりの家を襲ふて一家を燔殺す。火已に四方より迫るや、まどり、憤恨、當時一般に行はれたる風に從ひ、一々海内の潮水を數へて、をほけを咀ふて死す。此の如く君臣戀によりて相爭ふたる結果として、朝廷の權全く大伴の一族に歸し、爾來數十年、國政一に大伴家に出づ。

四十五節　雄略、武烈の無限王權

國朝の歷史中此前後數十年は、最も王權の發達したる時にして、また法權の最も酷烈に實行せられたる時なりき。崇神より以來、王權は四方に波及せり。然かも地方の豪族未だ嶄起して朝廷に抗衡するの實力あるものなく、内には大臣專權の端を開くと雖も、未だ大に勢を爲さず。帝權は外、山林の豪族に限られず、内、宮廷の權臣に制せられず。其の伸張するがまに〳〵一任せられたり。此間に生るゝ天皇は、生れながらにして天壤の間、唯我獨尊を覺ゆ。神武の如きは其の雄姿を以てするも、猶ほ當面に人種の爭を爲さゞるべからず顯宗天皇の二年雄略の墓を發き父の仇を報せんと欲す、太子曰く、願くは自ら此の任に當らん、と墳墓の土を少しく破りて歸る、天皇其歸るの早きを怪みてや、即ち墳墓の土を少しく破りて歸る、天皇其歸るの早きを怪みてや、即ち之に質すに、且つ云ふ雄略父に卸し、且つ天皇也、今ま單に父の仇

を復せんとするの志を立てんがために、天皇の墳を發かば、後世の誹を如何せん、顯宗之に從ふ。

三年、紀をほいわの宿禰、任那により高麗に通じ三韓に自立せんとして政府を立て百濟を襲ふ、百濟王、襲ふて之を破る、をほいは遂に逃げ歸る。

顯宗三年にして崩ず壽三十八、顯宗の兄をけ王立つ之れを仁賢天皇とす。皇后は春日のをほいらつめ、仁賢の皇太子たるや顯宗と宴す瓜を取つて食はんとするに刀子なし、此に於て顯宗手から刀子を取り皇后小野姫をして之を仁賢に傳へしめたるに、小野立ながら刀を瓜盤の上にをく、また立ながら仁賢を喚び多く禮を失せしかば、仁賢位に即

ざりき。崇神の如きは邊境騷動の爲めに心を惱ましめたりき。蘇我氏以後の天皇に至つては、已に外戚强臣の制肘を受けさるへからざるに至れり。然れども雄略以後、三韓に於ける我勢力は漸々失墜して其の相擊つに一任し、清寧、顯宗、仁賢の世に至つては音信杳として至らず。紀のをほいはの任那に據つて反するあるも、之を擊つことをもせす。事實に於て已に三韓に心を勞せざるに至れり。已に顧慮する所なし。仁賢の子武烈*の時に至りて王權の發達、空前絕後なりしも怪しむに足らず。或は雄畧武烈の行を以て、酷惡の行となすものなりと雖も、然れども無限王權は常に此の如き形躰を以て現はるゝものにして、此の如くならずんば無限王權にあらず。無限王權は人民の非議愁訴は、固より考量せず、人民は唯だ君主の意志に服從すべく、君主は其爲し能ふ凡べてを爲して、可なりと云ふもの也。若し人民に對して酷烈なるべからずと云はゞ、已に無限王權にあらず、民を重んせさるへからずと云ふ政理に制限せらるゝ也。故に國朝の歷史に於て、王權が其の無限絕頂に達したるは、前後武烈時代を以て最頂上とせさるへからす。而して無限帝權は刑法の形を以て現はれ來れり。元より以前の刑法は、極めて單純のものなりき。罪あらば之を誅するのみ。然らすんば資財を神に献して、祓除するのみ。然らすんば所有の土地を朝廷に献げて、其罪を償ふのみ。然らすんば其の本姓を奪ふて他の奴隷私民たらしむるのみなりき。然るに履中の朝、仲の王子に黨して叛亂せる阿曇の濱子を黥して死

くに及びて、復仇を恐れて自殺す。

仁賢十一年にして崩ず壽五十一歲名を大脚と云ふ。

*武烈天皇名はをほはつせ、仁賢の子也。

武內宿禰の弟、武內を讒して、不臣の志ありと爲す、應神帝二人をして湯を探らしむ。是れ所謂湯起請にして、罪ある者は手爛ると云ふ、此に於てか武內罪なきこと明かなりしかば天皇甘美內を紀伊直の祖に給ふ。給ふとは之を奴隷とせしむる也。是れ姓を奪ふの刑也。

當時堅魚木を屋上に置くは皇家のみなりき。

仁賢の六年に鷹吉士を高麗を遣はして、工匠須流枳、奴流枳を招く大和山邊郡額田邑の熟高麗は其後也。

を宥し、また野島海人を屯倉に使役せるを以て、刑名を增加するの初となし、允恭の朝に至り、輕の皇太子、其同母妹輕のをほいらつめを奸淫するや、刑は太子に加ふべからずとて、をほいらつめを流刑に處するに至りしが、以上概ね刑名を增すも、寧ろ死罪の外に、輕ろく刑法を用ゆるの道を開きしもの也。然るに雄畧に至りて嚴峻にして假借せず、喜怒を以て刑賞を爲し、死刑の塲合を廣くし、吉備の下道の臣まへつや、小女を雄畧に献し、長女を己に擬して相鬪はしめ、小女の勝つを見ては之を殺し。また小雞を雄略に擬し、大雞を己に擬し、小雞の勝つを見て、刀を拔きて之を殺すや、雄略見て以て不敬となし、三十人の物部(もののふ)を遣はして、まへつやを殺さしめ、併せて其の族七十人を滅ぼし、初めて族滅の制を初む。百濟より貢せるいけつ媛の石河楯と奸淫するや、二人の四肢を張りて架上に上せ、之を燔殺し、初めて燔殺の刑を起す。磯城(しき)の大縣主の家居、堅魚木を屋上に設けて、風鎭となすや、雄略また不敬僭上となして之を殺さんとしたりき。此の如く意に從つて刑し、刑は酷烈を加ふるもの、是れ帝王無限專制主義の發現にして、武烈に至つては最も其嚴を極め、最も無限專制の實を示めしたり。武烈の二年孕婦の腹を刳きて其胎を見、三年、人の指甲を解除して薯蕷を掘らしめ、四年人の頭髮を拔きて、走つて樹梢に上らしめ、下より樹幹を斷ち之を倒して快と爲す。五年人をして泅ぎて塘滅に入らしめ、其流れて外に出るを俟ち、三刄矛を以て刺殺して快となし、七年人をし

て樹上に上らしめ、下より之を射て快となす。其他の諸ろの巨刑大罰、皆親しく之を見る。また田獵を好み、狗を走らせ、馬を試み、出入時あらず、風雨を厭はず、俳優の徒を翫好するの風を増長し、日夜宮人と戯むる。此の如きもの八年にして崩せしが、絶頂まで上りたる王權は、忽ちにして大臣專權のために、一大打撃を受くるに至れり。

四十六節　臣下、天皇を作る

武烈は子を遺さずして崩せり。宗室は雄略の時に於て略ぼ盡きたり。今や遠きにも近きにも、皇族にして位を襲ぐべきものは、仲哀天皇五世の孫にして丹波桑田にありて越前坂中井（今の二國）にをるふり姫の美なるを聞きて、遙かに之を招く、已にしておほど王を生みて後、彦人王薨ず。ふり姫、おほど王をおほどな擁して越前に歸りて、高向に居る。時に兇嶽頻りに至りて民、水害に苦む。王即ち民を集めて日野足羽黒龍河等を決して海に注がしめて、三國邑之を作る。民之により凶荒を免る。天皇民間に通じ、故に仁政多し。

おほど王は彦人王の子也。彦人王、近江にあり（さかなかる）

あるやまとひこと、應神五世の孫にして越前にあるをおほど王との外なく。而して此二人につきて撰抜するの權は全く大伴のかなむら等の手中にありき。此に於てかかなむら等、試みに兵仗を設け、乘輿を護衛して、先づやまとひこを迎へて位に即かしめたるは、異例と雖も、猶は皇位は臣下の勸進に出でざりき。今や武烈より繼躰に至る間、皇統絶えなんとして、臣下の群議によりて遠

族を立てゝ天皇とす。是れ臣下皇帝を作るの端にして國憲上の一新事例也。而して繼躰の下に、大伴のかなむら大連となり、許勢のをびと大臣となり、物部のあらかび大連となり、大臣大連の權、擁立の功によりて急に膨脹せしかば、武烈によりて絶頂まで押し上げられし王權は、却つて急に地下に下らんとす。

の筒城に遷す。

繼躰の六年百濟強大、任那を并せんとして其の上哆唎下哆唎、娑陀牟婁の四縣を得んことを乞ふ、哆唎國守穗積臣奏して百濟に與ゆるの便を云へ、大伴金村また之を可とす。物部大連あらかび、其宣勅の使に當る、其妻之を諫めて曰く、住吉神初めて海表金銀の國を以て應神天皇に與ふ、縱まゝに削つて他に與なば、天下後世の刺を如何せんと。あらかび曰く勅を奉せずんば違勅の罪を得んと、妻曰く何ぞ病と稱せざると。天皇別使を發して遂に之を與ふ。勾の大兄皇子之を聞きて驚き、別に使を發して與へざるを百濟の使に宣す。百濟の使人天皇の勅を奉すと爲して去る。

第六章　三韓の離叛　神武紀元一千一百五十年より一千二百年に至る

第四十七節　三韓益す日本に遠かる　第四十八節　いはゐ九州に據つて自立つ　第四十九節　新羅百濟日本に離反す　第五十節　後宮勢力の發達　第五十一節　大伴物部の二族相爭ふ　第五十二節　任那回復の政策

四十七節　三韓益す日本に遠かる

初め雄略の時、高麗王、百濟を攻めて殆んど之を滅ぼすや、雄略、筑紫の軍士五百人を以て百濟反斤王の第二子末多を擁立せしむ。是より百濟全く我國に據つて立たんとし、繼躰の時、上表して任那國の上哆唎、下哆唎、娑陀、牟婁の四縣を得んことを乞ふ。哆唎の國守、穗積の臣をしやま、大連大伴のかなむら、共に百濟の賄を得て之を許すべしとなし、四縣は遂に百濟に與へらる。是れ直隷の任那を割きて、藩屬の百濟に與ひたる也。已にして百濟また伴跛國の巳汶を得んと欲して、五經博士段楊爾を貢し、併せて伴跛國、濟百の巳紋を奪ふと奏す。かなむら百濟を寵信し、百濟、安羅、伴跛、新羅の使を集め、巳汶帶沙を百濟に返すべしと命ぜしかば、伴跛、帶沙口に據つて叛し、物部の連等五百の舟師を率ゐて百濟の使者を送るや、帶沙口頭に於て伴跛のために劫掠せられ、僅かに身を以て脱して歸る。

十二年都を弟國に遷す、今の乙訓也。

二十年都を盤余の玉穗に移す。

繼體は在位二十五年にして崩ず。壽八十六。

此時軍士六萬と云ふ。然れども雄略の時、五百人の蝦夷を以て三韓を征せんとしたるに比すれば、六萬の兵は多きに過ぐ、固より信ずべからず。

斯の如く權臣かなむらの專制の爲め、三韓に於ける日本の勢力益す微弱となる。此時に方つて日本は三韓に對して、極めて不利の地に立てり。新羅と高麗は國運最も隆盛を極めたるに、日本は微弱なる任那に、日本府を置きて之を守り、任那を保たんために新羅と交戰、已むときなし。百濟は新たに破れたるの國にして、殆んど獨立の力なきに、日本は之を助けて高麗と爭へり。此の如く進取の位地を去つて、退嬰の地に立てば、攻守の勢已に不可也。之より天智の時の大敗軍に至るまで、歷朝の政策、一に任那の回復にありしが、任那回復の大行軍の第一回は、先づ繼體の二十一年に初められたり。將軍は近江毛野にして、目的は任那の爲めに、新羅が浸略せる南加羅、喙己呑を回復せんと欲するにありき。

四十八節　いはゐ九州に據つて自立す

此時に方つて九州はまた已にやまとだけ征服の時と同じからず。景行以前、九州の憂は、重もに大和朝廷の緣族によりて統御せられたる熊襲の背叛にありて、叛者は多く日、薩、隅の襲の國に在りき。今や然らず三韓の勢威大なるに從つて、九州の西岸、最も多く其の刺擊を蒙りたれば、筑紫の國は最早や無人の地にあらずして、最も獨立の氣象あり、叛志に富める强悍なる人種の巢窟となれり。應神の朝元勳佐命の士武內の宿禰が、自から九州に下りて、筑紫の地を鎭守せるを見ては、如何に九州の憂の早く變じたるかを見るべし。爾來二百餘年、三韓の事愈よ急にして、大和の豪族名門、數は韓土に下り、筑紫に土着

するによりて此等叛志に富める、強悍人種は、各々其部屬として收められたり。而して朝廷三韓を征するの時も、大將は中國より下るも、兵士は多く筑紫の土人を用ゆるの故を以て、其武幹益す發達せり。此の如くして大和附近の民が王朝の權威に壓せられつゝある時、彼等は忠義の何たるを知らず、屈服の何たるを解せず、野性縱橫に發達せり。柔媚なる大和の天地山川が、其朝廷に戀と和歌とを敎へつゝあるの時、彼等は澎湃の大波を凌ぎて、遠洋に奔るの道を學べり。大和附近の民が漢土宮廷の風を知りそめたる朝廷のために、夫役に勞かれ、國造縣主の收斂に苦しむの時、彼等は擅制なる豪族の翼の下に於て、比較的に安全を保ちたり。彼等は朝廷を去る遠きの故を以て、最も多く大陸文明に接近するの故を以て、最も多く日新の智識を有せり。故に朝廷の權大なるや、彼等甘んじて其の爪牙となるも、朝廷の權衰ふるや、關を閉ぢて獨立す。故に景行以後に至り、熊襲の族は叛服常ならずと雖も、朝廷は之を省みるに暇あらず、僅かに其の心の和ぎて、時に隼人を朝貢するを以て足れりとなし、最も多く筑紫を憂とせる也。此の如くして筑紫は應神以後繼躰に至る二百年間は、殆んど德川氏が二百五十年間、九州雄藩の廢置を試みざりしが如く、治外法權の地として、識認せられたり。而して近江毛野が任那のために新羅を討たんとして下向するや、此治外法權の地より、一大叛將を出だすに至れり。いはゐは是也。いはゐは元照帝の後にして、筑紫の國造たり（國造

の故地は筑後國御井郡府中にあり）久しく三韓と私に相通じて、其文物を習ふ。生前墓を立つるに其南北六十丈、東西四十丈、石室石棺の巾三間に至り。石楯石人六十個を以て之に配し、軍陣の狀を爲す。屋室器翫、宛として一大朝廷の如く、勢威四近を壓せしかば、久しく九州を經略して、筑紫の海を限りとして獨立し、三韓の朝貢を受けんと欲す。然れども其の機を得ずして躊躇せしが、近江のけぬが征韓都督として下向し、いはゐも其催促に從つて兵士穀料を出さゞるべからざるに至り、鬱々たる時、魏晉六朝の交に國を保ち、遊說反間の大陸的外交に慣熟したる新羅は、此機を外さず、盤井に賂し、近江のけぬを、先づ筑紫に拒かしめんとす。繼躰の二十一年六月いはゐ遂に兵を擧げて大和朝廷に叛し、內は火（肥前肥後）豐（豐前豐後）の二國を奄有して、朝貢修職を禁じ、外は日韓交通の要津を扼して、海外の貢賦を奪ひしかば、けぬの軍逗撓して進む能はず。朝廷乃ち大伴の大連、物部のあらかびをして西征大將たらしむ。あらかび二十二年の十一月筑紫に下り、御井郡に戰ふ。いはひ敗北して、其行く所を知らず。＊此くてけぬは漸く韓土に達するを得たり。

第十九節　新羅百濟日本に離叛す

然れどもけぬの行は以て日本の聲威を爲すに足らざりき。三韓は大陸文明の影響によりて智巧、漸く進み殊に魏晉六朝兵亂の餘を承けて、國民の武力大に發達

せるは、猶ほ日本の國力が神后應神の時にあらざるが如し。其の年々日本に朝貢するは、最早や藩屏の禮を表するにあらず、善隣相酬ゆるの義に外ならざりし也。然るに朝廷海外の事情に通せず、飽までも神后征服時代の殘夢を信じ、一片の詔勅、新羅をして惶恐して命を聽き、任那の侵地を返さしむるを得べしと信ず。之に加ふるに近江のけぬの尊大、狹隘を以てす。爭でか事なきを得んや。けぬ熊川に至り、新羅を招きて南加羅の喙己呑を返さしめんとす。新羅、之を輕んじ、其の小吏夫智奈麻禮、奚奈麻禮をしてけぬに安羅に會せしめ、百濟は日本に依賴せるに係らず、其の將軍またけぬの尊大にして禮なきを憤つて歸る。已にして任那また朝廷に奏請するによつて、更らにけぬをして、百濟新羅に勅して任那の侵地を興復せしめんとするや、二國の王、來らず、小吏をして會せしむ。けぬ大に怒つて曰く、小を以て大に事ふるは天道也、二國の王何が故に天皇の勅使を輕んずる乎、已に此無禮を爲す、縱ひ王自ら來るも、吾敢て勅を傳へず、必らず之を逐放せんと。此に於てか新羅改めて其上臣伊叱夫禮智干岐をして兵三千を率ゐて、來つて勅を聽かんと乞はしむ。是れ明に威嚇也。けぬ遂に退さて、任那の己叱己利城に入つて保す。相對する三月、新羅遂に四邑を抄掠して、其人民金錢を携へて歸る。已にして又失政ありて、民心を失す。任那の民私かに新羅と百濟とに請ふて、其兵を招くものあり、けぬ遽ひ戰つて破れ、また二國のために任那の五城を拔かる。此の如くして內には大伴

*毛野の失政、調吉士の告ぐる所となり、招かれて國に歸り、對馬に病列す。

安閑天皇の元年都を、大和の勾金橋に遷す。

*今の上總の夷隅郡

天皇七十歲にして崩ず。

氏が任那に偏聽するの政策により、外は使臣の失政により、韓土益す我に遠さかる。

五十節　後宮勢力の發達

外にありて國威の退歩する時は、內にありて後宮の勢力の初めて歷史に現るゝの時なりき。大伴のかなむらが繼躰を擁立するや、前皇の子なかりし例を數へて、たしらか媛を皇后となさんことを請ふ。繼躰遂に之に聽るし、別に八妃を納れしと雖も、たしらか媛によりて生れたるまがりのをほえ帝位を襲ぐ、之れを安閑天皇とす。故に安閑は大伴と婚嫁の緣なしと雖も、大伴を稱して伯父と稱するに至れり。已にして、安閑かしはでのをほまろを*して、名珠を伊甚の國造わかこのあたひに求めしむ。わかこのあたひ躊躇す。をほまろ即ち之を縛して京に入りしに、わかこのあたひ恐懼して、走つて後宮の內寢に入る。皇后之を知らず內寢に入りて大に驚き、且つ之を怒かる。わかこのあたひ即ち其の伊甚の屯倉を奉つて罪を贖ふ。而して大伴また後宮の權漸やく大なるを看て、早くも之に媚ぶ。一日天皇かなむらに問ふて曰く、朕數處を納るゝも今に至つて子なし。萬歲の後朕の名絕んことを恐る。伯父何の計かあると。大伴即ち皇后八妃のために屯倉を立てゝ、各其名を後代に傳ふべしと奏す。之により後宮の所領、所在に遍く、而して國內事なきこと久しく、民兵禍を知らず、加ふるに耕農の術大に進み、戶口繁殖、人烟四もに上りしかば、皇室もまた富まんことを欲し、筑紫、豐國、火國、播磨、備後、婀娜(吾田)、阿波、紀伊、丹波、近江、尾張、上毛野、駿河の諸國に各一

個、若くは數個の屯倉を置きて天領とす。之より天子の采邑天下に遍ねく、民田と相犬牙す。また牛を難波と姫島とに放つて、天領とし、また諸國に犬養部を置きて、天皇直轄の民を增す。大伴のかなむら一代の政策は、實に皇家、富を欲するの心と、後宮の勢力に投じて其位を固むるにありき。

五十一節　大伴物部の二氏相爭ふ

已にして安閑の崩ずるや、また嗣なきが故に、群臣繼躰を擁立したる故例を追ふて、安閑の弟をしだてに劍*と鏡とを奉りて皇位に即かしむ。之を宣化とす。宣化は性質和平、人と爭はず、其后をだの皇女に政治を一任せしかば繼躰以來發達し來れる外戚の勢力更らに一層を加ふ。此より先き、政權全く大伴氏に歸し、物部氏は兵權の一部を有するに過ぎざりしに、宣化即位の年より大伴氏の權勢益す大を加ふ。已にしていはねを擊つて武名を得たるあらかび死して物部氏が保てる武權すらも全く大伴氏に歸し、新羅また任那に寇するや大伴氏の子、いはとさてひこをして之を救はしめたり。而していはは筑紫に止まりて國政を執り、徵發に應じ、軍防を司り、遙かに三韓に備へ、さてひこは往きて任那の日本府に至りて新羅を制す。此の如くして內政外交文武の權全く大伴氏に歸す。物部氏乎なる能はず、宣化*崩じて欽明立ち、幾何の兵、能く新羅を征服し得べきかを左右に問ふや、物部のをこし、大伴氏の過失を數へて曰く、今は區々の寡兵決して征服し易からず。昔し繼躰の六年、百濟使を

*是れ日本書紀の記する所にして神器は二種なりと數へたるものゝ如し、また古語拾遺に曰く、天照太神、皇孫に八咫鏡及草薙劍二種の神寶を授賜して永く天璽となさしむと。

*四年、天皇崩ず、壽七十五。宣化帝崩ずるに臨みて位を皇后山田皇女に傳へんとす、山田皇女之を辭す。

遣はして上表し任那の上哆唎、下哆唎、娑陀、牟婁の四縣を得んとを請ふ。任那は三韓に於ける我朝立脚の地、然るに大伴のかなむら輒く表請によつて求むる所を許るす。是より新羅の我を怨望すること積年、而して我立脚の地なきがため征戰容易ならざるなりと。かなむら此彈劾を聞き、快々として樂しまず、住吉の宅に退き、疾と稱して朝せず。帝、青海の夫人まがりこを遣はして慰誨、慇懃を極はむ。然れども大伴氏之より用ひられずして物部氏漸やく跋扈す。此の如く大伴物部の二氏相爭ふ間に、蘇我氏は已に婚を皇室に通じて、其根を張りつゝありき。欽明五妃あり、兩妃は皇后の妹にして、他の兩妃は蘇我の大臣いなめの女也。長女はかたしはゐ媛と云ひ、七男六女を生み、次女はおさねぎみと云ひ、四男一女を生む。此くて蘇我氏は大伴物部の爭を傍觀しつゝ、其子馬子の爲めに物部氏の女を娶りて、根を上下に張つて、他日の變を待たんとす。

五十二節　任那回復の政策

此かる間に日本は朝鮮に於て益々其勢力を失ひ、新羅の勢力全韓に振ふ。蓋し百濟、新羅、高勾麗は應神の時より日本に歸服すと雖も、同時に彼等は日本よりも勝りて仕ふべき國として、相競ふて支那に朝し、高勾麗は魏の孝文帝の時より、新羅は晉の孝文帝の咸安年中より、各々其封冊を受け、六朝相尋ぎて三韓を藩屬として優待し、百濟は晉より使持節都督百濟諸軍事、鎭東將軍百濟王の封冊を受け、新羅は北齊より使持節東夷校尉樂浪公

百濟人已知部歸化す。倭の添上郡山村に居らしむ。

都を大和磯城郡磯城島に遷す。

秦人漢人の歸化する者を國郡に安置して戶籍に編入せしに、秦人の戶數七千五十五戶ありき。大藏掾となす。

秦氏をほつちをして、大藏の司たらしむ。

百年、肅愼人、舟に乘て佐渡に上り掩留して去らず。

六年、膳臣のすしを百濟に遣はす、歸るに及びて虎の爲めに子を失ふ。即ち手づから打つて虎を殺す。

九年、三百人を百濟に遣はし、助けて城を築かしむ。

十二年、麥種一千石を百濟に與ふ、百濟王、日本の援兵と共に、高麗を擊つて漢城を得、更らに平壤を取り、高麗に略せられたる地を回復す。

*干岐は首長を云ふ。

新羅王の封冊を受けしかば、三韓の地は已に支那外交家の翻弄する所となりしかば、復た邦人の空拳を以て制すべからず。中にも繼躰の頃より新羅の勢力、自餘の列國を凌ぎ、欽明の代となりては其首長の名なる尼師今、麻立干、尼西干、次々雄等の蠻名を廢して、公然、新羅國王と稱し、國憲を定め、地方制度を起し、諡の制を初め、綱紀肅然また舊時の蠻國にあらず。故に之より先き新羅と共に日本の勢威を輕んじたる百濟も、今や新羅を抑へんがため却て日本に心を寄せんとするに至れり。大和の朝廷、此形勢の變を知らず、一片の空文を以て、新羅の爲めて略奪せられたる任那の故地を回復し、任那をして三韓の外に立つこと、以前の如くならしめんと欲す、是れ實に事情に通ぜざるの甚しきものなりき。然れども幸にも百濟は此時、新羅と對抗せんと欲する心あるがために任那回復の詔を拜受して、安羅、加羅、多羅の諸干岐*と任那日本府の吉備臣とを百濟に招きて曰く、如何にして任那を回復して之れを建てんとする乎と。加羅、多羅、安羅は任那の部落也、其干岐等、新羅を恐れて曰く、任那の回復は祇んで敎旨を受くと雖も、任那は新羅に接近す。恐らくは卓淳の禍の如く覆滅を蒙らんと。百濟王之を慫慂して恐るゝなからしむ。然れども亡國の民、已に風聲鶴唳にも恐る。何ぞ自立の志あるを得ん。安羅私かに情僞を新羅に通ず。是れ實に安羅在留の日本府の鎭將、河內の直(あたひ)等が、吉備臣、的臣(いくばのをみ)と共に、任邦の事大黨、移那斯麻都に阿附して、新羅を謳歌せるに出づ。此に於てか

百濟王再三上表して、河內直等が任那に在りて新羅の衣冠を戴く間は、決して回復の業を遂げ難きを云ふや、朝廷即ち復書して曰く、的臣等が新羅に往來するは朕の志にあらず。然とも、百濟にして任那を建てなば、移那斯麻都は自然に退かんと。任那回復を以て一に百濟に一任するものゝ如し。而して百濟が的臣河內直等を招くや、彼等答て曰く、天皇新羅王に會して任那の復興を議すべしと命じたるも、未だ曾て百濟王に聽くべしと云はずと。此の如く往來五年、遂に一事を爲さず。蓋し多年外交の衝に當れる大伴氏其權を失して、木强なる武人、物部氏之に代り、蘇我氏未だ外交の衝に當るの勢力を有するに至らざるが爲め、外交の策なかりしが故也。已にして安羅更らに使を高勾麗に通じて招きしかば、高勾麗、百濟を犯す。百濟數ば使を遣はし、奴隷を献し、土宜を奉りて、日本の援兵を得て四境を守り、併せて任那を復興せんことを請ふ。此に於てか欽明の九年十月初めて三百七十人の兵を百濟に貸して、城を得爾辛に城かしむ。之より百濟進んで高勾麗を擊つて、漢城の地を得、更らに進みて平壤を討ち六郡の故地を回復せしが、此の一勝は却て高勾麗をして新羅と合從せしめしかば、百濟の形勢却つて一層の危險を加ひ、愈よ日本に依賴するの志を切ならしめ、聘使、往來途に望む。日本國民の精神に大變動を與へたる佛敎は、此の如き國狀に際して奴隷方物等の献品と同しく、貢献として百濟より日本に贈りたるもの也。事は欽明の十三年にあり。

第七章　宗教的黨爭　神武紀元一千二百年より一千三百年に至る

第五十三節　佛教の渡來　第五十四節　佛教の採否、進歩保守兩黨の爭となる　第五十五節　百濟衰へて新羅起る　第五十六節　日本新羅を攻めて大敗す　第五十七節　貴族生活の進歩　第五十八節　物部中臣聯結して蘇我氏と爭ふ　第五十九節　物部中臣の二族大敗す　第六十節　古來の名族悉く亡び蘇我氏獨り昌ゆ　第六十一節　鹿戸皇子の政制革定　第六十二節　隋朝との交通　第六十三節　蘇我氏の專横　第六十四節　葛城王中臣鎌足等蘇我氏を亡ぼす

五十三節　佛教の渡來　佛教の初めて印度に起るや、我孝照孝安の間にあり。印度の地日光强烈にして氣候炎熱、猛獸毒蛇の威恐るべく、巨木奇草の觀驚くべく、日星河岳の景嘆美すべく、自然の勢力は其の偉大を極め、人類をして自から自然力を恐怖して、鬼神の權現せるものと信せしめ。而して其の暑熱の氣候によりて萬物の生成變化、須臾にして成るを見て、人類の死生を以て萬物の變化に比して、靈魂の不滅と他生あるを信するに至らしむ。故に印度人民は世界に於て最も想像に富み、最も鬼神に富みたりしが、耶蘇紀元前六百年、一種のアリヤン人種、來りてガンヂス河邊の土民を征服し、其人種の誇によりて土民と婚を通せず、勝利者の中にありても、また系統を重んじて階級を作りしかば、印度人民は最下の劣等人種として奴隷の如く待遇せられたりしが、自然が與ふる想像力と鬼神とは、空しく征服者を保護して鬼神ならしめ、被征服者を慰安する宗教を築き、人は唯だ此世の難行苦行を重ぬれば來世に幸あるべしと教ゆるに止る。此かる蔌果なき社會より厭世の福音の出で來るは自然の勢にして、ヒマラヤの大岳を蒼空に望む、最美最秀の地を占めたる淨飯王の家に生れたる悉達太子は、實に其人なりき。悉達太子の生るゝや、少小、聰明にして慧心、當時の哲學に通じ、其武技もまた國主の太子たるに耻ぢず。王子公孫の美貌を具へ、其父母中心の誇榮にして、年十九、從妹耶須陀羅を娶り宮廷的の榮華を極めしが、歡樂極つて哀情多く、昨日の少年今は白頭となり、榮華の子、須臾にして老死の襲ふ所となるを見ては、人生運命の問題は忽ち高慢なる公子の心を攪亂し、遂に宮廷を捨てゝ當時の宗教家に從遊し、幾多の苦行を試みたるも、心中の安慰を得ざるを見て、波羅門教の恃むべからざるを察し、遂に自ら一新創見に到着す。彼れ思らく、人生は情慾の結果也。故に痛苦哀悲は人生の免れざる所也。苟も痛苦悲哀を免れんとせば、情欲を打破せざるべからず。情慾を打破するは唯だ一切の人事をすてゝ、寂滅涅槃に入りて之を得べし。涅槃に入るに方つては、萬民一切平等にして佛たるべしと。彼れ絶望の中に

二十三年、新羅遂に全く任那を亡ぼす。

新羅使入朝して歸化す。河内の更科郡（ママ）鏡野邑に居る。

二十六年、高麗人頭霧唎（ママ）、耶陛等歸化す。

三十二年、天皇崩ず。

三十一年十月、豐前形池邊の民家の子三歳にして神託を受くると稱して曰く、我は人皇十六代譽田八幡麻呂也と。譽田は應神を云ふ、欽明窓下にて、八幡大神を宇佐宮に祭らしむ。

希望を求め、不平等を怨るの人心を、墓の彼方に慰めんとす。彼れ固より一新宗教を建設すべしとは思はざりき。然れども人生の不幸を憐みては勢、己の安心立命の見を說かざるべからず。己に從ふの士を集めては、己を謗るものを諭ざるべからず。此の如くにして佛教起りしが、傳道の後四十五年、足跡曾てカンヂス河邊百五十里を出でざる悉達太子の佛教は遂に婆羅門教に代りて一國を風靡せしが、後七百年、婆羅門教徒再び起つて佛教徒に大迫害を加へて、之を印度より一掃す。其漢土に入るや漢明帝、郎中蔡惇及び秦景を天竺に使はして四十二章經を求むるに初まり、傳へて百濟に入りしは欽明の六年にして丈六の佛像を作りて國土の安穩福惠を祈りしを見て、如何に小乘の佛教なりしかを見るへし。即ち小乘と雖も、日本に傳へらるゝに至りては一道の新光なりき。之より先き日本國民は、殆んど來世の思想を有せざりき。國初の天孫人種は天を祭るの儀式を有したりと雖も、固より今日の宗教なるものに通有せる未來の思想に由來するものにあらず。之を上にしては天照太神新嘗祭の時、自ら天を祭りたるを初として、神武天皇が大和を平定せんとせる時、天の香久山の土を以て天の平瓮八十枚を作りて、天神を祭りしに至るまで、之を下にしては陀牛を拜し、狐狸を祀る土蠻に至るまで、日本國民の宗教は、神威を恐れ、福禍を祈る現世的の思想の外に出でざりき。*已にして崇神の頃よりして宗教思想に一新傾向を生じ、祭天の風に止りし貴族の宗教思想も、また漸やく民間の宗教思想の感

*出雲に植られたる蒙古人種の間には『よみの國に入る』と云ふが如き語ありて死者の國に關する思想を示めしたる事ありと雖も、此思想は遂に全く滅したるものゝ如く、跡を止めざりき。

かみは上也、人の上たるを云ふ。人の長たる者をきみと云ふも神の轉化也。（松屋筆記）

雄略天皇三諸山の神形を見んと望むや、下臣七丈ばかりの大蛇を得來る。

猿、大蛇等を神として人身を捧げしこと少なからず。

雄畧の時茨田の堤を築くに人を沈めて河伯を祭るべしとて、強顏衫子の二人を引き出せしに、強顏は諾して水に入り、衫子は瓠を投して瓠沈まば水の靈に身を捧ぐべしと云へるに、瓠沈まざりしかば遂に入らざりき。

*是法於諸法中最爲殊勝難解難入、周公孔子尚不能知、此法能生無量無邊福德果報乃至成辨無

化を受け、天神の外、幾多の神を畫き、遂には人を以て神とするに至りたり、人を以て神とするは、其人の靈魂を祭るものにして、未來の思想の幾分を示めすが如しと雖も、唯だ偉人の靈を後世までも威靈ありと爲すに止り、來世と云ふ一世界ありとなすものにあらず。固より宗教思想の卓絕を以て古今の師表たるユダヤ人すらも舊約時代にありては未來の思想を有せざりしほどなれば、人心必然の經過、此の如くなるのみ。故に其の宗教は極めて幼稚、而して極めて國民的ならずして地方的なりき。

五十四節　佛教の採否、進歩保守兩黨の爭となる

故に百千の難境を經て練磨せられたる佛教の入り來るや、恰かも系統なく秩序なく、國民の形を爲さゞりし土蠻が、神武の襲來に遇ふたるが如し。且つ三韓は久しく文明の紹介者として信ぜられたり。文明と共に入り來る宗教に對しては我固有の文明を以て敵すべきものなかりし也。故に百濟聖明王が欽明の十三年に釋迦佛の金像、幡蓋經論を上り、別に上表*して其功德を述べ、無量無邊の福德を生ずとなすや、欽明帝大に動きて曰く是れ未だ曾て聞かざる所なりと、然れども採否に至りては惑ふ所あり。即ち群臣を集めて之を議せしむ、是れ實に朝廷の保守黨をして、進歩黨と相紛爭せしむるの端緒なりき。當時。威權中外を傾けたる大伴氏は、其武權を物部氏の爲めに剝がれ、其文權は宮廷と戚姻を通じたる蘇我氏の爲めに奪はれ、殆んど一の武將となりて政治の外に追はれ、今は朝廷の權、全く物

上菩提擧如人懷隨意寶、逐所須用盡依情、此妙法寶亦復然、祈願依情、無有所乏、且夫遠自天竺、爰泊三韓、依教奉持、無不尊敬、由是百濟王、臣明、謹遣陪臣怒唎斯致契、奉傳帝國流通畿内、果佛所記我法東流。

部氏と蘇我氏との爲めに占有せらるゝに至れり。而して蘇我氏は文權を握りて三韓應接の衝に當りて、自然に中外の形勢事宜に通じたれば、其の思想の自由開濶なる、武邊一方の物部氏と相同じからざるものあり。其の欽明の二十五年、大伴のさてひこが高麗を伐つて珍寶婦人を奪ひ、七織帳を天皇に、甲二領、金飾刀一口、銅鏤鐘三口、五色幡二竿、及び二人の美人を蘇我のいなめに奉るや、いなめ二人を納れて妻となしたるを見て、彼が中外の關係につきては、極めて自由なる思想を有したるを知るべき也。之に反して物部氏は外交の事情を知らず、三韓は我附庸たりと云ふの思想の外、外國文明の形勢如何を知らず。故に中外の關係につきては、自から迂濶狹隘を免れざるものありき。此の如く其思想の相異あると共に、蘇我氏は宮廷と戚畑を連ぬるの故を以て、權勢を占め、舊家を凌がんとするを見て、物部中臣等の舊族は疾視して已まず、必らず之れを倒さんとして其の機會を待てり。已にして佛教採否の議朝廷に起るや。いなめは即ち曰く西蕃諸國、皆な此の佛を禮す、日本獨り拒ぐの理なしと。物部のをこし、中臣のかまこ等は即ち曰く我國、恆に一百八十の國神を祀る、今ま改めて蕃神を拜せば、恐らくは國神の怒を招かんと。此時に方つて蘇我氏の勢力は尙ほ寵臣の勢力にして、權臣の勢力たらず。天皇の心を動かすも、天皇をして物部、中臣の重臣を却けて、己の意見を取らしむるほどに強よからざりき。天皇即ち兩派の議論を仲裁し、佛を朝廷の神とせず、蘇我氏に附して試みに之を禮せしむ。いなめ大に悅び跪坐して之を受け小懇田の邸に安置し、向原の宅を捨てゝ寺院となせり。已にして疾疫流行して人民死亡するや物部、中臣等、之を機會として天皇に奏して曰く、是れ佛を禮する者あるがため也。宜しく早く之を投棄せしめて、禍患を避くべしと。此時、天皇已に專制君主にあらずして、重臣權臣に擁せられつゝ初りし時なれば、物部、中臣が口を齊へて奏するには反對すべくもあらず、其奏するがまに〳〵佛像を難波の堀江に投棄せしめ、火を寺院に放つて之を燒滅せしめ、蘇我のいなめを其の最後まで窮追す。然れども是れ天皇の志にあらず。天皇實はいなめと心を同うするもの也、故に其後茅渟海に音あり、雷の如く響き、光彩日月の如きものありとの奏上に驚きて、溝邊の直をして、海に入りて此怪を求めしめ、其の樟樹なるを見て、木工に命じ佛像二軀を刻せしむ。天皇蘇我氏と心を同うす、是れ蘇我氏が僅かに自ら慰むる所以也。蘇我氏の權、物部、中臣氏に及ばず。是れ蘇我氏の深忍して敢て發せざる所以也。然れども此る間に蘇我氏は凡そ文明を刺擊すべき外國の事物に通曉せる、若しくは之れと幷行すべき新なる勢力と見なすべきものを多く其の自由廣濶なる大傘の下に集めたり。而して國朝變革の氣運に向へる時に於て、此新勢力は決して侮るべからざるものなりき。此くて思想に於ても、地位に於ても、新舊相異なる二個の黨派は隱然、相對峙して、互に機會を窺ふ。

五十五節　百濟衰へて新羅盛也　此かる間に三韓の危機は日夜に迫り、欽明の十三年、百濟新羅に攻められて漢城と平壤とを失し、十四年に使を發して日本の救を求め且つ云ふ高勾麗、新羅と通じ日本の援兵未だ至らざるに乘じて、任那と百濟を亡ぼさんとすと。朝廷其請を容れて援兵を與へんとし、其の報として醫博士、易博士、曆博士、曆書、藥物を求む。援兵未だ出でず、百濟の王子餘昌、一國の精英を擧つて高勾麗に向ふて戰を挑む。當時の戰法は東西共に異るなく、撰擇せられたる戰士の戰なりき。高勾麗の軍の先陣は十一騎にして、二騎は鐃を挿し、二騎は豹尾を挿し、一騎は頸鎧を着く、五騎轡を連ねて百濟の先陣に來りて曰く、小兒等云ふ吾野の中に客ありと、如何ぞ迎へて禮せざるを得ん耶。請ふ速に禮を以て答問すべきものゝ姓名、年齡を知らしめよと。ダビデ、ゴリヤス時代より源平時代に於ける名乘合の一騎擊は實に東西共通の風俗なりき。戰已に初まるや、餘昌掩擊して高勾麗を破る。十五年百濟を援けんが爲め九州の軍士一千馬一百を發し、內の臣、佐伯の連、自ら之を率ひ、四十艘の舟に乘じて進む。百濟大に勢を得、一擧して新羅高勾麗を滅ぼさんと欲し、更らに九州の軍士を增發せんことを乞ふ、王子餘昌*、又自ら兵を發して新羅に入る。適ま新羅入、百濟の馬飼の奴、苦都部に募りて、私かに百濟王を殺さしむ。百濟の軍爲に潰ゆ。是より百濟益す日本に依賴し、其太子を質として朝廷の歡心を買はんとす、之より朝廷益す新羅を憎み、二十二年新羅の使至るや、禮遇前年に減ぜしかば使者怒つて歸る。已にして同年また諸國の使者、難波の大郡に會するや、司賓、新羅の使、奴氏太舍を百濟の下に列せしむ、奴氏太舍怒つて館舍に入らず、直ちに船に乘じて穴門に至る。穴門は今の長門なり。適ま河內の馬飼の首等、穴門の館舍を修治してより新羅の使者を給き、大言して曰く、西方無禮の國に罪を問はんとして出師の準備を爲すと。使者大に驚きて國に歸る。之れより新羅益す日本と踈隔し、遂に意を決して任那を滅して、日本の官家を取り、陰に日本に備ふ。

*百濟の軍敗るゝや餘昌出家して、俗道し、父王の冥福を祈らんとす、老臣之を諫め國人一百人を度して之に代ゆ。

五十六節　日本新羅を攻めて六敗す　大和朝廷、海外の事情に通せず、初めは任那回復を主一の目的として三韓と爭ひ、中ごろ任那を回復したるも其名のみにて、實は百濟の擅有するに歸せしめたり。而して今は百濟を助くるを名として、新羅と爭ふ。而して新羅猶ほ聘問をたゝずして、好情歡心を得んことを欲するも、朝廷之を拒みて容れず。二十三年、紀のをまろの宿禰をして兵を率ひて哆唎より出で、河邊の臣にへをして居曾山より出で、共に任那に會し百濟と謀して新羅を攻めしむ。新羅大兵を起して之を拒ぎ敗れて降を乞ふ。紀のをまろ即ち師を旋して百濟に入りしに、河邊の臣、獨り新羅の地に轉戰して進む。新羅其の拒くべからざるを知り、白旗を掉げて降を乞ふ。河邊の臣白旗の降旗なることを知らず、自らまた白旗を擧けて進みしかば新羅の軍、河邊の臣もまた力盡きたりと爲し勇氣を回復して奮鬪し、大に日本の軍を破り河

邊の臣、其妻うまし媛、軍士いきな以下男女、擒斬せらるゝもの甚だ多し。新羅の將、河邊の臣を縛して之に問ふて曰く。汝生命を惜しむか、汝の妻を惜しむかと。無學にして恥なき河邊の臣は答へて曰く、何ぞ一女によりて禍を取らんと。新羅の軍士、遂に衆人の目前に於てうまし媛を辱む。新羅の將、更らに刀を以ていきなの首に擬し、其尻臀を日本に向けしめて曰く、日本の王、我臍脽を食へと叫ばゝ即ち免さんと。いきな聲に應じて叫びて曰く、新羅王我臍脽を食へと。遂に屈せずして殺さる。其子其姪また其屍を抱きて死す。已にして河邊の臣、其妻の放たれて歸るを見、喜で之と語らんとす。其妻之を拒みて曰く、先きには君輕しく妾が身を賣りしにあらずや、今また何の面目ありてかまた相遇はんとする乎と。此の如くして男女兩性の愛國者の模範的殉國は詩の如く歌の如く國民を皷舞して、尚武好戰の、國民的性情は敗軍と凌辱の爲めに熱化鍛錬せられて、鞏固なる國民的精神となり、高尚なる愛國的氣象となれり。是れ日本の國民的敵愾心が事實の上に起りたる最初なりき。此の如く新羅の征戰は敗軍に終りしと雖も、高勾麗に向へる大伴等は、百濟の策によりて高麗を破り其王宮に入つて珍寶貨財を奪ふて歸る。

五十七節　貴族生活の進歩

此の如く敗軍にも、勝利にも三韓は日夜に兵馬の巷となり、生民遑々として席に安するの暇なければ、各々安全の國土を求めて生を托せんと欲するもの多く。日本の勇武にして而かも韓土の文物を重んずるを耳にし、新羅高勾麗の民、歸化するもの續々として絶えず。然れども此時に方つてや、日本もまた彼等が思ふが如き安樂國土にはあらざりき。欽明の二十八年には諸國大水ありて年穀登らず、餓莩道に横りて人相食ふに至れり。之に加ふるに王朝貴族の生活は、韓土文明の刺激により頓に一大變化をなし、雄略*の朝初めて樓臺を城きたるに、今は樓臺は貴族間の普通の居宅となり。神功應神の朝に魏朝と交通するや、疎雜なる綺は日本を代表したる贈遺として珍重せられたるに、今や錦繡の衣服は貴族間普通の禮服となれり。神功征韓の前後は朝廷の器物も、多くは土器にして然かも紋彩なく、光澤なき土器なりき。征韓の役、陶器師を携へて歸へりしがため多少の進歩を爲したるも、猶は土器の時代を離れざりしに、今や青銅、銅鉄の器具は朝廷に普通するに至り、陶器にも銅器にも印度樣の緻密なる紋彩を附するに至れり。頭髪を露はしたる貴族は唐冠を被るに至れり。一事は萬事也、生活の程度は進歩と云ふよりも全く一變したり。且つ大和朝廷の榮華を樂しむ幾百年、皇族は彌が上に重なり、貴族は珠の上に珠を重ね、皇領の人民、貴族の土地、到る所に增加したりき。此の如く貴族王朝の生活は上り、遊手、他人の勞働に衣食する人種を增加したりと雖も、其の割合に土地の生産力の增力するにあらざれば、人民の負擔は之がために層一層の重味を加ふるに至れり。此に於てか彼等は謀叛するか、然らずんば逃散するの外なし。彼等は謀叛せんには

*此頃は貴族の名漸やく物象的の名より有意義の名に移りしも、尚ほ蘇我の馬子、許勢の猿吉、坂田の赤鳩、坂田の耳子等の如くなりき。

餘りに微弱なりき。彼等と貴族の關係は、貴族平民の關係にあらず主人と奴隷の關係なり。彼等は國民となるに先ちて優等人種に征服せられたり。其子々孫々は、生れざる先より、主人に服從すべく先天の命令を受けたり。彼等は唯だ逃散の一方あるのみ。實に逃散は國家、軍役に勞れ、貴族、榮華を夢みんと初めたる欽明の三十年頃より初まる。然れども當時、交通の範圍狹くして逃散の術もまた踈なれば、彼等は支那の流民の如き潮を作る能はず、久しからずして本土に引き返され、源平の前後まで糞土の中に生を埋むべき運命の中に裹まれたり。

五十八節　物部中臣聯結し蘇我氏と爭ふ

此の如き憐むべふ平民を足下に蹂躙して、貴族は族黨を分つて、公然政權爭闘を初めたり。蘇我氏と物部氏とは欽明の朝より相窺ふたり。蘇我氏は當人の地に立ち、物部氏の聲望なきがため久しく默したり。然れども今や勢力は十分に植られたり。欽明の崩して敏達の立つや、佛法を信ぜずして書史を愛するに係らず、其七年、天下に令して六日に一回、生物を放つべしと命令せるを見ては、滿朝の重臣、多くは已に佛敎に歸依したり し事情を推察するを得べき也。已にして武名高き物部のをこしは死して輕躁なるもりや之に代り、蘇我氏にありては沈重なるいなめ之に代りたれは、禍機は愈よ熟したり。國內の形勢此の如くなれば外政は自から縮まり、葦北國造の子にして百濟に仕へたる日羅が、百濟の日本の重恩に背き、却つて日本を窺ふの情を告げ、之に對するの軍略を述べたるにも係らず、對韓の政策は一も講せられず、唯だ百濟を愛するの情を翻して、新羅に向けたるに過ぎざりき。已にして十三年、百濟に趣ける使臣二人が佛像を擔へて返るや、馬子請ふて之を受け、四方に使を發して佛道を修業せるものを求め、還俗僧高麗の慧便を播磨に得て之に師事し、佛庵を邸內に起して、大に讀經齋會を設け、また塔を大野の丘に起すなんど、百方力を盡し、佛法は禍を避け幸を得んとする貴族社會の一大勢力となれり。物部のもりや堪ゆる能はず。中臣のかつみと共に天皇に迫つて曰く、何が故に臣等の言を用ひずして佛法を許すや乎と。更に疾病天下に蔓延するを引きて佛法の速に滅絕せざるべからざるを論ず。天皇遂に之を許すやもりや自ら蘇我氏の寺に至り、胡床に座して兵を揮き、其塔を斫り倒し、火を放つて之を燒き、また三人の尼を捕へ其衣を奪ふて、市上に撻つ。撻たれたる尼の首長は、僅かに十一歲の少女なりき。迫害は餘りに殘忍にして、傍觀者をして寧ろ之を憐むの念を生せしめたりき。此後久しからずして瘡瘡蔓延、死者道に橫はり、之を病むもの身燒かるゝか如くに熱く、打たるゝか如く痛むや、老少相語つて曰く、是れ佛像を燒くの罪乎と。佛敎回復の期は早く民心の中に萌しつゝ初まりし也。此に於てか馬子更らに精舍を立つ。已にして敏達の崩するや、群臣殯宮に入りて之を哀しむ。もりや、うまこが刀を佩きて哀むを見て笑つて曰く、獵矢を負

*敏達は欽明の第一子也。

敏達の元年高麗の使來る諸史を會して其表疏を讀ましむるに三日之を解する能はず、蘇我稻目はすべて擧げて船史（船）となし、葛城（船）取締となした王辰爾ありて能く之を讀む。

また高麗の表、黑烏の羽に記し、何人も之を讀む能はず、王辰爾之を飯氣に蒸して、帛に寫して讀む。

九年、新羅朝貢すれども退け納れず。

十年春、蝦夷數千、邊境に寇す。

十一年、新羅さた朝貢す、また納れず。

百濟の使人、日羅は肥後葦北の民也。百濟其國の陰秘を恐れて、私かに之を殺ろさんことを明さんとして、朝廷其徒を殺すへて日羅の遺族に興へて、縱に之を殺ろさしむ。

十三年、難波吉士いろこを新羅に遣はす、百濟を惡むの情を以て、新羅を容るゝの心となりしを見るべし。

鹿深臣百濟より彌勒の像を將ひ、佐伯臣佛像

を携へて歸る。馬子、之を請ふて受け、使を四方に發して修行者の遺族を尋ね、播磨にある高麗僧慧便を得て師とし、南梁の歸化人司馬達等の女を渡して尼となす、時に年十一。また佛殿を立つ。

十四年、天皇崩ず。

元年、蘇我馬子を大臣とし、物部弓削守屋を大連とす。

天皇痘によりて崩ず、歳六十九、在位二年。

へる雀の如くならすやと。うまこ、もりやの手足の震ふを見て嘲つて曰く、何ぞ卿の身に鈴を纒ざはると、もりやの手足の震ふや實に故あり。敏達崩御の後は蘇我氏の女の生める天皇なきを保せざれば也。果然敏達の崩するや其弟用明の世となれり。用命はいなめの女、かたしほ媛の生む所にして、佛道を信するの天皇なりき。而して其子には廐戸の皇子ありて、聲望隆々、身を以て佛敎を代表するあり。廐戸の弟茨田の皇子は、またいなめの女を嬪とするあり。凡へて是れ信敎の點より、姻戚の點より、外來文明に通曉する士人を其門下に誘致するの點より、蘇我氏の權は陰々の間に朝廷の間に植へられ打擊の準備は已に十分也。唯だ機會を待つのみ。而して機會は却つて物部中臣等より開かれたり。

五十九節　物部中臣の大敗

敏達の后をみかしや姫と云ふ、いなめの女かたしほ姫の生む所也。かたしほ姫の妹におざねの君あり、欽明の妃となりてあなほべの皇子を生む。敏達已に崩するや群臣、相爭ふて殯宮に出入するを見てあなほべ、憤つて曰く、何ぞ死王に仕ふるを廢して、生王に仕ふるを爲さざると。其意、皇位用明に傳つて已に及はざらんとするを憤る也。また大后みかしや姫の色を愛し、其敏達に後れたるを機として殯宮に入つて之を姦せんとす。至れば已に寵臣三輪の君ありて殯宮を守りて皇子を容れず。皇子大に憤り、還りて大臣うまこ、大連もりやに告げ、三輪の罪を責めて之を斬らんとす。二人之を諾す。うまこの諾したるは其姻戚たるがため也。もりやの諾したるは皇子の手を籍りて用明の朝廷を亂だし、亂に乘じて反對黨を一掃せんとするもの也。もりや更らに皇子を慫慂し、自ら兵を率ゐて三輪を攻めて之を斬る、うまこ曰く天下の亂之より起らんと。もりや之を睥睨して曰く、汝小臣の知る所にあらずと。隱忍せるうまこ等が已に朝廷の大勢を一轉して守屋等を倒さんとするを知らず。用明即位の年は六十七歳にして、老病已に至り、公然、佛法に歸依して以て其病を愈さんと欲す。物部のもりやと中臣のかつみは猶ほ聯合して勅を遮つて曰く、何ぞ國神を棄てゝ蕃神を拜せんと。うまこ曰く誰か敢て勅に違はんと、斷々乎として顧る所なく外國の法師を引きて內裏に入る。もりや等が之を怒るや已に遲かりき。佛敎、宮廷、新思想によりて相結托せる黨派は、蘇我氏を首領として已に兵を起して物部中臣等の保守黨を擊たんとす。もりや倉皇、退きて兵を擧げんとしかつみもまた人を聚めてもりやを助けんとし未だ發せざるにかつみは舍人迹見の首、いちびのために刺殺せらる。此くて兩黨相對峙する間に用明は遂に崩ず。もりや等はあなほべの皇子を擁立せんと欲し、うまこ等は用明の弟はつせべを立てんと欲して相爭ふ、うまこ先づ佐伯の連にふて、土師の連いはむら、的臣まぐれ等をしてあなほべを殺さしめ、遂に、公然兵を勒して物部の黨を擊つ。うまこに黨するものははつせべの皇子、竹田の皇子、廐戸の皇子、難波の皇子、春日の皇子、紀の臣をまろの宿禰、巨勢の臣ひらふ、膳の臣がたふ、葛城の臣う

馬子百濟僧について受戒の法を學ぶ。

二年、近江臣蒲を東山道に遣はして蝦夷の狀を見せしめ、宍人の臣雁を東海道に遣はし、阿倍臣を北陸道に遣はす。

＊四天王寺本願像喜に云ふ『子孫從類二百七十三人を寺の奴隷とし所領の田園十八萬六千六百九十代を寺產と定む』と、以て當時奴隷の風を知るべし。

なら、大伴の連くらう、阿部の臣ひと、平群の臣かんで、坂本臣ぬかで、春日の臣ともぶれ等にして皇室の少年、武內宿禰の遠裔、及び大伴族の一枝等其重もなるものにして、曾て物部等の爲めに一個の寵人と爲されたる蘇我氏は至大なる黨派の首領となり、物部等が賴みたる唯一の武人も彼等の驅使する所となりしかば、物部は僅かに其の一族及び家奴を率ひ、退きて其の家を保つ。僅かに一族家奴を糾合するのみにして其兵、野に溢れたるを見ては、當時の大族が如何に廣大なるものなりしかを見るべき也。此の時に方つて、刀、鎗、弓矢の製稍々進步したるに似ず、城廓は依然として稻城にして兩軍の爭ふ所は人類の獸力に外ならざりき。已にして兩軍相合ふや蘇我氏の軍敗れて退くもの三たび、廐戶皇子、即ち白膠木（ぬりで）の四天王の像を作りて、之を束髮に挾み、天を仰ぎて祈つて曰く梵天、若し我をして敵に勝たしめば、必らず四天王の爲に寺塔を立つべしと。うまこもまた均しく梵天に祈る。軍氣爲にまた振ひ、迹見首いちひ、もりやを檟樹の梢に射て之を殺せしかばもりやの全軍遂に潰ゆ。此に於てか攝津國に四天王寺を作り物部氏の家奴と宅地とを分ち＊、一半之を四天王寺に屬せしめ、一半は蘇我氏自ら之を幷せ、また飛鳥の地に法興寺を建つ。戰端は佛敎の採否によりて開かれたり。勝利は梵天に捧げたる祈禱によると信ぜられ且つ聲言せられたり。之かために朝廷の名を以て寺院は建てられたり。膠木は勝軍木と改稱せられたり。此の如くして佛敎は恰かもキリスト敎がコンスタンチン大帝

垂水廣信にし關て某伯先哲叢談を引きて其の巨有先生なるを證す然れども有無猶ほ全く明白ならず暫らく原文を存して識者の考證を俟つ

＊之を崇峻とす。

の劍によりて基礎を立てしが如く、信仰と、政略と、戰爭の力により皇家の分裂、族黨の爭鬪に乘じ、初めて其基礎を國朝に立てたり。

六十節　古來の名族悉く絕へ獨り蘇我氏昌ゆ

是れ實に景行の國朝統一以來の一大政變にして、宗敎上より云へば祖先崇拜、牛鬼蛇神の現世的宗敎思想の外、未來の念を有せざりし國民をして、初めて未來の思想を有せしむるの端を開らきたるもの也。政權分配の上より云へば、神武創業以來連綿たる大伴、中臣、物部の豪族を排して、蘇我氏之に代り、賢宗の朝に大伴に排擊せられたる武內の子孫は、更らに蘇我氏に至つて崛起せるもの也。而して其結果として今は大連なるものなく、一族々々各、其連を有すれども之を統御する連の首長を欠きたるがため、種族權勢の均勢に一大混雜を生じ、朝廷は大臣のみの世となり、大連なるものなきに至れり。一般文明の上より云へば廐戶皇子、蘇我氏等、外國文明を崇拜するものゝ世となりたるがため文明は波濤の如くに入り來たり。而して此關門は凡べて蘇我氏によりて握られたり。

六十一節　廐戶皇子の政制革定

去ればはつせべの皇子＊立つて天子たりと雖も、今は唯だ虛位を擁するのみ。萬機一に蘇我氏の裁斷を俟つに至つては遂に耐ゆる能はず、密に廐戶皇子に謂つて曰くうまこ、內私慾を恣にして外佛敎を信奉し實に忠愛の心なし、卿以て如何とすと。皇子之を宥めて曰くうまこ誠に驕恣と雖も、陛下唯だ之を忍べと。廐戶は佛敎に熱するもの也。宗敎的

の理論には極めて薄かりし國人の中才學、皇子の如き者にして佛敎を聞くや、現世の事前世の因緣に出るとなし、苦樂、禍福我上に落ち來るがまゝに忍ぶの外なしと絕望の中に希望を寓するや必然の勢なりし也。其系統より云へば用明の子にして、蘇我のいなめの女の孫也。其姻戚より云へばいなめの玄孫菟道のかひだこ姫を妃とせるもの也。其位地よりすれば、宗敎上の利害より蘇我氏に黨するもの也。此の如き位地に立つものに語るに、蘇我氏に不平あるの心事を以てするは誤れりと雖も、擧朝悉く蘇我氏にして、此外更らに共に語るべきものなかりしを見ては蘇我一族の權勢を見るべき也。時に、山猪を献ずるものあり、帝自ら山猪の頭を指して曰く、何の日か我が惡むものゝ頭を斬ること此の如くなるを得んと。宮人寵を失するものあり之をうまこに告ぐ、うまこ遂に意を決して帝を弑せんと欲す。廐戸皇子、其謀を知つて告げず隱忍すること數日、五年十一月、うまこ、東國の貢を進むと稱し、東漢直（やまとのあやのあたい）こまをして帝を弑せしむ。已にしてこま功に誇つて蘇我氏の女に通ず。うまこ大に怒り、こまを執へ其髮によりて之を樹上に懸けて矢を放ち、天皇を弑する罪を數ふ。こま叫びて曰く吾惟大臣の尊きを知る、何ぞ天皇を知らんと。うまこ遂に劍を振ふて之を殺ろす。此くて用明の后、みかしや姫は蘇我氏によりて擁立せられたり、之を推古とす。また蘇我氏の出にして國初以來最初の女皇にして實際の政治は廐戸皇子の攝する所となる。廐戸は用明の第二子にして、其母あなほべの

二年、群臣に詔して三寶を興隆せしむ。

九年、新羅間諜を送る、之を捕へて上毛野に流す。

十年、來目皇子を大將として諸の神部、國造伴造を率ゐ二萬五千の大軍を發して新羅を擊たんとす、皇子病て果さず。

十年、百濟僧觀勒來りて曆本、天文地理書遁甲方術の書を奉る曆法、天文、遁甲方術を習ふ者此時に初まる。

十一年、來目皇子の弟當麻皇子を將として新羅を擊つ、皇子の妃途に薨ずるかため果さず。

はしうどの皇女が懷姙開胎の日、宮中を巡行して廐に及びたるときに生れたるがために、廐戸と名けられたる也。少小にして聰明、深く宮中の心を得たり。長じて內敎を高麗の僧慧慈に習ひ、外典を博士覺哥に學びしが、其學習の敏達なる、其師をして驚嘆せしむ。其の父母の宗敎信仰のために宗敎心を遺傳せること甚だ深くして、七八歲にして早くも佛を禮して祈願せしかば、佛敎信敎の運に向へる宮廷をして、聖者の權化にやあらんと疑はしめ、信仰風を爲したる宮廷は、此小兒に敎へられて、六齋の日に殺生を禁斷するの令を發したり。此の如くして朝廷は此奇跡的小兒の爲めに敎へられ、朝廷の崇信は愈よ此小兒の性情を作りて奇跡的ならしめ、小兒をして前生は漢衡山にありしと信せしむるに至りぬ。之より幾多の奇跡は此皇子につきて語られたり。好しそは彼の迷信にせよ、宮中の附會にせよ、韓土僧侶の諂諛にせよ、十七歲にして蘇我氏に黨して物部氏と戰ひ、二十二歲にして推古天皇の攝政となりしを見ては、其の聰明、才智は爭ふべからざるを知るべし。聰明にして穎智、溫厚にして仁愛に富める此皇子が此局に當れるものは、正しく外國文明と、佛敎の興隆すべき運命を示めしたるものと云ふべき乎。彼の攝政の下に佛敎は靡然として朝臣貴族都會に行はれたるのみにあらず、政治制度も彼の手によりて初めて漢土の制度に摸せらるゝに至れり。之より先き、幾百十年、漢土の文明は事に從ひ、時に會て、應用せられたりと雖も、その多くは利用厚世の藝能に過ぎず。我政制は依然た

十三年、諸臣に褶をつけしむ。

る族長會議にして、政府と稱すべき組織と粧飾とを有せざりき。廐戸に至りては、其人已に前人よりも深く漢土の文明に通じ、其性情また演劇的にして外見を好む。固より實用の外、何の意義もなく、組織もなく、粧飾もなき制度を見て、第一に改革を加へんとせるは彼に取りて當然の事なりき。此くて旛なく旗なき日本の軍士は彼によりて大楯及靫を繪きたる美麗なる軍旗を與られたり。男は頭髮を分けて左右に髻を作り、女は垂髮し事あれば樹枝草蔓を以て飾るに過ぎざる國民は、初めて冠位を賦與せられ、大德、小德、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智の冠階は素朴なる人民を驚かしめ、此の十二階に相當する服色の區別、大德小德の髻に挾む黃金の髻華、大仁小仁の豹尾、大禮以下の雉尾は、小兒の如き貴族を喜ばしめたりしが、已にしてまた十七條の*憲法を頒つに至れり。是れ朝臣の典謨と稱すべきものにして、君民契約の意義を含める今日の所謂る憲法にあらずと雖も、千百年來曾つて政經を有せざりし朝臣は、また此に新らたに政經を得たり。已にして朝禮は改められて、宮門を出入するもの双手を地につけ、双脚は脆き、梱を過ぎて而して後、起つの風となり、諸王諸臣をして褶を着せしむるの令となり、政制儀文は着々として形を具ふ。

*一曰以和爲貴、無忤爲宗、人皆有黨、亦少達者、是以或不順君父、乍違于隣里、然上和下睦、諧於論事、則事理自通、何事不成、二曰篤敬三寶、三寶者佛法僧也、則四生之終歸、萬國之極、何世何人、非貴是法、人鮮尤惡、能教從之、其不歸三寶、何以直枉、三曰承詔必謹、君則天之、臣則地之、天覆地載、四時順行、萬氣得通、地欲覆天、則致壞耳、是以君言臣承、上行下靡、故承詔必愼、不謹自敗、四曰群卿百僚、以禮爲本、其治民之本、在乎禮上、不禮下不齊、下無禮必有罪、是以君臣有禮、位次不亂、百姓有禮、國家自治。五曰絶饕棄欲、明辨訴訟、其百姓之訟、一日千事、一日尚爾、況乎累歳、須治訟者、得利爲常、見賄聽獄、便有財之訟、如石投水、乏者之訴、似水投石。是以貧民則不知所由、臣道亦於焉闕、六曰懲惡勸善、古之良典、是以無匿人善、見惡必匡、其諂詐者則爲覆國家之利器、爲絶人民之鋒劔、亦佞媚者、對上則好說下過、逢下則誹謗上失、其如此人皆無忠於君、無仁於民、是大亂之本也、七曰人各有任掌、宜不濫、其賢哲任官、頌音則起、姧者有官、禍亂則繁、世少生知、克念作聖、事無大小、得人必治、時無急緩、遇賢自寬、因此國家永久、社稷勿危、故古聖王爲官以求人、爲人不求官、八曰群卿百僚、早朝晏退、公事靡盬、終日難盡、是以遲朝不逮于急、早退必事不盡、九曰信是義本、每事有信、其善惡成敗、要在于信、君臣共信、何事不成、君臣無信、萬事悉敗、十曰絶忿棄瞋、不怒人違、人皆有志、心各有執、彼是則我非、我是則彼非、我必非聖、彼必非愚、共是凡夫耳、是非之理、詎能可定、相共賢愚、如環無端、是以彼人雖瞋、還恐我失、我獨雖得、從衆同擧、十一曰明察功過、賞罰必當、日者、賞不在功、罰不在罪、執事群卿、宜明賞罰、十二曰國司國造、勿斂百姓、國非二君、民無兩主、率土兆民、以王爲主、所任官司、皆是王臣、何敢與公賦斂百姓、十三曰諸任官者、同知職掌、或病或使、有闕於事、然得知之日、和如會議、其以非與聞、勿妨公務、十四曰群臣百僚、無有嫉妬、我既嫉人、人亦嫉我、嫉妬之患、不知其極、所以智勝於己、則不悅、才優於己、則嫉妬、是以五百歳乃令遇賢、千載以難得一聖、其不得賢聖、何以治國、十五曰背私向公、是臣之道矣、凡夫人有私、必有恨、有憾必不同、非同則以私妨公、憾起則違制害法、故初章云、上下和諧、其亦是情歟、十六曰使民以時、古之良典、故冬月有間、以可使民、從春至秋、農桑之節、不可使民、其不農何食、桑不何服、十七曰夫事不可獨斷、必與衆宜論、小事是輕、不可必衆、唯逮論大事、若疑有失、故與衆相辨、辭則得理、

隋帝の返書に曰く、皇帝問倭王、使人長吏大禮蘇因高等至、具懷、朕欽承寶命、臨仰區宇、思弘德化、覃被含靈、愛之情無隔遐邇、知王居海表、撫寧民庶、境内安樂、風俗融和、深氣至誠、遠脩朝貢、丹款之美、朕有嘉焉、稍暄比加常也、故遣鴻臚寺掌客裴世淸等、稍宣往意、幷送土物。

再び隋帝に與ふるの書に曰く、東天皇敬白西皇帝、使人鴻臚寺掌客裴世淸等至、久憶方解、季秋薄冷、尊如何、想淸念、

六十二節　隋朝との交通

儀文は已に緒につきたり。更らに世界の大國漢土に、我國また此文明あるを示し、兼ねて其文物を知らんと欲し、大禮小野妹子は隋朝に遣はされたり。其國書に於て冒頭『日出處天子致書於日沒天子』と云ふや矜驕、一代を空うする隋帝悦はず、然れども其氣の高邁なるを怪しみ、日本は東海に於て如何なる國なるかを見せしめんと欲し、裴世淸等十二人をして妹子に伴はしむ。廐戸皇子裝飾したる船三十艘を以て之を難津に迎へしめ、諸王諸臣をして悉く金髻華を著け、其服裳また錦紫繡織、五色の絹を用へしめ、あらゆる華美を盡くして外人の笑を免れんとしたり。已にして更らに妹子等を遣はすやまた『東天皇敬白、西皇帝』と記す。國民的自負の心は漢土文明の心酔者をして、此の自尊の念を發せしむ。以て當時の國狀已に茫々たる荒野にあらず、歷然たる一個の國民を成すに近つきしを見るへき也。然れども妹子に從つて隋に學ばんとせるものは倭漢直福因、奈羅譯語慧明、高向漢人玄理、新漢人大國、

此即如常、今遣大禮蘇因高大禮往謹白不具。

一說に云ふ、隋皇、書を見て喜ばず。其爽なるも如何なる國なるかを知らんとして使を遣はす。其に尊大の極は、小野妹子を以て、小野妹子に途に之を失ふに出さず。偽つて復隋は謂ふ。其文書のみと。其文字の見るに隋皇に似ざるもの氣宇の尊大なるもの有るに似たりと。

十六年、新羅人歸化するもの多し。

十七年、小野妹子歸る通事、福和のみ歸らず、隋の人さなる。

十八年、高麗王僧曇徴を貢し、彩色、及び紙墨、碾磑を作るの術を傳習せしむ。

二十六年、高麗を遣はして、使方物を貢し、隋煬帝三十萬人を以て、高麗を打ち、却つて敗北せる狀を告ぐ。

二十九年、厩戸太子薨ず。

三十年、また兵を發し中臣連國を大將として新羅を討たしむ、新羅聾をきゝて懼服す。

三十六年三月、天皇崩ず、壽七十五。

舒明の元年、田部連を夜玖に遣はす。

二年、犬上のみたすき藥師惠日を唐に遣はす。

四年、唐某臣高

日文、廣濟、南淵漢人靖安、志賀漢人慧隱等、間接にせよ、直接にせよ、多くは海外人種の血脈を引けるものなりしを見て、新文明の智識は多く外人に握られしを見るべき也。已にして妹子の歸るや更らに犬上の君、御田鍬、矢田部造とを隋に遣はす。此前後百濟新羅の歸化朝貢は續々として絶へざりしかば、大陸の文明は靡然として風を爲し、厩戸、馬子と共に議して、先づ漢土に倣ふて天皇紀、國紀、臣連、伴造、國造百八十部幷、公民等本記を編纂せり、此くて國民は初めて書ける歷記を有するに至れり。

當時外國の文明と云ふは、即ち梁武帝をして法師たらしめたる佛敎の感化を蒙りたる文明也。故に厩戸、蘇我氏が宗敎上の利益よりして死生を以て守護したる佛法は、また外國文明てう至大なる勢力によりて扶植せられたり。加ふるに僅かに茅屋を免れたる國人は、伽藍の建築の美麗壯大なるに驚きたり。文字は僅かに日用を達するの外なき國人は、學問の淵源なる佛僧の博通に驚きたり。此の如くして佛敎の勢力は、滔々として貴族社會に入り來り、蘇我の馬子の病に臥すや、其平愈を祈らんかために、一千人の男女を出家せしむるに至り、佛敎の基礎遂に固く、其の初めて入り來りしより推古の三十一年に至るまで僅かに七十二年にして、寺院四十六、僧八百十六人、尼五百六十九人あるに至る。而して其僧侶の博學智惠常人の上にありて常人に敬重せらるゝより、往々驕慢にして道德を破り、遂に斧を取つて其祖を毆つものあるに至りしかば、僧正僧都を置きて僧尼を檢校せしむ。最初の僧正は觀勒にして、僧都は鞍部の德積、而して阿曇連やましろを法頭として其政治上の統一を計らしむ。

六十三節　蘇我氏の專橫

之より先き博辨、宏辭、仁愛なる太子厩戸は萬民愛惜の淚の中に、三十九年に長逝したり。才辨にして武幹あるうまこは、五年を後れて逝けり。故に推古の崩ずるや嗣皇撰擇の權は、全く馬子の子、えみしの手中に存したり。然れども蘇我氏の權は餘りに廣大に過きたり。彼等が物部氏と爭ふや、同族擧つて一團となりしに、今や朝廷は其の一族の有となり、皇位に上るべき王子公孫すらも皆な多くは蘇我氏の出のみにして、蘇我氏の一族は、同族結合を爲さんには餘りに大に過ぎたり。此に於てか、えみしは其同族の出なる山背の大兄を排して敏達の孫、田村王を立てんとす。大伴連、くらまろの臣、境部のまりせの臣は却つて之に抗して山背の大兄を立てんとす。此くて同族相戰ふや、境部臣敗死せしかば、田村王皇位につく。之を舒明天皇とす。敍明己にえみしの力によりて位につく、成を大臣に仰きて虛器を擁するは止むを得さるの勢也。此の如くして蘇我氏は舒明の第三妃として其女ほうでのいらつ媛を納れ、いらつひめ古人大兄の皇子を生みしかば、蘇我氏の勢圍は更らに一層擴張せられ、其の專橫の姿漸やく現れ、之と共に朝臣多く參朝を怠つて、放縱ならんとす、此に於てか大派の皇子、蘇我のえみしに云つて曰く、自今朝に參朝して、午下に退朝すべ

表仁をして、三田耜を送つて來らしむ。

九年、蝦夷叛す、上毛野の形名をして征せしむ、形名却つて其圍む所となり。兵士遁逃す。形名夜走らんとす。妾其家名を落さんことを恐れ、之を止めて、親しく侍婦と共に戰ふ、暫らくして兵士また歸り、遂に蝦夷を破る。

いるか自ら山背王を攻めんとす古人皇子急に來て說きて曰く鼠穴にありて生き、穴を失つて死すといるか即ち將士を遣はして已に代らしむ、當時の皇子必しも人に擁せらるゝの暗弱にあらず、却つているかを使嗾したる也。

しと、えみし顧みず。舒明の崩じ皇極の立つや、えみしの子いるか自ら政柄を執り、威權赫々として秋霜烈日の如きは更らに父よりも勝りしかば、盜賊之が爲めに跡をとめ、民道に遺ちたるを拾はざるに至れり。此の如くして蘇我氏の權益す張り、其家は朝廷の如くして、群卿太夫の足は、朝廷よりも繁ば其家に入り、北方蝦夷の內附するや、えみし自ら彼等を其家に延きて饗應し、執政の恩威を示す。またえみしといるかのため、預じめ雙墓を今來に作りて、大陵小陵と云ひ、故廐戸皇子の乳部の民を發して墓を營ましむ。此に於てか上宮のをほいらつめ女王、憤を發して蘇我氏の擅制を罵るや、禍を招きて亡ぶるに至る。已にしてえみしの病むや更らに朝せず、縱まゝに紫冠をいるかに與へて大臣に擬せしめ、また物部の大臣と名けて、新たに一門を起して物部大連に代りて政局に當らしめ、また廐戸の遺子、父の名によりて人心を得るを惡み、之を亡ぼしてえみしの女の生める古人大兄を立てんとして、遂に軍士を發して山背大兄王を襲殺せしむ。兇惡已に犯さるゝや、諂諛者來つて曰く、劍の池中に一莖二萼の蓮あり、蘇我子父子相共に榮ゆるの兆なりと。巫祀等爭つて神語を上つる。此に於てか二人遂に自ら迷ひ、新たに双屋を甘擣岡（あまかしのをか）に立てゝえみしの家を上の御門と稱し、いるかの家を谷の御門と稱し、其男女を王子（みこ）と稱し、屋外に城柵を作り、門傍に兵庫ををき、北方の健兒を招きて家を護らしめ、出入ごとに五十の兵を從ふ。而して歸化漢人の孫、漢直、蘇我氏の爪牙となりて其門を守る。

鷙鳥將さに搏たんとし、皇位の危き轉瞬の間にあり。然れども人あり彈を持してまた已に其後に立てり。皇極の同母弟に輕の皇子と云ふあり。蘇我氏の隙を伺へり。其人、溫厚にして衆心を有す。舒明の子にして古人大兄と母を異にせる葛城王、其母たから媛が蘇我氏の女ほうでのいらつ媛と寵を爭ふにより、蘇我氏が古人大兄を立てんとするを惡むの念により、また蘇我氏の隙を窺ふあり、其材輕俊敢爲、恃むに足る。蘇我氏に對する反抗同盟の原子は已に十分に生じたり。唯だ之を組織する者を欠くのみ。組織者は遂に出で來れり。中臣の鎌足是れ也。中臣氏は建國以來の名族にして初め大伴等に制せられ、後蘇我氏に制せられ微々として揮はず、鎌足神祇伯を以て召さるゝも、辭して出でず、世變を伺ふ。已にして一日陰に輕王の宮につき、形勢を揣摩して之を厲まし天皇たるもの、王の外にあらざるを說きて王の寵親を得たり。また葛城王に親近を求めて、之を厲ますに蘇我征伐の事を以てし、車を同して南淵先生の家に學ぶに托して、謀議を重ぬ。而しているか父子に對する名族として蘇我山田臣、石川麿の女を葛城王に進めて、政治的結婚を爲さしめ、暗にいるかの力を分つ。此の如くしているかに對する攻擊同盟の成るや、四年六月、三韓調を進むるの日、必らずいるかを殺さんと謀る。葛城王自ら長槍を取りて殿側に隱れ、鎌足、弓矢を持して之を助け、劍を佐伯連こまろ、犬養連あみだに與へて、急に起つているかを斬らしむ。此くて定めら

れたる日來るや、石川磨三韓の表文を讀む。文已に盡さんとして、こまろ未だ來らず、石川磨恐怖倉皇、流汗身を露はし、聲震ひ、手振ふ、いるか怪しんで之を問ふや、葛城王、こまろを促がし、突として殿側より出で、劍を揮ふているかの頭を斬る、いるか驚きて立つや、こまろ其一脚を斬り、遂に之を倒す。此に於てか葛城王、諸王、諸卿、連、伴造、以下を率ゐて法興寺に據り、人をしているかの屍をえみしに與へしむ。蘇我氏の爪牙、漢直等其の同族を集め、えみしを助けて戰を起さんとす。然れども大勢遂に支ゆるべからず、人心離散せしかば、えみし遂に敗れて殺さるゝや、天皇紀、國紀、其他の珍寶貨財を集めて炬燼に附す。此くて輕王は皇極に代りて位につき、葛城王、太子となり、廐戸蘇我の聯結時代は去つて、葛城、中臣聯結の時代を生ず。

第八章　空前絶後の國躰變革　紀元一千三百年より一千三百三十年に至る

第六十五節　大化革新前の國狀　第六十六節　大化の國躰變革、國家初めて成る　第六十七節　大化革新の主義及び要目　第六十八節　君民共治の誓言　第六十九節　天智天皇の性情　第七十節　大化前後國民の生活及び思想　第七十一節　東北蝦夷の侵叛　第七十二節　唐、百濟を亡ぼす　第七十三節　日本、唐と韓海に戰つて敗る　第七十四節　國民的精神の勃發、國民的存在の確定

六十五節　大化革新前の國狀　神武の創業より皇極に至る一千三百年間、大和朝廷の權一盛一衰、定まらずと雖も、社會は族長組織にして、族長的社會組織はまた直ちに政府の組織なりき、中ごろ族長の權力に盛衰ありしと雖も、要するに世變此外に出でず。其初は天皇の一族最も强大にして中臣、忌部、物部、大伴、蘇我の諸族、之につぎ、天皇の一族、此等の諸大族を統治し、此等諸大族の首長はまた其以下の分族分派を制治す。此くて天皇は諸族の長を統治すれども、直接に天下の民を統治するにあらず、大族の手を通して天下を統治したる也。已に族長社會なるが故に族長は即ち君主にして、天皇を以て國父とする者、當時の社會に於て最も適當なるを

孝德天皇名は輕と稱す世に天萬豐日天皇と呼ぶ。皇極の同母弟にして佛法を重んじ、國神を輕んず。生魂神社の神樹を切りしが如き其の一例也。皇極の四年、葛城皇子大功あるを以て位を之に讓らんとするや、皇子退きて之を鎌足に諮る、鎌足曰く古人大兄は殿下の兄也、輕王は殿下の舅也、二王を超へて位につくは寧ろ輕王を立てゝ、民望に答ふるに如かずと、遂に輕王を皇帝とし立て、葛城皇子は太子たり。

古人皇子立つ能はざるを怨みて、蘇我田口臣川堀、物部朴の井の連椎子、吉備笠臣、重、倭の漢の文の直、麻呂、朴市の秦の造田來津等と反を謀つて誅せらる。

見る。社會已に國家たり、故にまた政府なるものもなく、族長の合議會所あるのみ。故にまた官制なるものあるなき也。中ごろ、大臣大連の名、左右大臣の如く見えたりと雖ども、これ族長政治の一變化にして、一二雄族の權、他の諸族を挺きしものにして官制にはあらず。已にして最高族長なる天皇の權力少しく衰へて、中臣、忌部、大伴、物部、蘇我諸族の權伸ぶるや、族長組織に變化を來たせりと雖も、猶ほ官制組織とはならざりき。已にして蘇我物部の亂によりて、族長制度の骨子殆んど消えんとするに至り、厩戸皇子支那大陸の文物典章に摸擬して、官位官職の如きものを設けたりと雖も、族長制度は猶ほ全く變革せられざりき。此の如く社會は、日本先民の上に、天孫人種、及び其勢力に附隨したる人種の族長組織を加へたるものなるが故に、遠近州郡の首長たるは、即ち征服人種の特權にして其首長とならざるものは、皆な一般に良民なる榮名を有し、他の先民を奴隷なりと賤しめて、少からぬ權力を揮ふや、アングロ人種がサクソンを卑しむるよりも、滿州人が漢人を卑しむるよりも甚しく、寧ろ埃及人がイスラエルの種族を虐待すると同一の狀態なりき。所在の先民は、固より此の征服者より恩惠を待ち設くる能はず。收斂、虐待、勞役等は其の得たる唯一の賜にして、沒收せられて家奴とせられずんば即ち幸なりし也。然れども貴族的階級の堤防も。人情の蟻穴より崩れ初め。良家の子弟にして奴隷の婦女と通ずるものあり、奴隷の出にして良家の家に長するあり。之に加ふるに征服人種、

長く智且つ强からず。敗北人種、長く愚且つ弱からず。一千三百年の歲月は此人種の間を融和混蕩せしめしかば、自ら良家と稱する多くの新民を出すと共に、良家にして却つて良家に兼併せられて、奴隷とせらるゝものを出すに至り、或は貧窮して姓を賣り無姓の奴隷となるものあり、種族系統によりて立つ所の社會は、已に其組織に大革命を來し、之と共に、地方の民は更らに豪族京官の爲めに、政治的經濟的の壓抑を蒙りて、世は殆んと無政府の樣となれり。當時皇室が諸族の長として、他の豪族と等しく有する所の財產を、名代（なしろ）の民と云ひ、屯倉と云ふ。名代の民とは天皇の名、皇后皇子の名を後世に傳へんが爲めに、其名を付する民にして、即ち皇室直轄の民也、屯倉は皇室の采邑にして、即ち天領也。直轄の民、及び天領は、初めは相當なる原由によりて起りしが、年所を經るに從つて人民刑罰の代償として、豪族刑殺の科料として、或は後宮に勢力に媚びんがために起り、濫暴百出、皇室、人民と權利を競ふの狀態を呈するに至り、而して其の奉行者は地方の政權に屈せずして、一種の治外法權を作りて百姓を虐使するものあり。皇室にして此の如くなれば、地方に於ては皇室よりも一層の權勢ある豪族、臣、連等が有する部曲の民、莊園等に至りては隱然一種の諸侯にして、國主縣主と交も利を征し、弱を凌ぎ、小なるを攻め、營々として下民を侵略しつゝあり。皇室の奉行、貴族、地方官、地方の豪族、奸民は、交も相服せず、相爭ふて其采邑と領民とを增加せんとして競ふ。人民山澤

の利を取らんとすれば、已に貴族豪族に左右せられ、江海の利を漁せんとすれば、臣連、伴造より更らに其利を征せらる。而して貴族、豪族、官吏の利に敏なる、盛に部曲の民を使役して、山野江澤を開らきて之を人民に貸與し、讓與して以て其利を征し、而して人民自ら之を爲さんとせば、種々なる妨害を施して之を止む。之か爲めに一揆も起りぬ。然れども哀むべし直ちに討夷せられて、羅織捕奪、直に奴隷ゐ せらる。之か爲めに戰は起りぬ。然れども戰は戰に接して、何人も之を審くものあるなし。而して國造、伴造、連、臣等は、儀式に於ては朝廷に調賦を容るゝと稱するも、其大半は之を己に斂め、其の餘裕を以て朝廷に進むるに過ぎず。皇族、豪族、貴族、官吏、各々獲物を爭ふて憤爭し、封建の弊と、族長の弊と、郡縣の弊と參差して其の最も醜汚なる面目を示せるもの、所謂る大化革新の前に於ける社會の狀態也。

六十六節　大化の國躰變革、王制初めて生ず　國家初めて成る

如何にして此區々の制を改めんか、如何にして此犬牙の如き社會的紛亂を整ん乎。如何にして人民をして凡べての壓抑を免れしめん乎。族長制度は、蘇我が他の大族を倒せるときに已に變ぜざるべからざりしに、今や葛城皇子等相計つて蘇我氏を倒すや、歷史的の大族全く夷滅せられて、族長制度は已に全く行ふべからざるに至れり。最早や生平、六朝、李唐の文明を崇拜學習せる改進派の意見に從ふて國躰を變革するの外なきに至り、改革の大業一に葛城皇子等の手中に落ち來る。皇極、葛城の皇子の大功を思ふて帝位を之に傳へんと欲す。中臣の鎌足、皇子に勸めて其叔父輕の皇子を立てゝ、帝位に上らしむ。之を孝德とす。而して葛城の皇子は太子となりて、百般の國體變革の任に當り、勞頭第一、國を日本と號し、始めて年號を立て*、太化と名け、貴族豪家の私民私地を廢し、奴隷の外、凡べての公民、凡べての土地は、一切直ちに國家に隷屬するものと定められ、名代子代の民は廢せられて、天皇は一定の租稅を以て御料とするに至り、之と共に政府なるものを作りて、族長の集議所に代へ、左右大臣內臣を設け、阿部內麻呂を左大臣となし、蘇我山田石川麻呂を右大臣となし、中臣鎌子を內臣とし、沙門旻法師、高向玄理を國博士とし。一切の組織は、人によりて族によらざるの制を採り、官吏に食封を與ふるに至れり。已に族長政體を一變して官制組織とす。此に於てか天皇のみ獨り總族長の地位にある能はずして自然に種族を超越し、直ちに人民を統治する君主となれり。これ實に通常に謂ふ所の改革にあらずして、千古未だ曾てあらざる國體の大變革にして神武以來一千三百年、日本の國民初めて成り、王制初めて生じ、國家初めて現出したるもの也。

六十七節　大化革新の主義及び綱目

斯くて改革は已に起されぬ、政權は已に中央に集められたり。此に於てか更らに此改革を行はんがため先づ中央には神祇官を設け、其下に太政官を置き、太政官の下に八省**を置き百官を配し、官位によりて衣冠を分ち、更らに全國を六十餘國、六百餘郡

*此より先き歸化人及び事を好むもの私に年號を立てゝ事を記すること數あり。二十七代繼體の時善紀の號ありしと云ふが如きは是也。其後、僧侶また私かに年號を立てしものあり。

**八省、百官と云ふも、此には其端を開きしのみ。完備したるは、千三百六十一年文武の大寶令にあり。猶ほ文武の項を見よ。

一萬三千餘里に分ち、則ち五十戸を以て一里と爲し、里には里長、郡には郡司、國には國司を置きて之を治めしめ、又使を發して諸國の百民を收錄せしめ、唐の班田の法に則り百家の子生れて六歳となるや、男子には水田二段（女子には其三分二）を與へ、毎六歳に之を植し、嚴に令して豪族の兼併と、土地の賣買とを禁じ、百民賤民間の民法を定む。此に於てか舊來一切の政刑に當りし國造は、純乎たる祀官となりて、封建變じて郡縣となる。また田は長さ三十歩廣さ十二歩を一段とし、十段を以て一町とし、一段ごとに租として、稻二束を官に納めしめ、田租の外、諸國の物産につきて鹽油、麻、絹、貲布、菓、鹿角、鳥羽、魚介、繩、菜藻等を納官せしめ、一町に長さ一丈、巾二尺を貢せしむ。租稅の外、一里ごとに一人の役夫を出して、有司の公役に服せしめ、郡の小領以上の姉妹子女の容貌端正なるものを采女として貢せしめ、更らに全國百民の成丁三分の一を徴發して、軍團に入りて軍事を習はしめ、軍團よりは一年ごとに京に上番せしめ、三年ごとに邊境を守らしむ。上番の兵士を衛士と稱し、邊境を守るを防人と稱す。使を諸國に發して私人の武器を取つて之を武庫に收む。而して人民或は猶ほ有司の爲めに寃を蒙むるあらんことを恐れて、鐘を高門にかけて寃を訴へしむ。是れ實に、皇室が人民と、皇室との間に横はる勢力を一抑して、直ちに國民と相結托したるものにして、皇室の安全、榮光を千歳に傳ふる

*男は六十歳を限り、女は十九歳を限り、之を返さしめ、子孫に養はしめ、頼る所なきものは伍中にて養はしむ。

*毎六年校田の事は桓武の時十二年一校と變じ、平城の時舊に復し、仁明の時また變じて遂に行れず。

**百家は毎五家、長を立て、相監せしむ。百家は父を家長として子は父に屬せしめ、奴隷は子を母に屬せしめたれば母家長たり。奴隷の間に生るゝものは、寺院社祀に仕ふるものとの之を百家の男、奴隷により生むる子は奴隷たり、奴隷と百家の女、奴隷により生むる子は百家たらしむ。百家は百家統の朝に至りて之を收むるを持統の朝に至りて之を收むるを

***男女には從丁一人、從女二人を附せしむ。

****二十一歳以上六十歳を成丁とす。

*****當時の收穫、一段より五十束を得、一束は米五升に當る。

******郡司は世襲にして、國司は四年交代とす。

*******畿内なるものを置くも、此時を初めとし、東はなばり名張横河より、南は紀伊兄山より、西は赤石の

の子、父母に賣らるゝものは、兄に及び借金の爲めに奴隷とせられたるものと、また凡べて百家と賤民の間に生れしものは百民とす。百民は黄衣を服し、奴隷は黒衣を着けしむ。

の根本を立てたるもの也。若し羅馬の歴史を回顧して、グラカス以下の改革黨が班田法の爲めに血を流して猶ほ且つ成就せず、現今歐洲の社會黨が、土地國有を以て最大の標識とするも猶ほ且つ行れざるに、日本の皇室自ら此改革の衝に方つて之を遂げしを見れば、皇室の國民の腦中に長へに記憶せらるゝもの、また偶然にあらざるを見るべき也。

六十八節　君民共治の誓

而して孝德が此改革を行はんとするや、先づ蒼々として半空に聳ゆる大槻の下に群臣を會して之に詔して曰く、『天は覆ひ地は載す、帝王の道唯だ一のみ。而して末代澆薄にして君臣序を失ひ皇天、手を我に假して暴逆を誅殄したり。今ま共に心血を瀝す而して自今以後君に二政なく、臣に貳朝なからん。若し此の盟に貳かば、天災地妖あり、鬼誅し人伐たん、皎として日月の如く也』と。已にしてまた東國の國司以下百姓に告げて其承諾を求む。曰く『集侍せる群卿太夫及び臣、連、國造、伴造、幷に諸百姓等咸な之を聽くべし。夫れ天地の間に君として、而して萬民を宰る者は、獨り制すべからず。要らず臣翼を須つ。是によりて代々の我皇祖等、卿が祖考と共に俱もに始めたり。朕復た神護力を蒙りて、卿等と共に治めんと欲す。故に前に良家大夫を以て東方八道を治めしむ。已にして國司任に之き、六人は法を奏じ、二人は令に違ふ。毀譽各々聞へたり。朕便ち厥の法を奉ずるを美めて、斯の令に違へるを疾くむ。凡そ治めんとするもの、如しくは君、如しくは臣、先づ當さに己を正して、而して

後他を正すべし。如し自ら正しからずんば、何ぞ能く人を正さん。これを以て自ら正しからざるものは、君臣を擇ばず、乃ち殃を受くべし』と夫れ之を始むるに大槻の下に於ける天地の誓を以てし、之を結ぶに獨制すべからざるを以てす。國初以來千三百年にして成りし最初の國躰は實に、君民共治の大主義を以て創められしも也。

六十九節　天智天皇の性情　誰か大化變革の發動人たりし乎。是等の變革は蘇我氏、廐戸以來、改進派の定論なりしと雖も、實際の施設に當りしものは葛城の皇子、中臣の鎌足にして、其參賛としては釋旻法師と、高向の玄理ありき。即ち大化の變革者は蘇我氏を倒せりと雖も、其進歩を主張するの點に於て、佛教を採用するの點に於ては、其敵手の爲さんと欲する所をなしたるもの也。實に此變革者の中にても、後ちに天智と申す葛城の皇子は古今多からざる有爲の皇族中最も秀でたる一人なりき。其大陸文明を採つて文彩彬々たる政府を作らんとするの思望に於ては聖徳太子と同じかりしと雖も。勇往の氣象に至つては遙かに聖徳太子の及ぶ所にあらず。聖徳太子は目前、蘇我氏をして天皇を弑さしめて手を拱して爲す所なかりしに、葛城皇子は自ら黨與を作りて蘇我氏を亡ぼせり。其の蘇我の入鹿を誅せんとするや、黨與多く入鹿を憚つて發せざるを見て、皇子先づ出で、刀を揮つて入鹿を斬る。其勇武殆んど朝廷を空うせり。中臣の鎌足の如きは其謀主にして後來、藤原氏專横の端を開くと雖も、天智に對して寧ろ寵臣にして權臣にあらざる也。*若しそれ其深謀遠慮に至ては更らに大なるものあり。大功を立てゝ豪族を亡ぼしながら、敢て自ら皇位につかず、己の舅（をぢ）なる輕王を推して位に即かしめて、己は其の太子となりて凡百革新の衝に當り、己にして孝徳の崩ずるや、また民心未だ全く己に來らざるを知つて、皇極を擁して重祚せしめ、太子たること前後二回、十六年。鋭意國躰を變せしかば神武以來、一千三百年、日本は初めて一の國家らしき形躰を具へ、王制初めて成るに至れり。實に天智は日本歴史の誇榮とすべき英雄天子なりき。然れども此英雄天子も其欠點なきにはあらず。而して其欠點は餘りに多く武威を示めし、華麗を好むにありき。大化變革の長く繼續せず、幾多の弱點を有せしは、實に其規畫者たる天智の弱點より來る。疇野なる朝廷に十三色の冠位を定め、繼で之を十九階の冠に改めたるが如き、佛教を保護して國教となし、僧尼を度することを限なく、全國寺院の造營を皇室に引受けたるが如き、白雉を得て年號を改め、全國に放雉の令を布きたるが如き、初めて小懇田に瓦覆の家を立てんとせるが如き、初めて大化の號を立てしが如き、八省百官を設け、整然燦然たる華麗の制度を建つるが如き、寧ろ華美に過ぐるの毀を免るゝ能はざりき。

七十節　大化前後國民の生活及び思想　何となれば國民の生活は、未だ此の貴族的勢力によりて下壓し來る文明に副ふに足らざりしが故也。國民は慧星の名を知らず。曼法師の爲めに初めて其名を

*葛城皇子、其寵姫の女王を鎌足に與へて其心を攬る、女王は皇子が其弟と爭へる額田女王の妹也。事萬葉集に見ゆ。

五年蘇我臣日向倉田石川麿を葛城皇子に讒して曰く、臣の異母兄巽志あり、皇太子の海に遊ぶに乘じて之を害せんとす、と遣ばして其家を圍む、石川麿走つて其の子の倭にあるにより子を殺す、座して縊死するもの十四人、妻子殉死するもの八人、皇太子後、其無實の罪なるを知て悔ゆ。

五年、遣唐使高向玄理以下新羅を經て萊州（山東に在り）に泊し、百雉を獻ず諸臣端午を爲し此に改元す。

櫛間より、北は近江合坂山より以内を號す。關を設く、驛鈴を造りて、驛傳驛馬の徴發に用ひしむ。

京に入り天子に見ゆ。高向唐に死す。

吐火羅國男女二人、舍衛國女一人、波に漂ふて日向に來る、之より此の如きもの少からず。

二年、初めて大赦す。

三年、七色十三冠を定む一に曰く織官、織を以て作り繡を緣とす、服色深紫を用ゆ二に曰く繡官、色織官に同じ三に曰く紫官淺紫を用ゆ四に曰く錦冠眞緋を用ゆ五に曰く青冠、紺を用ゆ六に曰く黑冠、綠を用ゆ皆な大小二階あり七に曰く建武冠、黑絹を用て作る別に鐙冠あり黑絹を以て作る其背に漆羅を張る形蟬の如し。

當時の民、墓を立つるに重きを置き之が爲めに

敎られたる民也。慧星の祥不詳をすら知らず、慧星を見れば、國必らず飢ゆべしとの迷信を初めて敎られたる民也。（舒明の五年）富の生產極めて少なく、衣食足らざるが故に、禮節を知らざるの民にして、蘇我馬子大臣の尊を以て百濟の使翹岐を家に饗するに、在らんかきりの驕奢を盡したる引出物は、馬一匹と鐵塊二十挺に過ぎず。朝廷翹岐を饗するや、外人に聞かしむるに足るの音樂を有せず、健兒をして裸躰ならしめて、庭前に相撲せしめて、饗應とせるほど也。初めて村落の祝部のために敎られ、牛馬を殺して天を祭り、或は頻りに市を移し、或は頻に河伯に禱りて雨を乞ふの宗敎風俗覺へたる民也（皇極の元年）富士河邊の民大生部の多に敎られて橘樹に生する毛虫を祭りて。常世神となし、財寶家宅を捨てゝ之を禮し、酒菜を道傍に陳し歌謠して日を送るの民也。天智天皇が齊明の太子たりし時、初めて漏刻を造りしによりて、初めて時を知りし民也。天皇すら群臣百姓と會するに十分なる殿堂を有せず。大樹の下に於てせるほどの生活なりし也。而して當時の風墓墳の經營に全力を注ぎ、下臣にして猶ほ其墓を作るに二百五十人を役し三日に及ぶの風あり。主長の人死すれば、其遺族遺臣を殺ろし、遂に其馬に殉死せしむるものあり、死者の爲め、其髮を斷ち、其股を刺して之を誄（しのびごと）するものあり、夫を亡ふの婦人、十年二十年の後、他に適し、若しくは初めて嫁するものあれは、隣人鄕黨、之を妬みて祓除せしむるあり、邊境の公事に使役せらるゝの民、事終つて家に歸らんとするに、道

貲しきものあり。二年、令を下して曰く死者を葬るに金銀銅鐵を用ゆるなく、一に瓦器を用ひよ。棺は際會に棣れ、珠玉を用ゆるなかれ。珠璃玉揮を用ゆる勿れ。王以上の墓は內長九尺、濶五尺、高六尺、外域は方九尋、高五尋、之に用ゆる役夫一千人。七日にして作らしめよ。上臣の墓は內長濶高皆な上に同じく、外域は方七尋、高三尋、役夫五百人、五日にして終らしめよ、下臣の墓は內は上に准して外域は方五尋、高二尋、二百五十人を役して三日に訖らしめよ、以下各々差等あり、凡そ王以下小智以上の墓は、土石を用ひしむ、諸國隨所に葬るなく、一定の地に葬らしむ。

路遼遠、途に旅舍なるものなく、背に負ふ食物の足らざるが爲めに、路傍に餓死するものあれば、其路傍の家、死者の親戚同伴に迫り、不淨を祓へと云ふ。之がために兄死するも、弟收めずして急に走るあり、また人あり河に溺れて死するや、其同伴に云つて不淨を祓除せよと迫る。之かため子其父の屍をすてゝ走るものあり。公役につくの民、百里を步するも遂に宿舍なきがため、自ら飯を炊かざるべからず、自ら路頭に飯を炊ぐものあれば、人また之を祓除せしめ、他に甑を借るに、甑物に觸れて倒るゝや、主人また迫つて之を祓除せしむ。迷信風を爲し、祓除にあらずんば鬼神の罰を蒙むると信じたりき。人民の狀態此の如し、此の如き人民に晉唐繁文の政制を强ひんとす。其の人民の心に副はさるや固より明か也。故に中央政府官制の制置のみは行はれたりしも、大化大變革の大目的たる地方制度の改革に至つては、僅かに畿內傍近より、中國及び北國の一部に行はれたるのみにして、之すらも久しからずして、舊時の形勢に復歸したるものゝ如し。思ふに葛城の太子等大陸文明に熱心して、時會を待つ能はず。朝廷の力を以て一國を改めんとし、近世の政語を以て評すれば貴族的急進黨なるものにして才幹、餘りありて深沈足らざりし乎。故に朝廷百官其威權を仰ぎ、其の志望を解するに足るものは皆な太子を尊重して措かざりしも、天下其の施設を便とせずして之を非議するもの多かりき。然れども太子は急進直往して省みず、孝德の四年、都を大和に移さんと請ふて、孝德の之を許さゞ

五年、冠十九階を定む、大織、小織、大繡、小繡、大紫、小紫、大華上、大華下、小華上、小華下、大山上、大山下、小山上、小山下、大乙上、大乙下、小乙上、小乙下、立身。

白雉五年、天皇難波の宮に崩ず歳五十九。

るや、其尊族、一門、孝德の皇后をすら率ひて、强ひて大和飛鳥河邊の行宮に移り、而して公卿百官皆な相隨ふて遷りしかば、孝德、其任情の行を恨みて、怏々として樂まず、遂に五年を以て崩ずるや、葛城の皇子、猶ほ、民望の十分ならざるを知りて位に即かず、皇極を擁して重祚せしめ、其の太子として實權を握り、飛鳥の岡本に宮を遷し、また多武(たむ)の嶺(みね)に樓臺を起して天宮と號し、渠を穿つて石を山頂に送りて石垣を作るや、時人此渠を名けて狂心(たふれごゝろ)の渠と云ふ、而して蘇我のあかえが其施政を有間の皇子に語るや、有間の皇子が直ちに兵を擧げて叛せんとしたるを見て、其急進の政策が、如何に民心に副はざりしかを見るべき也。

七十一節　東北蝦夷の侵畔

然れども時勢は實に此の急進にして功名を喜び、大陸文明を慕ふて、中央集權を行はんとする君主を要したりき。是れ外國の勢力の日本に迫り、邊境の民の騷動するは、古來時としてあらざるはなしと雖も、國民の存在を危うせんとすること此の時より甚しきはなかりしが故也。盖し神武創業以後、征服者の威武も、人種的勢力も、東は遠江駿河に及び北は越前に及ぶに止り、其他は悉く夷の驕凌するまゝに一任し、崇神の時、四道將軍出でゝ足跡會津に及びたりしも、是れ唯だ一劍千里を横行するのみにして、政治的征服の實あらず。景行の時、やまとだけの遠征あり、景行の諸子の關東に分布せらるゝありて、蝦夷一たび服從したりと雖も、爾來中原多事、力を東北に用ゆる能はざりしがため、漸次驕凌し、仁德の時に

第三十七代齊明天皇は皇極天皇の重祚也。

元年、北蝦夷九十九人、東蝦夷九十五人、百濟調使一百五十人を難波宮に饗し柵養蝦夷九人、津輕蝦夷六人に各冠二階を賜ふ、此年、蝦夷隼人、衆を率ゐて內附す。

四年、阿曇比羅夫、蝦夷を征し肅愼を擊つ。

＊日本書紀渡島と云ふ然れども、は佐渡にして後方羊蹄と云ふも今日の北海にあらずして皆な東北の地名也。今井徵氏の北海史論考證あり。

齊明の四年、沙門智通、智達新羅船によりて唐に入り玄奧法師に學ぶ。

有間皇子、天皇太子民心を失せるを見て叛せん

田道之を擊つて上總の夷隅に戰死し、敏達の時蝦夷少しく服せしも、舒明の時、久しく威名ありし上毛野の形名すら、一たび蝦夷の爲めに破られたり。之がため大化前後に至りては大和朝廷の人種的勢力の達せざりし奧羽は、また王化の下にあらずなりしかば、大化五年には越後磐船の柵を治めて、蝦夷の侵叛に備へ、越後信濃の民を撰びて、其守卒として屯田せしむるに至れり。故に朝廷の蝦夷を待つや、薩摩隼人と同じく、一の外國を以てし、若し其民にして朝廷に歸服するものあれば、之を優遇して歷史に特筆するを怠らず、冠位を以て之を彰はすを常とす。而かも兇暴疎獷、動もすれば、大和朝廷に迫らんとするの勢あり。此に於てか、齊明の四年、越の國主阿部の臣をして船師一百八十艘を率ゐて東北蝦夷の地を討つて、渟代津輕の二郡を定めしめ、同年阿部の臣また佐渡＊の地に渡つて肅愼人を擊ち五年また東北蝦夷の地を擊ち、飽田、渟代、津輕、膽振鉏(いぶりさべ)を定め、遂に後方羊蹄(しりべし)に郡領を置く。此の如く比年、蝦夷の憂あるものは、其の人種自ら繁殖すると共に、此時東北北海の沿岸一帶多く、支那大陸東岸の韃靼人種勃興の勢に煽揚せられしがためにして、恰かも熊襲の國が西來の新人種の移住のために謀叛したると同じ。

七十二節　唐百濟を亡ぼす

內には此の如き憂患あると共に外には三韓の形勢愈よ危急に瀕す。葛城の皇子が始めて太子となりて大化の革新を行ふや、首として百濟の使を責め其調貢を增加し

て内官家たりし古の如くせよと云ふ。然れども此時三韓は羽翼已に成れり、最早や屬邦を以て待つべからざるものありき。推古の時に方つて高麗の嬰陽王、靺鞨の衆を率ひて隋朝の所領、遼西の地を犯すや、隋の文帝大に怒りて之を擊ちしも、轉糧續かずして遂に師を班す。己にして煬帝に至りて自ら三十萬五千の軍を起して、左右に道を分ちて高麗を征したりしが、其の半ば薩水を渡るを待ち、隋師の班るを追ひて、其の半ば薩水を渡るを擊つて之を破れり、此時、百濟は武王の治世なりしが、私かに使を隋に遣りて、共に高麗を討んと約し、而してまた私かに高麗に通じて、兵を境上に出して成敗を見つゝありたりき。己にして、隋亡びて唐起るや、太宗一統の威に乘じて、名將李世勣をして、陸路遼西より進ましめ、張亮をして山東より海路卑沙城（盛京省海城縣）に迫らしめたりしに、遼西の諸部屬、靺鞨の衆、相共に高麗を助けしかば、其陣四十里の長きに達し、英武前なき太宗も之を望見して懼るゝの色あり。己にして天寒至るを以て、小勝によりて師を班すに至りぬ。此の如く三韓の實力己に攻戰の間に發達して、大陸百勝の兵すら恐れざるに至りしほどにして、其意氣固より己に日本の附庸にあらず、之に加ふるに、高麗百濟は隋唐の勢力と相頡抗せりと雖も、新羅は其勢力に觸るゝの機會なくして、却つて高麗百濟の勢力を不便とせしかば、進んで隋唐と交つて其力を藉るの策に出でたり。日本が百濟に交つて新羅を攻めんとせると、隋唐が新羅に交つて高麗を攻めんとせると、同じく近交遠攻の兵略に外ならず。此に於てか三韓の中最も我に親近する新羅は、最も隋唐の勢威を受るものにして孝德の三年、其使者、知萬沙飡の來るや、唐服を着けて來りしかば、朝廷其擅に風を更へたるを責めて、之を追ふに至りぬ。此の如く三韓の實力已に發達して日本に服せず、動もすれば背叛せんとすると共に、支那大陸の耀武は新羅まで及び、日本を震驚せしめたれば、內、蝦夷と、外、支那三韓とに對して、軍防を嚴にせざる可らず。此かる時勢に際しては、威武を好む葛城の皇子こそ最も當時の時勢に應じたる君主なりし也。己にして齊明の六年、阿部臣が再び佐渡に肅愼人を打つの年、警報百濟より至る。曰く新羅遂に唐兵を誘引して百濟を傾覆し、其君臣悉く俘となるべしと。此より先き百濟數ば新羅を攻め其唐朝に通ずるを妨けしかば、新羅の武烈王、使を唐に遣はし前後挾擊の策を約したるより、唐の行軍大總管蘇定方、*突厥の王子契苾加力等と水陸並び進み、新羅と力を合して、百濟の都城を攻めて之を陷れ、王以下八十餘人を擒にして、其國を平げしかば、始祖溫祚王より三十代、六百七十八年にして七十六萬戶二百城、三十七郡、五都の國遂に亡ぶ。此に於てか其の宗室、福信、余自信、僧、道琛等と**周留城によりて兵を起す。然れども國中の武器已に前役に盡されるを以て、掊を以て戰ひ、猶ほ能く唐兵一百人餘を執へて之を日本に送りて援兵を乞ふ。百濟の滅亡によりて擧朝震駭し。唐兵の俘虜を見て擧朝、奮躍す。此に於てか葛城の太子先づ難波に

*突厥は今の土耳古斯坦也、唐の大宗の起りし時より、其力を藉る。

**全羅道全州の四

して誅せらる。五年、また阿倍臣をして蝦夷を擊たしむ。且つ坂合部連、石布等を唐に遣はすや、蝦夷男女二人を唐の天子に示めす。

を調し、また駿河に命じて船舶を作らしめ、自ら帝を奉じて筑紫に下り、兵を發して百濟を救はんとす。已にして齊明朝倉宮（筑前上座郡）に崩せしかば、葛城皇子は其黒幕より出でゝ、始めて外征の衡に當る。之を天智天皇とす。

葛城太子は、舒明の第一子にして、母は皇極天皇也。

三年、皇太弟大海人を立して冠位族制を改定せしむ、其冠二十六階あり、

七十三節　日本唐と海に戰つて敗る

齊明已に崩ずるも天智は直ちに位に即くの暇なく、猶ほ太子を以て政を視る。何となれば百濟已に亡ぶるの報に接して、久しからずして、唐兵また高麗に迫りて、其首都に入るの報に接したれば也。此に於てか天智は朝政を皇太弟大海人に委ね、自ら筑前の長津宮に遷り、親しく軍政を監督し、大華下阿曇のひらふの連等を遣はし、水師一百七十艘を率ゐて百濟を救はしめ、之と共に兵仗米穀を贈り、質として日本に止まれる百濟の王子豐璋に織冠を授け、多の臣こもしきの妹を以て之に嫁はし、大山下狹井連檳榔、小山下秦造ひくつをして五千の兵を以て、之を守護して百濟に入らしむ。豐璋已に百濟に入るや、福信等之を迎へ、一切の政權を擧げて之に歸す。之より先き、唐將、新羅と兵を合して高麗を侵すや、新羅、遙に糧を平壤に送りて勉むと雖も、風雪沍寒に堪へずして師を班せしが、天智の二年三月に至り、再び兵を合して高麗を挾擊す。高麗また救を日本に乞ふ。即ち將士を發して疏留城に據つて、唐兵新羅交通の道を斷ちしかば、高麗之がために一時の安康を得たり。已にして三年二月、新羅、百濟の南堺にある四州を攻めて之を燒き、その本營、州柔の地に近づく。三月

また大氏の氏の上には、大刀を賜ひ、小氏の氏の上には、小刀を賜ひ、伴造の氏の上には干楯と弓矢を賜ふ。

四年、百濟渡來の民に官位を賜ひ其百性四百餘人を近江神前郡に在らしむ。

五年、百濟の民二千人來るの之を東國に配し、三年の間衣食を與ふ。

百濟王豐璋の弟善光を王に改置き、百濟王の姓を與ふ。

倭漢直沙門知田指南車を上る。

天智更らに上毛野君わかこ、間人の連おほふた、巨勢神崎臣譯語、三輪君ねまろ、阿部の引田の臣ひらぶ、大宅の臣かまへ等をして二萬七千人を率ひて新羅を擊たしめ、先づ其の沙鼻岐、奴江の二城を取らしむ。已にして福信は其功を負ひ、王豐璋は其の謀友を疑ふて交も惡く、豐璋遂に福信を攻めて、革もて其掌を穿ちて之を殺ろし、且つ其の首を醢にす。此時に方つて唐已に百濟を夷げて、土豪を撰んで、都督刺史縣令とし、功名を以て國人を用ひ、而して唐の鎭將劉仁願、また能く巧智を以て一統の治を擧げしかば、百濟は已に純乎たる唐の領地となりき。今や百濟の殘黨の內相爭ふに乘じ、新羅をして陸路州柔を取らしめ、鎭將自ら戰舶一百七十艘を率へて白村江に屯して、日本の援兵を要擊す。此時に方つてや唐は已に戰術に於ては純乎たる文明節制の兵にして、日本軍の勇を競ふて規律なきが如くならず、其戰艦武器も已に長大、堅牢、精銳にしてまた日本の比にあらざりしかば、兩軍相遇ふや、日本軍利あらずして退く。已にしてまた進んで唐軍に迫るや、遂に其圍繞する所となりて舳艫廻旋する能はず、全軍顚覆す。此に於てか王豐璋は高麗に走り、其宗室臣民、日本の敗師と共に來るもの男女二千七百口、日本の力を以て敗殘の百濟を支ふるもの十六ケ月にして、百濟遂に全く亡び、是よりして三韓の寸土もまた日本の有にあらず。

七十四節　國民的精神の勃發、國民的存在の確定

是れ實に建國以來の一大事變にして、日本國民の思想

は之がために一變したり。波濤を踏破して三韓を屬藩としたる國民は、未だ曾つて恐るべきものあるを知らざりき。今や文明節制の兵に遇ふて、二萬七千の大軍一敗地に塗れしかば、初めて外國を恐るゝの心を生じ。將士は切齒扼腕して對馬の彼方、水天彷彿の處を望み、東西南北を開放して、波濤の寄するがまゝに一任せる日本は、初めて國防の急を感じ、對馬、壹岐、筑紫等に防人と烽火を設け、また筑紫に大堤を築き、水を貯へて水城と名づけ、以て唐兵の來襲に備へしが、猶ほ大和朝廷の心を安んずるに足らざるや、更らに百濟の歸化人、達率答体春を大和の高安、讃城の屋島、對島の金田城を築て、外敵の侵入に備へ、唐使劉德高の來聘するや、大に兵を菟道に閲して武を示めし、以て其侵襲の心を絶たんとし、大和の形勢を以て李唐大兵の侵襲に具ふるに足らずとして、水により、山により、尾濃の勢力を後に控たる近江滋賀の地に都を遷す。白村江の大敗が如何に深く國民を刺撃したるかを見るべき也。然れども敗北の結果は必しも不利のみにあらざりき。何となれば日軍敗るゝも、其勇武は此一戰によりて唐軍に識認せられたれば、天智の八年に至り、唐帝其使郭務悰をして百濟の遺民二千餘人を日本に送らしむ。天智即ち守の君大石、坂部石積を唐に遣はして和を講ず。而して天智が百濟の民を重用して、五經兵法、陰陽、醫藥等の官職を與ふるや、三韓の民、日本を慕ひ、持統の前後より

聖德太子の定めたる藥獵の制を改りて遊獵を復して武を練る。

六年、都を近江の滋賀に遷す、百姓之を厭ふて讒謗するもの多く日夜火あり。

越の國より燃ゆる水と土とを上る。

百濟の僧道行草薙の寶劍を盜んで走る、風雨に逢ふて歸る。

八年、薩摩隼人死す、河内直鯨を唐に遣はす。

九年、朝廷の禮百官行路に相避くるの禮を定む。

初めて水碓を作つて鐵を冶す。

十年、皇子大友をして大政大臣たらしめ、皇太弟大海人と權を分たしむ。

新羅の歸化するもの續々絶へずして、其工藝文物を傳へたれば也。而して其の最も大なる結果は、日本の國民的存在を確固ならしめたるにあり。日本の未だ三韓を失せざるや、彼我人民互に相交通、婚嫁し、三韓の使臣、日本に仕へて、日本の民もまた三韓に奉仕せり。之がために人民其祖國に對するの念は熱切なる能はざりき。三韓は我領土なるが如くして、領土は何の邊に盡くるかを知るべからざるより、國家堺域の念薄かりき。今や三韓已に日本の有にあらず、恐るべき大勢力の之を掩有して日本に迫らんとするを見しより、西國四國に國防の設けられしが如く、國人の胸中に國民的界域を生じ、祖國の念を生じ、愛國の心を固くし、大化の國體變革によりて僅かに國家らしき形を具へたる國は、初めて其國民的存在を國民の胸中に確定したり。語を更へて之を云へば、日本國民は白村江の大敗によりて初めて統一確定せられたる也。

第九章　壬申の亂　神武紀元千三百三十一年

第七十五節　高麗全く亡ぶ　第七十六節　天智大海人と適はず　第七十七節　壬申の亂　第七十八節　兩軍の兵勢　第七十九節　大海人半歲にして天下を一統す　第八十節　壬申の亂の結果

七十五節　高麗全く亡ぶ　此くて葛城太子は外征及び其善後の施設に六年を費し、七年の春正月、始めて天皇の位に即く、之を天智天皇と稱す。即位の歲、高麗の宰相、泉蓋蘇文死し、其子弟權を爭ふに乘じ、唐、其將軍李勣をして、百濟の鎭將劉仁願、及び新羅と三道より高麗を攻め、遂に國都平壤を圍むこと月餘にして之を取り、高麗遂に亡ぶ。亡ぶるとき五部、一百七十六城、六十九萬戶あり、始祖東明王より二十八王七百五年也。高麗は三韓中、最も實力あり、其民最も勇武にして、唐の大宗すら之を恐れしもの、今や全く顚覆せしかば、三韓回復の望遂に絕え、最も日本に附近して一國を爲せる*耽羅すら、新羅の政令を受くるに至る。然れども白村江の一敗、深く國人を恐怖せしめたれば、また回復軍を出すの餘裕ある能はざりき。

七十六節　天智大海人と適はず　天智の帝位に即くや、古人皇子の女、倭女王を立てゝ皇后とし、別に四人の妃を立てしが、此外宮人子を生むもの四人あり。其一人は伊賀より貢りし采女にして

*今の濟州島。

宅子と云ふ、皇子大友は其の生む所也。之より先き天智の尙ほ太子たるや額田の女王を寵す。皇弟大海人もまた同じく女王の美を慕ふ。天智之を含むと雖も、猶ほ其筑紫に下りて軍政を督するや、太政を大海人に委し、歸つて位に即くや、大海人を以て皇太子とす。然も遂に大海人に釋然たる能はず。終に位を大友に傳へんと欲す。然れども大海人久しく政局に當りて黨與多し、大友を立てんとせば天智の生前に其權力を作らさるべからず*。此に於てか四年春、大友を太政大臣として萬機を總攬せしめ、前に九州の太守として筑紫の兵を都督せんがために下向せる蘇我のあかえを招きて左大臣とし、中臣のかねを右大臣とし、蘇我のはたやす、巨勢のひと、紀のをうびとを御史太夫として之を補翼せしむ。思へらく皇位は遂に大友に來らんと。然れども大友の羽翼未だ成らずして、其秋、天智早く已に疾を得て命旦夕に迫り一日蘇我のやすまろをして大海人を病床に招かしむ。やすまろは大海人の黨與也。私かに告げて曰く天皇疾篤し必らず後事を屬せん、殿下之に答ふる宜しく戒心すべしと。天智、果して大海人に屬するに後事を以てす。大海人、天智の己に位を讓るの心なきを察して、其陰謀あらんことを疑ひ、之を辭して曰く、臣不幸にして多病、何ぞ能く社稷を保たん願くは、天下を擧げて皇后に附し、仍ほ大友皇子を立てゝ儲君とすべし。臣は今より出家して陛下の爲めに功德を修めんと。即はち直ちに內裏の佛殿に於て髮髮を剃りて法師となる。天智之に贈るに法服を以てし、**其の吉野山に入

*佐伯の臣鐵足は之より三年前已に藤原の姓を得て死す。

**水鏡の記者は曰く大政大臣を東

るや、諸大臣之を送つて殯道に至つて歸る。或は曰く是れ虎を野に放つもの也と。大友皇子、大臣の心を疑ひ、蘇我のあかえ、中臣のかね、蘇我のはたやす、巨勢のひと、紀のをうびとを内裏の西殿、佛像の前に集め、手から香爐を取つて起ち誓つて曰く、六人心を同うして天皇の詔を奉せん、違ふものは必ず天罰を蒙らんと。此に於てか大臣もまた同じく之に誓ふ。天智は二十歳にしているかを誅し、十六年間太子として革新の衝に當り、六年、筑紫の軍政を督し、天皇の位にあるもの僅かに四年、二十六年勞苦の報酬として、皇太子があらゆる危難と、あらゆる陰謀に圍繞せらるゝを見つゝ、憂愁の間に崩じぬ。已にして太子帝位に即く之を弘文天皇とす。

宮とせし十二月の三日御門御馬にたてまつりて山科へ在はしてまつりて林の中へ入つて失せ給ひぬ。何處に在はすと云ふことを知らず只御靴の落ちぬたりしを陵にはこめてまつりしと也。是れ疑ふべし。

七十七節　壬申の亂

此の時に方つてや天下禍亂の兆歷々として存す。大化の革新によりて其の人民土地を沒官せられたる地方の國造、縣主等の土豪、及び京官は皆な革新を不便として、革新に伴ふ繁文の政を厭忌し、再び復古の機會あらんことを希ひ、而して革新の爲めに新たに權力を得たる地方の有司は、未だ其地步を固めて革新の政を確定する程にあらざりき。之と共に肅鎭征討、蝦夷征伐より、前後數回の三韓外征によりて、人民、征賦に勞れ、唐制に摸したる近江朝廷の施設を見て、軍國の急務たるを解せずして、不急の土木と爲すもの多かりき。而して此等の不平は皆な才幹甚だ露れたる天智の身上に集りて、天下今ま一層温和保守的にして、無爲

なる君主を望みたりと雖も、天智の雄才と熱心とは、能く此の民怨を抑へて、僅かに發するの機なからしめたり。而して大海人は久しく天智の皇弟として、大化の革新には與つて力ありしと雖も、其衝に當らざりしがため、天下之を怨むるの心薄く、而かも天智に代る六年の執政、太子たる四年の歲月は、能く十分の黨與を朝臣、豪族の間に結ぶに足りしかば、若し天智にして位を大海人に讓らんとせば、即ち已む。然らずんば之をして野に入らしむるは、實に虎を放つて野に入らしむると異ならざりし也。且つそれ天智は才幹甚だ銳にして、自ら用ゆるの風あり、大海人の淸濁併呑、臨機應變、一定の目的を追はず、事情によりて進退するに比しては、寧ろ朝臣に不便とせられること多かりしに、弘文に至りては眼光精耀、風牟異常、文藻風流自ら高しとし、氣銳年少人に加へんとするの風、天智を遺傳し來りたれば、老練多智の大海人よりも寧ろ黨與を缺きたりき。而して何れの時代にも存するが如く、朝廷の黨派は既に此際にも存したれば、各々其主とする所を帝位に卽けて、以て己の望を達せんとする無數の策士ある を免れず、此の如くして弘文、大海人の間は、日々に離隔せらるゝと共に、弘文の大臣もまた自ら安んぜずして相危疑す。而して弘文の妃はまた天武の女なるを以て、日夜近江朝廷の事情を吉野に報せしかば、未だ世路に慣れず、未だ十分の權力なく、未だ大名なき二十五歲の少年皇帝は、あらゆる不平、あらゆる危疑、あらゆる陰謀に圍繞せらるゝを見て、自ら戒心して兵

天武の二年、書生を集めて、一切經を河原寺に寫さしむ。

公卿大夫、臣、連、伴造の子孫、出身せんとするものは、大舍人たらしめ、後ち仕進せしむ。婦人は有夫と獨身とを問はず、進仕するを許す。

三年、對馬初めて銀を出す。初めて漢詩を作りて稱せらる。

四年、初めて占星臺を起す、百姓の能く歌ふ男女、倭儒、伎人を貢ぜんことを諸國に命ず。

之より先き國司百姓に稻を貸して利を收む。此年貸稅の法を定め、貧富により三等に分ち、二等以下のものにあらずんば、貸すこと勿らしむ。

禽獣保護の法を定む、檻穽機槍を用ゐて獣する勿らしむ。

牛馬犬猿雞を養ふを禁ず。之より以外は隨意なり。

百性と雖も、才能あるものは、仕進するを許す。

諸國をして、生類を放たしむ。

使を諸方に發して金光明經と仁王經を讀かしむ。

六年、親王諸王、群卿をして毎家一人出家せしむ。

百性、課役を逃れんとして浮浪するものは、本土に歸らしめ、猶ほ浮浪せば、本土と浮浪地の課役を、并せて命ぜしむ。

馬を調發し、萬一に備へんとす。已にして功を希ふ舍人朴の井のをぎみ、大海人に告げて曰く、私事を以て美濃に至りしに、近江朝廷が美濃尾張の國司に詔して、山陵を造らんがために豫め人夫を差定せよと云ふを見たり。而して人ごとに兵器を取らしむ。是れ決して殿下の利にあらずと。或はまた曰く、近江より倭の京に至るまで、處々斥候を置き、菟道の橋守に命じて殿下の糧を運ふを禁斷したりと。此事なきも大海人固より發せんとす。今や此事を聞きて、揚言して曰く、近江我を苦しめんとせば、我先つ發せんと。村國のをより、和珥部のきみで、身毛津のひろしをして美濃安八郡の湯沐令、多のほむぢを催促し、郡兵を發し國司に迫り、三千人の兵を發して急に不破關を扼せしめ、自ら東國に入り、其兵を賴つて近江を襲はんとして、急に草壁、忍壁の兩皇子、朴の井のをぎみ、大養のをほとも、佐伯のをほも、大伴のともくに、稚櫻部のいはせ、書のねまろ、書の智德、山背のこばやし、山背部のをだ、安部の智德、調の近江等二十餘人女官十有餘人を率いて、菟田の吾城に至る。大伴のをうくに、甘羅村の獵夫二十名を率へて之に從ふ。美濃王もまた從ふて湯沐の米を運び、道に伊勢より米を貢する馬に遇ひ之を取つて走る。已にして大野に至りて日晩れて進む能はず、村家の籬を取りて、燒て燭に代へ、夜半、名張郡の名張驛に至り、天皇東國に入りて、入夫を招くと大呼するも、一人應するものなし。即ち去つて伊勢の鈴鹿に至る。此時、高市の王子、大津の王子は鹿深越より、民

天武諸皇子を集めて曰く、朕今日汝等と盟ひ、母を異にするも、千歳事なからんことを欲す。即ち諸皇子を抱く。皇后もまた此如くす。且盟つて曰く、若し此盟に違ば、忽ち朕が身を亡ぼさんと。

十年、多禰が島に送りたる使人其國を上る。土人髮を切り、草衣をつく。

十一年、境部連、石積等をして、新字四卷を作らしむ。境部は天智の六年に、唐將劉仁の爲め唐に護送せられしもの也、唐に遊びて新字は支那の象形文字に倣せたる乎。今ま傳はらず。

天下に令して髮を結ばしむ、久しからずして法行はれず、天下皆な被髮となる。

のこしび、赤染のあし、大藏のひろずみ、坂上の國麻呂、古市の黒麻呂、竹田大德、膽香瓦のあべは大山を越へ、共に鈴鹿に會し、直ちに五百人の兵を得て鈴鹿關を扼す。鈴鹿不破は北東より近江に通ずる咽喉也。大海人、已に此の關を取るや更らに東海東山の軍を募らしむ。見よ其武臣、文臣皆な近江に志を得ざるものにして、また從來の歷史に名を知られざる郡邑の士豪此革命の風雲に乘じて起りしもの也。

七十八節　兩軍の兵勢

近江朝廷は固より大海人を疑ふと雖も、此くも急に發せんとは思はざりしかば、此の報を聞きて擧朝震驚、或は東國に逃れて大海人に投せんと欲するものあり。或は山澤に退かんとするものあり。弘文先づ、葦名のいはくは、書のくすり、忍坂の大麻呂を東國に、穗積のむかで、物部のひむかを倭に、佐伯のをとこを筑紫に、樟のいはでを吉備に遣はして兵を發せしむ。吉備の國守當摩のひろしまも、大海人と善きを以て敢て兵を發せず、いはで即ち之を殺す。筑紫太守くりくま王、また大海人に好きが故に邊境の圍一日も怠るべからざるを口實として兵を發せず、をとこ之を殺さんと欲すれども壯士傍にあるがため遂に手を空して歸る。東國に向へるいはくは不破の關に支られて歸る。此の如くして兵を三方に募りて、得たるものは中國の兵のみ。大海人已に東海東山の軍を領せしかば、紀のあべまろ、大三輪のねくび、置始の兎をして、兵數萬を率て伊勢大山より大和に入らしめ、村國のおより、書のねまろ、和

跪座の禮、匍匐の禮を改めて、難波朝廷の立禮に歸らしむ。

十二年、銀錢を廢して、必らず銅錢を用しむ。已にして又銀を用ゆるを許す。

初めて葬式に鼓吹を用ゆ。

初めて僧尼をして宮中に居らしむ。

諸國に令して陣法を習はしめ且つ國の境域を分つ。

十三年、日本國中大に震ふ、未だ曾つてあらざる所也。伊豆島、西北自ら三百大を益す。

土佐の田莊五十萬頃沒して海となる。

*辭世の詩に曰く金烏臨四舍、鼓聲催短命、泉路無賓主、此夕離家向。

珥部のきみで、膽香瓦（いかゞ）のあべをして、不破より直ちに近江を襲はしめ、多のほむぢをして三千人を以て莿（たら）荻野に屯せしめ、田中のあしまろをして倉歷（くらぶ）の道を守らしむ。而して大海人の兵を近江の兵と識別せんがために、紅巾を其衣に纏はしむ。

七十九節　大海人六ヶ月にして天下を一統す

此時に方つて近江の諸臣形勢を觀望して出でざるものあり。皇位の遂に大海人に歸すべきを豫想して、病と稱して身を引くあり。勢初めより振はずと雖も、山部王、蘇我のはたやす、巨勢のひと猶ほ勉めて數萬人を率ひ、不破の關を襲はんとして犬上川の濱に陣す、已にして山部王、蘇我巨勢等と權を爭ふて殺され、軍情動搖して治むべからず。蘇我のはたやす其遂に爲すべからきるを見て、自ら頸を刎ねて死す。獨り大野のはたやす能く戰ひ、乃樂山に於て數ば大海人の軍を破り、田邊をすみもまた鹿深山を越へ、大海人の軍を襲ふて之を破る。獨り村國のをより等連戰連勝の勢を以て、直ちに瀨田に弘文の本陣に迫る、弘文の先鋒智尊等、橋によりて善く之を防ぐ。已にして智尊殺され全軍、悉く潰ゆ、天皇大臣と身を以て免るゝも、四方已に紅巾軍に塞がれ身を容るゝの地なく、山前（やまさき）に隱れ縊れて崩ず。*時に二十五歲。在位僅かに八ヶ月。群臣散亡して物部のまろ、及び舍人の其死に殉するあるのみ。此に於てか紅巾軍の諸將狹々浪に會して弘文の首を大海人に送る。高市皇子、大海人の命を受け、近江朝廷の臣僚を捕へて其罪を定め、中臣のかね以下八人を斬り、蘇我のあか

百濟の僧侶二十三人歸化す、武藏に安置す。

*天武名張を過ぎて横河を渡らんとするや、黑雲天に横はる數十丈、天武自ら之をトして曰く、天下兩分の祥也と。

十四年、爵位を改む、明大一、明大二、明廣一、明廣二、淨大一、淨大二、淨大三、淨大四、淨廣一、淨廣二、淨廣三、淨廣四、以上諸王の位、以下正位四階、直位四階、勤位四階、務位四階、近位四階、進位四階あり階ごとに大廣あり之を數ふ明大一と云ふが如し。凡て四十八宮。

あし、巨勢のひと、中臣のかねの子、蘇我のはたやすの子を配流し、餘は悉く之を赦す、年壬申にあるが故に之を壬申の亂と稱す。初め大海人の兵を起すや、天下を二分して其一を保ち、*東國東山を以て己の有となさんと欲す。然るに近江朝廷の兵備薄弱なるがため、三月兵を起し、八月、近江を取り、半歲にして天下を一統し、翌年の一月、都を近江より大和の飛鳥の淨見原に移して帝位に即く。之を天武天皇とす。此年を以て白鳳二年とす。

八十節　壬申の亂の結果

熟ら壬申の亂を考ふるに、人倫より云へば叔父を以て姪を攻むる戰也。（天武は天智の同母弟にして大友の叔父也）父を以て女を攻むるの戰也。（大友の妃は天武の女也）姉を以て弟を攻むるの戰也。（天武の后にして征戰に從ひし持統は大友の異母姉也）是人倫の大變と云はざるべからず。而して更らに政治上より云へば、東國山林の小民を以て神代以來の名族舊家を攻めたる戰也。抑も天武は天智の民望を失したるに乘じて、保守的反動の勢を利用したるものにして、此反動は實に新たに地方に崛起して、數郡の地を併せ、數百の民を有し、實力實權、遙かに舊門名族に勝れて、而して大化改革の詔令によりて識認せられざるものより起りしかば、天武の旗下に集りし豪族なるものは、實に東國山林の小民多くして、其武力は固より京官の比にあらざれば、一旦戰を交るや、京官は右往左往に走り、紅巾軍の行く所、また敵なきに至りぬ。之よりして蘇我、大伴、紀以下の諸大族は、益々其勢力を失して一種の宮廷的

貴族として存するのみ。地方の豪族として新たに名を擧げしものは、意外なる小民多くして、政權の分配に於て一大變動を來たしたり。故に之よりのち神別皇別等、姓氏の詮考中絶し、之と共に大化の改革中、土豪の兼併を制する項は、漸く空文となり、兼併の弊、私民を置くの風起り、天武の后、持統の四年には、下毛野朝臣こまろが奴隷を放つや六百人を數ふることあり。此の如く新族、舊族、交も相攻めて一盛一衰する間に、獨り中臣のみは此時より深く其根を植ゑつゝありき。初め鎌足の猶は死せざるや、其の女、ひかみ姫、及びいはえ姫を以て天武に配して各々子あり、是れ鎌足は天武を以て太子として之に配したる也。已にして天智また大友を立てんとする志あるや、鎌足また其女を以て大友に妻はす、此の如くして中臣氏の女は兩國の勢力の間に分れたり。而して兩黨相戰ふ時、鎌足已に死して嗣子幼弱、何れにも黨せざりしかば、神武に從屬したる諸大族は、前後互に相夷平せられたるに、獨り中臣氏のみは天武の勝利と共に、其血液を宮廷に輸送せり。中臣氏は則ち藤原氏也。

天皇宮にありし王卿を招きて其前に博戲せしむ。

諸國に命じ家ごとに持佛堂を建てしむ。

朱鳥元年、天皇、王卿を召して無端事を問ひ、解くものに物を賜ふ、無端事は謎語也。高市皇子、伊豫王等解き得て物を受く、以て社會行樂の進歩を見るべし。

第十章　淨見原の朝廷

神武紀元千三百三十一年より千三百六十年に至る

第八十一節　天武前後社會の進歩　第八十二節　天武の改革　第八十三節　天武神佛を信ず　第八十四節　女皇持統の治世　第八十五節　外人北狄南蠻の歸服　第八十六節　生產法制の進歩

八十一節　天武前後社會の進歩

壬申の革命は保守的反動なりき。然れども果して此反動の勢に乘して進み得べき乎。土豪の勢力は能く大化の詔令に對して憤を洩らし得へし。然れども改進の政は之かために一日も怠るべからず。何となれば社會生產の進步、人民の欲望は最早や舊時の律法を以て束縛すべからず。治者の識見已に社會の墮習を見ては、また默止すべからざるに至りしが故也。欽明以後數次歸化せる韓人の工藝は隣より隣に傳はり、李唐の博大なる文物は三韓を經過せず直ちに日本を刺激し、之に對しては黨派の別ある能はざりき。故國の滅亡より日本に來りし四千の百濟人は其學術工藝を我に傳へたり。此くて築城術も來れり。沙門知由によりて國民は初めて指南車（磁石）を用ゆるを知れり（天智の四年）天智によりて初めて漏刻（時計）を得たり。天智が武を磨かんために牧馬を勸めしより牧馬は天下至る所に之あり。石油石炭は越後より出で、（天智の七年）東征西伐によりて造船の術進み、水碓を造りて鐵を陶冶するの技

天武病あり之をトするに草薙劍の祟を爲す、即ち之を尾張熱田の社に遷さく。男子には脛裳を付けしめ、女子は背に垂髮せしむ。

を初め。（天智の九年）黄書造本實は水皐を作り（天智の十年）而して文藝に至ては皇子大友漢詩を作りて、傍人を驚かすほどに發達しぬ。星臺を建て、天文を推測し、宋の元嘉、唐の儀鳳暦の最も密なりしを知りしは天武自ら爲せし也。開國以來初めて銀を對馬に採掘するに至りて、銅錢銀錢の盛に用ひらるゝに至りしも此頃也。宮中に於て無端事を語りて之に答ふるものに物を給ふと云ふが如き家居的の快樂の起りしも此頃にあり（天武初めて此事あり）踏歌の節會と號して、官吏相會して且つ歌ひ且つ踏り、歌垣の風を朝廷に移して一種の節會としたるも此時なり。社會の快樂、生産、欲望、智惠、此の如くなれば、天武は如何に保守的反動に乘じて起るも、これ唯だ政權分配の上に止まり、朝制法律は愈よ益々改進の方針に出でたり。

八十二節　天武の改革　故に大學を京に設け、諸國に國學を設けしは此朝也。男女散髪蓬頭の風を改めて結髪せしめたるも此朝也。百姓と雖も、才長あるものゝ仕進を容るしたるは此朝也。下野の民兒荒に遇ふて子を賣らんことを請ふて國司より奏請するや、之を禁じたるも此朝也。*諸王、諸臣、百僚に詔して兄姉以上の親、及び其氏族の長の外、拜することなからしめ、諸王は母と雖も、王姓ならざれば拜するなからしめ、諸臣もまた其の母の姓卑しくば之を拜する勿からしめ、犯すものは之を罪したりしも此朝也。禁式九十二條を設けて、親王以下百姓の用ゆる金銀珠玉錦繡綾の色を別ちしも此朝也。百官百姓、宮人を過重して訴を呈し、其家に媚びて賂

*然れども概して行はれず

遺するものを禁じたるも此朝也。其他、伴造、國造の子の進退を定め、文武の官、才能あるも、族姓明かならざるものは考撰せざるの制を定め、更らに族姓を改めて八種とせるも此朝にして眞人は皇胤に與ふるの姓也。朝臣は中臣氏等に與ふるの姓也、宿禰は忌部氏等に與ふるの姓也。忌寸は秦漢の二民、百濟の民等に與ふるの姓也。道師は藥師書師に與ふるの姓也。臣、連、稻置は其前官によりて與ふるの姓也。國初以來氏族の錄せらるゝもの一千一百八十二氏にして、此時明白に由來を分つべきもの二百餘族あり、皆な其歷史によりて新姓を與ふ。餘は放逸紛雜考ふべからず、以て世變を見るべき也。*また親王以下に位冠及褌褶脛裳を着けざらしめ、（此風後に改めらる）膳夫采女等に手襁肩巾を着くるなからしめ、跪禮、匍匐の禮を改めて大化以前の立禮を回復したるも此朝也。刑法を申明し、法を犯すものは禁省朝廷の中を問はず、直ちに犯罪の處に於て糺彈せしめ、重罪を犯すものは請ふて之を捕へしめ、抵抗するものは兵を發して之を捕へしめ、犯狀顯然たるに猶ほ伏せざるものは本罪に加ふるの制を定めたるも此朝也。伊勢王、羽田のやくに、多のほむち、中臣の大島、其の他判官、錄史、工匠をして天下を巡行して國境を分畫せしめしも此朝也。婦女の馬に騎る鞍の一方に偏踞するの風ありしに改めて男子の如くせるもまた可なりとせるは此朝也。要するに大化より發したる革新の政は、天武の朝に至りて其半ばを成就せるものにして、殊とに其中臣の大島、平群子の首に命じ、歷代宮中の

*唯だ道師、臣、稻置の姓を定めずして已む。

古事を口碑傳説の間に保つ女官*につきて、古事を聞きて之れを筆記せしめて國史を作りしが如きは、此朝が優に前後の時代を畫するもの也。而して天武は天智大敗の後を受けしかば、兵馬の訓練に於ては最も意を致し、久しく筑紫を領したる栗隈王を以て兵制長官とし、文武の官をして務めて兵を學び、馬に乘ることを習ひ、馬あるは騎士たり、馬なきは歩卒たらしめ、凡べて試練準備して萬一の用を欠かざらしめ、若し兵裝欠くるものあらば、親王たると諸臣たるとを問はず之を罰せしむ。故に古來歷朝兵備の行き届きしは此朝を以て最とす。天武はまた自ら武を用ひて天下を取りしかば、天下の私黨を禁ずるの一事は秋毫も怠らず、民家の大角小角、皷吹幡旗弩抛(いしはじき)の類を收めて、悉く之を郡家(こほりのみやけ)に納れしめたり。而して都を信濃に移さんとして、三野王、采女の臣、ちくらをして地形を觀察せしめたり。或は天智の故智に倣ふて都を中心に移し、以て外敵の襲撃に備へんとせるもの乎。而して諸王諸臣の封邑從來多く西南諸國にありしに、天武の時に至りて多く美濃近江以北の諸國を以て之に充てしかば、東北は初めて政治上の勢力となるの端を開きたり。

八十三節　天武神佛を信ず　佛教は天智在位の時より、已に國教となりて絶大の勢力を得たりしが、天武の世に至りては更らに一層の勢力を加へたり。蓋し天武は雄才、大略の姿を備へたりと雖も、豪傑の士に往々存するが如く、鬼神を信ずるを免れざりき。其弘文と戰ふや黒雲を見て之を卜し、天下兩分の兆となし、已にして弘文に勝つやことしろぬし、いくいかづちの神の神託を得たりと云ふ巫祝を信じて、其神位を進めたるが如き、また白雉、瑞雞、瑞稻、甘露等の祥瑞が、天武の世に至りて續々として出で來りしが如き皆な其弱點を示めさゞるはなし。故に天武の世に至りて諸神諸社の盛なる前古比なく、新神の祭られしもの多く此時に始まり、一切經を書寫するも此時に始まり、佛教の趣旨によりて漁獵に制限を附し、檻穽、機器を以て禽獸魚介を捕ふるを禁じたるも此時にあり、牛馬鷄犬猿猴の肉を食ふを禁じたるも此時にあり、生類を放つの令も此時より始まり、宣教使を諸國に發して、金光明經仁王經を說敎せしめたるも此時にあり。天皇親から寺院に臨みて佛像の前に禮拜せるも此時にあり、僧尼をして宮中に坐臥せしむるも此時に始まり。毎戸持佛堂を授けしも此時にあり、佛敎、神敎、靡然として風を爲しぬ。

八十四節　女皇持統の治世　斯くて天皇は世を治むること十五年にして崩せしかば、皇后廣野姫朝に臨みて政治す、之を持統天皇と云ふ。持統は神后の如き勇往斷行の男性的女子ならざりしと雖も、沈靜にして思慮あり、大量にして口舌少なき女性としては、古今東西の歷史に比ひ稀なる女帝にて在はしき。其父天智よりは智慧と氣象とを遺傳し來れり、其婿大海人よりは政治的敎育を受けたりしかば、才能尋常ならず、大海人流離の間にも從屬して、內助の功少からざりき。其治世は大海人力征の後を受けて、決して治め易き時にあらざりしも、僅かに異志を蓄へ

*神田の阿禮と云ふ、時に齢二十八。

たる攝政大津の皇子を誅したるのみにして、失政なく、事變なく、また外戚の權を張る諸臣なく、大化以來の改進主義を取つて、敢へて綱を失せざりしを見ては、實に其の賢女皇たりしを知るべき也。殊とに此時は海波の彼方は、則天武后の世にして、宗室を殺して權勢を張り、帝王を廢置すること奕碁の如くなりしに比して、持統は守成の女皇としては、殆んと間然する所なしと云ふも不可なかりき。是れ天武壬申の亂、名門大族多く倒れ、天武に從ふたる地方の勇士は土豪にして武臣たるに止り、朝權一に皇子、草壁、高市の二人に出で、朝廷權臣なかりしによると雖も、持統の沈勇にあらずんは、爭でか此かる事あるを得んや。天智以來、佛教は已に貴族間の國教となり天武の世に及びて、其の鬼神的、求福的の方面に於て著しき發達を爲しが、持統の世に及びては、其女性的感情に暖められて、慈善忍辱の方面に於て、著しき發達を爲し。天武の冥福を祈らんが爲に來るものは何人をも拒まざる無遮の大會は六大寺に設けられたり。（元年）京師孤獨の民に高年の男女の布帛を與ふるの制は此時より始り。（元年）百官を王を廢置すること奕碁の如くなりしに比して、持統は守成の女皇としては、殆んと間然する所なしと云ふも不可なかりき。是れ天武壬申の亂、名門大族多く倒れ、天武に從ふたる地方の勇士は土豪にして武臣たるに止り、朝權一に皇子、草壁、高市の二人に出で、朝廷權臣なかりしによると雖も、持統の沈勇にあらずんは、爭でか此かる事あるを得んや。天智以來、佛教は已に貴族間の國教となり天武の世に及びて、其の鬼神的、求福的の方面に於て著しき發達を爲しが、持統の世に及びては、其女性的感情に暖められて、慈善忍辱の方面に於て、著しき發達を爲し。天武の冥福を祈らんが爲に來るものは何人をも拒まざる無遮の大會は六大寺に設けられたり。（元年）京師孤獨の民に高年の男女の布帛を與ふるの制は此時より始り。（元年）百官を王を廢置すること奕碁の如くなりしに比して、持統は守成の女皇としては、殆んと間然する所なしと云ふも不可なかりき。是れ天武壬申の亂、名門大族多く倒れ、天武に從ふたる地方の勇士は土豪にして武臣たるに止り、朝權一に皇子、草壁、高市の二人に出で、朝廷權臣なかりしによると雖も、持統の沈勇にあらずんは、爭でか此かる事あるを得んや。天智以來、佛教は已に貴族間の國教となり天武の世に及びて、其の鬼神的、求福的の方面に於て著しき發達を爲しが、持統の世に及びては、其女性的感情に暖められて、慈善忍辱の方面に於て、著しき發達を爲し。天武の冥福を祈らんが爲に來るものは何人をも拒まざる無遮の大會は六大寺に設けられたり。（元年）京師孤獨の民に高年の男女の布帛を與ふるの制は此時より始り。（元年）百官を

八十五節　外人、北狄、南蠻の歸服　斯く佛教の感化は仁愛の政治を生じたると共に天下泰平にして兵革を改鑄補修し、百姓の服制を改め、また國防に要すべき地に城を築き、浮浪を捉へ、戸籍を正

*持統の元年、大津皇子を誅す。皇子は天武の子にして持統の姉、太田姫の出也、狀貌魁梧、博覽にして文を好く、壯なるに及びて武を練り、其の劍を善くして、類ひ稀なる所なりしかば、深く天智と天武の鐘愛する所となる。天武の晩年、朝政を聞きしが、稍能を恃むの心あり。新羅の僧行心、天文を能くして皇子に反心あるを察して、皇子を誅せんとして謀る。時に年二十四、其妃山邊皇女徒跣して殉死す。見るもの泣を墮さゞるはなし。

なく、外人を優待するの風は自然に多くの外人を誘致せるより、此頃より外人の歸化するもの續々絶へず。持統の一代外人の來るもの前後七回、皆な之を北方に配布す。是れ其本國と相疎からしめ、南人を以て北人に雜居せしむるの政策に外ならず。此時代は大和朝廷の權力再び其頂上に達したる時なりしかば、天武の崩するや蝦夷一百九十餘人、調賦を荷擔して天皇を哭し、佛教の感化は遠く飛んで蝦夷に及び、優嗜曇郡のしりこのをまろ、かなをり等髮を去つて法師たらんと乞ひ（四年）越の蝦夷もまた道信なる沙門を出すに至り（四年）是より漸々蝦夷を感化するの道を開き、筑紫の大宰粟田眞人は隼人一百七十四人を獻じたり。

八十六節　生産、法制の進歩　泰平はまた生産を進め、伊豫國司、田中の法麻呂は宇和郡御馬山を穿つて白銀を採り、其他農田の開拓、布帛、綿布、絹等の生産、前古比なきに至れり。また之より前き農夫は多く唯だ五穀を植るのみにして、其他の草木は之を植ゆるもの少かりしかば、此朝よりは令を發して桑、紵、梨、栗、蕪菁等の栽培を勸めたり。此くて世は漸やく通貨の必要を感ずること切なるに至りしかば、鑄錢司をおきて貨幣を作り、從來、市場に通用する三韓の貨幣、及び唐の貨幣と參差して用ゐるの已むを得ざるに至り、双六の戲も之より起り、遂に僧觀成をして、鉛粉を造りて美を競ふ婦人の求に應ぜしむるに至りぬ。此の間にも奴隷良家の民法

持統の元年、高麗新羅百濟の民六十二人、投化す。二年、高麗人五十六人投化す、之な常陸に居らしむ、同年新羅人十四人投化す之を下野になく。同じく筑紫より送れり。新羅人二十二人を武藏になく。三年、百濟の敬須德那利を甲斐に移らしむ。四年、投化新羅人を下野になく。四年、陸奥優嗜曇郡の蝦夷を朝つて僧となる。四年、下毛朝臣子麿其奴隷六百人を免す。五年、投化新羅人十二人を武藏に同投化、新羅人を下野になく。五年、筑紫上陽郡の軍卒、大伴部の博麿を賞

し、年々諸國の壯丁を四分して、其一を兵として武を練らしめ、初めて全國皆兵の軍防令を完備するなんど、改進の施設一として怠らざりき。然れども太子草壁の早く薨じたるより、治世の十年、草壁の子、珂瑠王に位を禪りしによりて、凡べて持統守成の光榮に消へぬ。何となれば藤原氏專橫の端初めて開けたれば也。

百濟を救ふの役敗れて他の四人と共に唐軍に執られて歸るを得す。即ち己の身を贖つて奴となり。之により四人を費用を作つて本國に歸り、事情を告しめ。唐にある前後三十年にして、初めて歸りたるを也。其賞として務大肆の位、稻一千束、田四町布帛を賜ひ、曾孫に至るまで、三族課役を免す。五年、皇女に內親王の號を賜ふ。六年、民法を發して大化令を補ふ、曰く百性の弟にして兄の爲めに奴隸に賣らるゝものは、良民とす、子にして其父に賣らるゝものは賤民とす、貸借の利子の爲めに沒入せらるゝものは良民とす。良民にして奴隸に配するものは良民たり、己の父母の時已に放たれたる奴隸は之を己の奴隸として爭ふ能はず。新羅人三十六人投來す。

第十一章　平城時代（上）　神武紀元千三百六十年より一千四百年に至る

第八十七節　文武の即位、制度益す備はる　第八十八節　大寶令の制定　第八十九節　藤原氏皇室と婚嫁す　第九十節　都を平城に遷す　第九十一節　地名に漢風の名を附す　第九十二節　古事記日本書紀成る　第九十三節　貴族僧侶の跋扈　第九十四節　錢を貯へ稻を賣る者に官位を與ふ、國民初めて麥粟を知る　第九十五節　藤原氏の權朝野に盤桓す　第九十六節　佛教貴族に行れて平民に行れず　第九十七節　僧行基、官教と爭ふ　第九十八節　皇權衰頽の原因　第九十九節　聖武時代の大官の所得及び人民の負擔　第一百節　社會解躰せんとして土地國有主義敗る

八十七節　文武の即位、王制度益す備はる

持統世を治むる十年にして、位をかる王に禪る。之を文武天皇とす。文武は持統の子なる草壁皇子の子にして、其位に即くや方に十四歲の少年なりき。即位の時、宣命を發して、皇族百官、及び天下の百姓に誓ふ。是れ國史に保存せらるゝ最古の宣命也。諸王以下西面に列を爲して立つや、宣命の大夫、威儀を嚴かにして宣命す。曰く

文武の母は後に元明帝と稱し、天智の皇女也、而して父は同じく天智の皇女たる持統の子、草壁皇子にして、母の姉は即ち祖母なり。

現きつ御神と大八島國知ろしめす天皇が大命らまと詔りたまふ大命を集侍る皇子等王臣、百官人等、天下の公民、諸ろ〳〵聞食しめ給へと詔る。

此時諸親王、先づ唯と稱して、再拜し、之を承諾するの意を示めし、諸王以下公民に至るまで、皆な此の如くす。

高天原に事始ての遠き天皇祖の御世の中今に至るまでに天皇の御子の阿禮坐む彌や繼々に大八島國知ろしめすべしと天都神の御子隨も天に坐す神の依し奉し隨に此の天津日嗣の高御座の業と現御神と大八島國知ろしめす倭根子天皇命の授け賜ひ負せ賜ふ貴とき高き厚き大命を受け賜はり恐み坐して此の食國の天の下を調へ賜ひ平げ賜ひ天の下の公民を惠み賜ひ撫で賜んとなも隨神思ぼしめさくと昭り給ふ天皇の大命を諸ろ聞食せと詔る。

此時諸親王また唯と稱して再拜するや、以下百官百姓また此の如くす。

是を以て天皇の朝廷の敷き賜ひ行ひ賜へる百の官人等四方の食國を治め奉れと任け賜へる國國の宰等に至るまで國の法を過ち犯す事なく明き清き直き誠の心を以て彌や奬み奬みて緩怠ることなく務め給ひて仕へ奉れと詔る大命を諸ろ聞食せと詔る。

諸親王三たび唯と稱して、再拜するや、以下百官百姓また此の如くす。

故に如此の狀を聞食し悟りて欵しく仕へ奉らん人は其の仕へ奉つらん狀の隨、品々讃め賜ひ

文武の元年、諸國に令し今年より三年の間、貸税の利を收めざらしむ、税利とは、人民に税を貸して、其の利を重ねて、翌年納租せしむるを云ふ。此年また諸國に令し、毎年放生せしむ。

*道照は河内の人孝德の白雉四年遣唐使に從つて遊學す、玄奘曰く、經論は玄妙にして究むべからず。如かず禪を學びて、東土に流傳せしめんにはと、歸るに及びて天下道照に從學するもの多し、周遊十餘年、七十二にして死す、弟子其遺命によつて之を火葬す。火葬此に初まる。

上け賜ひ治め物を賜はんそと詔る天皇の大命を諸ろ聞食せと詔る

諸親王四たび唯と稱して再拜し、百官百姓また此の如す。

此の如く君は誓ひ、民は服する最美最善の幕を以て開かれたる治世は、其主公が十四歳の年少なりしにも似ず、天武力征の餘烈と、賢母持統の恩惠とを以て作られたる勢と、宰相忍壁の皇子及び藤原のふひとの勤勉と才識とによりて支られ、泰平の氣象融々として文物、生活、政治、愈よ進み、諸國の民、凶年に際して食に乏しきや、獨り租税を免じ、若しくは物を賜ふのみならず、幷せて醫藥を給ふほどなりき。此他因幡周防國は銅鑛を開き、近江は白礬を出し、唐に遊學して玄奘三藏に禪宗を學びたる道照*の手を經て、多くの國民は川に橋梁を架し、津濟に船を儲へ、路傍に井を穿つの風を知り、對馬と陸奥は金を出し、之かために五年三月久しく廢したる年號を建てゝ大寶元年とするに至りぬ。天武壬申の亂一旦、東國の勢力を利用したるより、東國の民、初めて歷史上に識認せらるゝに至りしも、多くは美濃尾張を限りとせしに今は信濃の民も漸やく識認せらるゝに至り、武器を作りて朝廷に奉るに至りて、甲斐の民もまた之に倣ひ、越後の蝦夷もまた物を朝廷に奉るに至り、陸奥は猶ほ采女貢進の區域たる能はさるに、越後は已に築紫と同じく此朝より采女を貢進するに至れり。此くて北方の蝦夷も、多く已に王化の中に入り、人種的の爭鬪も今は稍や混蕩融和し、東國と五畿との交通、頻繁となりしかば、

元年新羅の使者また至る水陸二道の使を發して之を築紫に迎ふ

二年、大宰府をして豐後の大野肥前の基肄、肥後の鞠智の三城を治めしむ。

此頃公私の奴婢漸く逃亡して民間にかくるゝものあり、此に於てか二年管法を初め、逃者及び容止するものを罰す、博戯遊手の徒も同罪也。

大寶令官制の要概

(一)神祇官。祭祀の禮を掌り全國の祝部を領す。其長官を伯と云ひ、次を少、副、大小祐、大小史、神部、卜部、使部あり、唐の大常寺に擬す。

(二)太政官。天下の大政を統制する所也。以下中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮內の八省を管す。其官太政大臣は天子の師範として、四海の儀型たり。以下左右大臣、大小納言、大小外記あり、唐の尚書省に擬す。

(三)中務省、皇室の儀式典禮を司り、詔勅の文を草し、上奏を審議し、國史を鑑修し、天皇の行爲につきて獻替す。女王內外命婦宮人の撰考を司り、五位以上の位記を司る。其官卿、輔大少丞、大小錄、省掌使部あり、中宮職、左右舍人寮、圖書寮、內藏寮、縫殿寮、陰陽寮、畫工師、內記司內寮を管す。

初めて岐蘇の道を開くに至りぬ。また大寶二年となりては、天皇の駕は參河尾張國に及びぬ。文忌寸博士等八人をして兵を率ひて南築紫の外洋に國を探らしめ、多褹、菴見(あまみ)、(今の大島)度感(吐火羅群島)等の國を我藩屬としぬ。已にして大寶元年、天皇大極殿に御して朝を受くるや、正門に鳥形の幢を立て、左に日像、青龍、朱雀の幢を立て、右に月像、玄武、白虎の幡を立て、而して其樂は大平樂を奏したり。前朝以來の理想せる儀文は此に至りて完備し、齊明の時、瓦盖の宮を建んとして得さりし朝廷、今日は純乎たる王者の宮となりぬ。

八十八節　大寶令の制定

物質の發達、政權の擴張、此の如くなれば、法令もまた之に伴ひ、文武の四年、忍壁親王、藤原のふひと、伊岐の博得、伊奈部のうまかい、下野のこまろ等に命じて律令を制定せしめ、大寶元年に至りて初めて成就す。故に之を名けて大寶令と云ふ。律書六卷、令書十一卷より成り、孝德以後の法令を纂集改定せるものにして、其業は羅馬のチヤスチニヤン大帝が新古法令の混雜を陶汰し、衝突を混融し、編纂大成、古今法典の範則を立てたると同じく、後來百世の規範たり。孝德大化の變革より此に至るまで五十七年にして、國躰變革の業初めて大成す。而して孔子を祭る釋典の禮もまた此に初りしかば、大和朝廷は純乎たる唐制の朝廷となれり。

八十九節　藤原氏初めて皇室と婚姻す

此くて王制の美しき繭は成熟せり。然れとも其內には蠶兒のみ住まずして、他の寄生蟲の已に居を其中に占むるを發見したり。藤原氏が外戚として專橫の端を開かんとするもの此に初りたれば也。抑も佛教傳來、隋唐の文物、輸入の前に方りては、男子の妻を迎るや、其の愛する所のものゝ家につくの習にして。後世の如く之を己の家に迎へて同居するの風にあらざりしかば、男子の愛する所は一人に止まらず、至る所に妻あるの樣なりき。而して其內最も其心に適ひ、また最も力量あるもの、自然に他を制して正妻たるの姿ある風なりしも、漸々、家居の發達し、生活の進むに從つて、此風も失せんとする時、三韓隋唐と交通せしかば、人倫の思想も自然に進步し、自然に正妻の制を生じたれば、婦人の地位は貴賤を通じて一步を進みぬ。此くて天武の世となりては、其后持統の才識勢力、自然に宮中を動かして、婦人もまた男子と同じく朝廷に仕進するの權利を得、其考撰は男子に准することゝなりしかば、婦人の地步は益す進むに至りしが、次で持統、婦人の身を以て朝廷を統ぶるに至り、宮中に於ける婦人の勢力は自然に增加す。當時宮嬪中に、縣の犬養の宿禰、三千代なるものあり、天武の時より宮中に仕へ、みぬ王に嫁して葛城王等を生みしが、後、藤原のふひとに嫁す。ふひとは鎌足の子にして、壬申の亂、猶ほ幼にして天武弘文の爭には何れにも黨せず。今や其姉二人は天武の妃となりて、已に各々皇子を生みたり。また犬養の三千代を妻として宮中に結托す。ふひとの家は聲望、功勳一代を壓す。ふひとの才學また以て其家門を耻しめざるに

（四）式部省。文官の撰考及び其位記を司る。勳功を考へ、貢人を簒試す、大學寮を管す。

（五）治部省。多く族姓の間を審治す。五位以上の婚姻等の民事また之に屬す。雅樂寮、玄蕃寮、諸陵寮、喪儀司を管す。

（六）民部省。今の內務の如く、地理、戶籍、租稅、課役、家人の奴婢を司る。唐の戶部に擬す。主計寮、主稅寮を管す。

（七）兵部省

（八）刑部省

（九）大藏省

（十）宮內省

以上八者の外、彈正臺あり、衞門府あり、內門府あり、左右馬寮あり、兵庫あり、鼓吹司あり、大宰府あり、國守には大國、上國、中國、下國の別あり、郡には大中下の別あり、里には戶あり、此新令によりてまた官名を制す。親王を四階あり、明冠を四階あり、四品より四品に至り、諸王は淨一冠より十四階あり、淨一位より三位に至るまで、正從兩位あり、四位に正從、上下あり、諸臣には正一位より三位に至る正從兩位也。四位より五位に至る、正從上下也、直冠八階あり、勤冠は同じく六位より三位に至る正從兩位也。四位より五位に至る、正從上下也、勤冠は同じく六位の正從上下、七位の正從上下、八位の正從上下、以下、以初位を上位と云ふ。內位は中央政府にして、此外、州縣國郡の官に興ふもの、直冠の正五位上階より直冠の少初位下階に終る是れ後周宇文氏の內外九命に擬するものにして、天武より初近かし。三千代は機才、敏捷、早く已に宮中に縱橫せり。宮中の才女を以て府中の才子を助く、加ふるに當時、名門大族、略ぼ壬申の亂に盡き、東國九州の土豪猶ほ地下の勢力にして、朝廷に出身する能はざる時なりしかば、鎌足の大勳と謙虛とによりて据られし大木は、漸く其根を朝廷に張りつゝ初まりぬ。已にして文武天皇の立つや、ふひとは長女宮子姬を以て文武の夫人に薦めしが、宮子姬は大寶元年に至りて皇子を生みぬ。藤原氏の血液此より皇室に入る。然れども皇子未だ幼にして早く崩せしかば、藤原氏の所出は猶ほ容易に大統を攬る能はずして、暫く、時の來るを俟ち、元明の時となる。

九十節　都を平城に遷す

此かる間の文明は層一層の加倍力を以て進み、朝廷自ら銀錢銅錢を鑄ること愈よ多く、今日に存する最古の銅錢和銅開珍は此時に作られたり。錢貨の便益已に明なるや、私しに錢を鑄るものを生せしかば、重罪を以て之を止めたり、また諸王諸臣の第宅已に多く王宮も已に狹きを感じ、王者の家とするに足らざるを感ずるに至りしかば、前代以來遷都の志を斷じ、遂に都を平城（奈良）に移す。

九十一節　地名に漢樣の名を附す

改進の政は蘇我氏以來、已に一定して更ゆべからざるに、加へて文武の宰相藤原のふひと以下、多く唐朝の法律を學習して、政治上の識見を國法より作りしかば、國法上の改革益す多く、天下の租法を畫一せんがために、使を發して田一町に十五束の稻を出

すを定めたるが如き、國人の衣服狹隘にして、步行の際肌を露はすを以て之を禁じたるが如き、法制少からず。遂に日本國中の地名に漢樣の名辭を與へて日本古來の名辭を混淆するに至りて漢文崇拜の極に達しぬ。此時伊勢、尾張、參河、駿河、伊豆、越前、丹波、但馬、因幡、伯耆、出雲、播磨、備前、備中、備後、安藝、紀伊、阿波、伊豫、讃岐等の二十一國は已に綾錦を織り出すに至り、牛乳は愈よ用られて山背の民五十戶、朝廷に徵用せられ、（元明の六年）河內の民は初めて暈繝色を染め出して位を得。出羽の蝦夷は此朝より初めて蠶を養ふほどに生產の民となり。刀の柄は此頃より絲を以て卷かるゝに至りて、初めて久しきに耐ゆるに至れり。

九十二節　古事記日本紀の編纂

此朝に至りて太安麿は天武の時の稗田の阿禮の遺書によりて新に古事記を作り、日本國民は國初以來初めて組織ある歷吏を有しぬ。個人に於ても、國民に於ても、其祖先の歷史を知らんとするの念を生ずる時は、即ち其成人したるを自覺し、若しくは其文明を自覺したる時なるを見れば、當時大和朝廷が其の文明を見ること、如何に高かりしかを知るべき也。已にして之と共に諸國の風土記を徵して、其產物、地理、風俗、口碑、異聞を記錄せしめ（和銅六年）超へて六年、養老四年に至りて、舍人の親王をして古事記及び諸家の舊記によりて日本紀を編集せしむ。古事記は國字を以て記されたる古傳にして文飾なしと雖も、猶ほ北方人種と南方人種との口碑を混淆して、强ひて連絡解說を試みんとせるがため混雜を免れず。

まる。但し冠と云ふも已に位階にして、聖德の時の如く其冠を與ふるにあらず。また服制を定め親王四品以上諸臣の一位は黑紫、諸王の二位、諸臣の三位以上は赤紫（若紫）直冠の上四階は深緋なり、下四階は淺緋なり、勤冠は深綠、勢冠は淺綠、近冠は深縹、進冠は淺縹而して其冠は皆な漆冠にして帶は綺（今の細綾）襪は白色、舄（靴）は黑革を用ゆ。袴は直冠以上白縛にして、勤冠以下白脛裳を用へしむ。

二年、役の小角を伊豆に流す、小角葛城にありて呪術を以て名あり、韓國連廣兄之を師として後其能を妬みて之を讒し妖術と爲す、流刑之に基く。

四年、薩摩の衣の君（穎娃）肝衝（肝付）難波縱肥（をび）の人兵を持して剽略す、兵を發して之を征す。

日本紀に至ては強ひて記事を漢樣にせんとしたるがため、殆んど國民的生活を畫かざるの過あるを免れずと雖も、日本國民が其祖宗の生活及び思想を知らんと欲せば此二者こそ最も古き信憑たる也。

九十三節　貴族僧侶の跋扈

朝廷の權勢は益す南北に擴張せられ、蝦夷の少しく動くや、打つて之を平らげ、少も假す所なく、陸奥の蝦夷の內、我に歸伏するものを以て出羽の國と爲さしめ、以て蝦夷を制せんとし、また日向を割きて、大隅國を置きて、以て政令に便ならしめ、薩摩の民心王化に服せさるを以て、已に歸伏せる豐前の民三百戶を移して交錯して、相制御せしめ、尾張、上野、信濃、越後の民を出羽の柵に移して、以て蝦夷に備へ、更らに武藏、下野、相模、上總、常陸、上野の富民千戶を選びて陸奥に配して以て、上國の勢威を北方に及ぼさんとしたり。然れども內に於ては所謂る衞士なるものは、徒に空名あるのみ。文弱、兵に習はず、事ある時、宮門を守る能はざる徒のみ。王朝特有の弱點已に此時より現はれ、而して民俗猶ほ未だ、此政制の進步に伴ふ能はず。大化の改革以來數ば禁令を下したるにかゝはらず、諸王、諸臣、豪族の兼併愈よ甚しく、徒らに山澤を占めて權を張り、而して實は耕種せず。若し百姓柴草を取るものあれば、其器を掠めて之を打ち、虐待至らざるなく、若し之を訴へんとせば、自ら有司と稱して之を捕へて、却つて之を罪せんとす。古へは諸王諸臣豪族のみ此壓抑を爲せしが、今は寺院

大寶元年、粟田朝臣眞人を遣唐持節使として、高橋朝臣笠間を大使とし、坂合部宿禰大分を副使とす、山上の億良また其中にあり。

大寶二年、薩摩多褹命に逆ふ、兵を發して之を平け、戶口を校して吏を置く。

大寶二年、持統崩ず、初めて飛鳥の岡に火葬す。

大寶二年五月、慶雲を見て、年號を慶雲と改む。

二年また束髮の令を申ぬ。大納言大伴御行死す左大臣を贈る。贈官此に初まる。

慶雲三年、初めもまた勢を得て從つて壓抑者の一となりぬ。百姓に對する虐待此の如くなれば、其の奴婢に對する虐待更らに甚しきより、走つて他に寄らんとすれば、法律また其之を容れたるものを罪せんとす。然れども此法律あるに係らず、奴婢の虐待に耐ずして走るもの相尋ぎ、畿內及び近江は最も其の潛伏する所となりしかば、朝廷より國司に迫つて之を驅逐せしめたり。

九十四節　錢を貯へ稻を賣る者に官位を與ふ國民初めて麥粟を知る

また銀錢銅錢は已に世に行はるゝと雖も、最も開化したる一部に行はるゝに過ぎずして、之を以て寶として賣買するのみ。之を以て通貨として物品交易の媒とするものなく、故にまた通貨としての用を欠き、之を授受するを肯せざるものありしかば、政令を以て其通用を勸め、錢十貫を有するものに、從六位以上は一階を進め、二十貫以上に二階を進め、此くて多少通貨の用を廣め得たりしも、道路に稻を賣らざるの風、古の如く、長途を行くもの食を得ずして道に死するもの少からざりしかば、郡司に命じ郡稻を割き、若くは富豪につのりて、錢あるものに賣らしめて、道路の便益を計らしめ、而して一年の中一百石以上を賣るものは、其名を朝廷に奏聞せしめ、或は田園の賣買は一に錢によらしめ、他の物品と交易せるものは、田園も代物も、共に沒官して主客共に罪を得、國司にして此の如き事を看過すること十回に過ぐれば、其任を解かるゝに至りぬ。また從來百姓は唯だ水田に稻を植ゆるを知つて、麥を植ゆるを知らず、粟の作用を知らざりしに、元正の朝に至りて諭告を發

して麥と粟との用を示めして、其の耕作をすゝめたりき、以て當時人民の狀態を知るべき也。

九十五節　藤原氏の權朝野に繁殖す

持統は比類少なき賢君なりと雖も、また實に女主なりき。婦人の皇帝に繼ぐに十四歳の少帝、文武を以てし、文武の早世を補ふに、また女皇の元明を以てす。加ふるに天武に從つて功ありし佐命の親王、中ごろ凋落して數なく、而して藤原氏の才人、宮中府中相結托して進む。而して元明もまた五十六歳にして早く政治に倦み、其皇女を立てゝ元正天皇とす。皇室の權如何ぞ下に移らざるを得ん耶。元正の四年、藤原氏の統領ふひとは病を以て長逝せりと雖も、他日元正に代つて皇位に即くべき文武の子、をぶとの皇子は不比等の正妻の子、宮子姫の生む所也。をぶとの皇子の元明の世に太子となるや、ふひとはまた犬養の三千代によりて生みし所の光明子を以て、をぶと皇子に納れて妃とせり。それ未來の天皇は自家の孫也。未來の皇后は天皇の叔母にして己の子也。藤原氏の權は己に固く宮廷に結托せられぬ。其一門連枝已に此の如く朝廷の內外に榮へ、文武の權を占めしかば、朝野仰望して之を尊重し、藤原武智麿を南家と稱し、房前を北家と稱し、宇合を式家と稱し、麿を京家と稱す。四人は皆なふひとの子也。此くの如く藤原氏の權已に植られて、其の出、をぶとの皇子帝位に即く。之を聖武天皇とす。此に至て、朝野また藤原氏を如何ともする能はざるに至りぬ。

九十六節　佛教貴族に行はれて平民に行はれず

當時佛教の信仰朝廷、貴族を支配して至らざる所なく、天

元明即位の年、武藏秩父郡より和銅を獻ず。因て和銅と改元す。且つ和銅開珍の銅錢を鑄る。二年私に錢を鑄るを禁ず。

男女晝夜相會して亂飲するを禁ず。

慶雲二年、天下に令して神部及び老嫗にあらざる婦人は、凡べて結髮せしむ。

て醵禮を起して疫疾を祓ふ。

和銅元年、大宰府師、粟田朝臣眞人、尾張守佐伯宿禰太麿等に兵仗を給ふ、尾張守に八人、後來に四人、後に至つて二年に四人、後來に至つて廢身兵仗となる。

和銅元年歿人、和銅二年歿人、歷年死歿人、柿本人麿、和銅二年、越後陸奥の蝦夷叛す。遠江、駿河、甲斐、信濃、上野、越前、越中の民を發し陸奥の鎭を鎭東將軍となし、佐伯の石湯を越後征夷將軍となし、紀の諸人を副となし、兩道より之を征服す。時に越前、越中、越後、佐渡よりも殘したる船一百艘。

武の朝に少しく勢を得んとせる國神は、元明、元正の世となりては、儀式の外、殆んど忘れられたるが如くなり、諸王、諸臣、競ふて佛に侫するに至る。藤原のふひとに至りて、鎌足の志を繼ぐと稱して、福興寺を建てゝ以て一族の冥福を祈れり。謙足の賢にして猶は其子定慧を僧侶として入唐せしめ、元正帝の如きは元明の爲めに冥福を祈らんとして、華嚴經八十卷、大集經六十卷、涅槃經四十卷、大菩薩經二十卷、觀音經二百卷を寫し、二千六百三十人の僧尼を請して齋を設け、また金泥の願文を作りて、前代帝王の冥福を祈る。是より以下朝廷靡然として風を爲しぬ。然れども當時の佛僧は多く已に營利の僧となりて、中央朝廷の權を負ふて、國司郡司に迫りて寺院を建てしめ、寺院已に成るや、淨財喜捨を迫り、人民未だ信仰を起さゞるに、早く田園山澤を橫領して民を使ひ、擅越の舊家も、また寺領を奪はんとして、衆僧と爭ひ、囂々として已むときなかりき。此に於てか多くの佛寺を合して一寺をなし、以て其成立を期するに至りしも、猶は自ら存する能はざるものありき。以て佛教、朝廷に行はれて、人民の間に行はれざりしを見るべき也。唯だそれ其國家の保護を受くるの故を以て、人民の信仰猶は起らずと雖も、其勢威は愈よ增加し、僧侶となれば公役を逃るゝの特權あるを幸として、無賴遊惰の徒、桑門に入りしかば、佛教は益々官教となり、益々腐敗し、聖武の時、治部省云ふ一千一百二十人の僧、其入道の原由知られず、名實相分つべからずと、此時に方つて若し行基出で、平

民に結托し、佛敎を民間に傳ふるにあらずんば、佛敎は殆んど平民社會より掃蕩せらるべかりし也。

九十七節　僧行基佛敎に抗す

行基は當時官敎の互に門戸を立て、權勢を恣にするを憤り、山村に遊遜して、佛敎を說き、市街に民を集めて罪福を敎へ、諸國を周遊して津梁に船を具へ、橋を作ることを敎ゆ。此に於てか官敎を厭離する人民もまた漸やく佛敎に向ふに至る。彼の佛敎に於ける恰かも近世の基督敎界に於けるウェスレーの如きものなりき。然れども行基の徒は其官敎に憤慨するの餘、之を攻擊して已まず、また、官敎の僧侶が貴族權門に媚ぶるを卑しとするより、隨意に庵室を作りて、隨處に僧寺を建て、周遊乞食して敢て朝廷の力を藉らさりしかば、朝廷官敎の徒は、之を以て朋黨を立て、聖道を詐稱し、山河の淸を混濁して、煙霧の彩を雜燻すと爲し、乞食を禁じ、道路に禍福を說くを止め、窘迫至らざる所なかりき。佛敎は此の如く腐敗せりと雖も其腐敗は適ま其の勢力の絶大なるを證明するものにして、漢の沙門道榮、學問僧勝曉等をして、讀經の音を一定せしめたるも此朝にあり、右大辨の高官にある笠の麿が、元明の爲めに出家したるも此時にあり、勢威宮中を壓したる縣の犬養の三千代が出家したるも此時にあり、鷹司の鷹、大膳職の鷄鶵、諸國の鷄猪を放たしめたるも此時にあり。朝廷の百僚、閑暇に苦しみ、唯だ佛敎に倣するの外なかりき。

元明は天智の子にして阿部の皇女と云ふ。持統は天武の皇女にして草壁の妃。

元明は都の詔は漢文にしてこれを孝德大化革新時代の漢文に比すれば稍ゝ漢文にすること近よりたり。曰く「朕祚んで上玄に奉下て宇内に君臨し非薄の德を以て叢宮の尊に處る。常に以て爲らく之を作すは勞し、之を逸すは居るもの安し。是の故に都邑の事必ず遷あらざるべからず。而して咸な言ふ往古以來降近代に至るまで、宮室の基を起し、世を相し帝を建つ。皇の邑を遷し、無窮の業を固うすること、斯に情深切也。然れども京師は即ち百官の府、四海の歸する所、唯だ朕一人獨り遑遑せんや」と。

九十八節　王權衰頽の原因

抑も其の初、皇室が諸族の總族長にてありし時は、諸族の長をして其の分脈衆派を統御せしめ、諸族をして互に相控制せしめ、其權力平均の上に立ちて以て治安を保つを得、必ずしも總族長自ら直接に諸民と相親近し、若しくは統治するの要なかりし也。然るに代々大族の專權を經て、遂に蘇我氏に至りて禍機破裂したる後は、孝德の革新となり。皇室は諸ろの大族を夷平すると共に、自らもまた大族の總長たるの地位を去り、種族以上に超然として眞正に國家の主長たるの地に立ちしかば、其眼中に大族と分派との別あるなく、皇室と百姓と直ちに相互ちざるべからず、此くて平民の勢力に依托するにあらずんば、國安は遂に維持すべからざるの道理なりし也。去れば天智は藤原鎌足を親信したれども、之に政權を任ぜず。天武も佐命の功臣を優禮したれども、之に重權を與へず。皇室は他の手を經由せず、直ちに人民と相互り、直接に人民を統治したりし也。然るに文武、元明、元正の朝を經ては、朝廷唯だ佛事に熱して政治を忘れ、戚姻の故を以て藤原氏を重んじ、遂に偏重の權を與へしかば、藤原氏は再び族長の如き權勢を得たり。是れ官制組織の政躰に、族長政躰を混合するものにして、皇室は已に總族長として諸豪族の權力平均の上に立つ能はず、また國家の主長として人民の勢力のみを恃む能はさるに至れり。王制未だ全く成就せずして、王權衰頽するもの實に此に存す。

九十九節　聖武時代の大官の所得及び人民の負擔

去れば皇權の安固を計らんには、人民の勢力を增進

國司に命じて陸田を開くを教へしむ。

諸國軍團の大小綬は郡領の三等以上の親を連任せざらしめ、已に任するものは之を解任せしむ、以て文武の連合して異志を蓄ふるなからしむ。

駿河、甲斐、相摸、上下總、下野、常陸にある高麗人千七百十九人を武藏に遷し、高麗郡を置く。之より先き豐後伊豫の二國は交通を許さざるも不便あるを以て、五位以上は使を發し交通を許す。自餘を以て交通を受くれば、私に錢を以て交易するを禁ず。巨勢の麻呂の言により出羽の空地を充たして、蝦夷に備へんがため、陸奥、信濃、上野、越前、越後の民各百戸を移す。

して其力に依頼し、皇室と人民の間に横はる半上落下の權力を制せざるべからざるに、朝廷の政策此に出でず、重斂苛收して民を苦しむると已まず。聖武の時僧行基の調査する處によれば日本の人口四百五十八萬四千九十三人と稱す。然るに朝官の俸給は幾何なりしかと云ふに、太政大臣は三千戸、左右大臣は二千戸、大納言は八百戸、正一位三百戸、從一位二百六十戸、正二位二百戸、從二位一百七十戸、以下之に准す。而して一戸とは正丁四人、中男一人を指すものにして、其田租は稻四十束に當り、其半は之を官に入れ、自餘の半額及び調と、庸とを主人に納れしむ。故に太政大臣は一萬五千人の私民を有し、六千石の祿を有せる也。*封戸の外、別に祿あり、一年を二季に分ちて之を與ふ。其一季に得る所正從一位は絁三十疋、綿三十屯、布一百端、鍬一百四十戸、之より遞減して從八位には、絁一疋、綿一屯、布三端、鍬十口を賜ふ。此外に位田あり一品には八十町、二品に六十町、三品に五十町、四品に三十町、正一位に八十町、之より遞減して從五位は八町に至る（婦人は三分一を減す）此外また職分田あり、太政大臣三十町、大納言二十町、以下大國の守に二町六段、下國の守に一町六段、郡の大領に六町、小領に四町、主政主帳に各二町を賜ふ。此外また功田あり、賜田あり、彼等が祖先より兼併し來れる土地あり。而して人民は正丁一人ごとに、絹若しくは絁八尺五寸、（廣二尺二寸）若しくは綿一斤、若しくは布二丈六尺、若しくは

多治比の眞人縣守を遣唐使とす。

聖武近江に行幸し、山陰道は伯耆以北、山陽道は備後以北、南海道は讃岐より以東の諸國の司をして、近江に集め土風の歌舞を奏せしむ。是等の儀は當時政權の中樞に接せる西國の人民に及びたるを以てなり。次で東海、東山、東道は相摸以西、北陸道は美濃以西、中以西の國の司をして行在所に集めて風俗の雜技を奏せしむ。

高麗百濟の士卒本國の亂に遇ふの投化し來るもの多し。

民戸の等級は、從來有する所の奴婢の多少を以て標準としたるに、自今改めて財の多少を以て標準とせしむ。

皇嚢老の溫泉に行幸して、其

鐵十斤、若しくは鍬三丁、若しくは鹽三斗、若しくは鰹三十五斤、若しくは澤蒜一石二斗を調として官に納れ、調の副物として、正丁一人に紫、若しくは紅三兩、若しくは胡麻の類を納め、更らに一丁ごとに毎年十日公役に服し、若し庸を以て役に代へんとせば、布二丈六尺を納め、而して田租は毎一段に稻二束二把を納めしむ。四百五十萬の人口を以て此の如き公役、租稅を擔ふ、決して容易ならず。況んや孝德大化の年に豪族の兼併を禁じたる詔令は、天武の亂以來、年々歲々其力を失して、今は皇族、王臣、豪族、奸民の押領、愈よ甚しく、一令を出し、一法を下すごとに、更らに甚しかりき。蓋し此時、地方の土豪は早く已に大和朝廷の權を輕んじて、其の文弱を侮り、皇族王臣は其の權を負ふて法を守らず、法令を發するもの、また法令を犯すものなりしが故也。此に於てか百姓其の苛虐に耐へず、四方に逃散して或は山林に餓死するあり。或は王臣に仕ふるあり。或は寺院に入るあり。或は身を賣つて奴となるあり。社會の綱紀蕩然として崩れぬ。此に於てか一方に於ては令を下して、力田の者を求めて之を褒賞し、一方に於ては浮浪遊行、其鄉に歸らざるものを罰し、王臣をして之を容舍すること勿らしめ、十六歲以上の男兒を得度して僧となす勿らしめ、頻りに土地を開拓するを勸めしも、其効薄かりしかば、更らに貸稅の法を行ふに至れり。

二百節　社會解體せんとし土地國有の法破る

貸稅の法は、宋王安石等が實行せる青苗助役の法の如く、

美を賞し、改元して養老元年と云ふ。人民恣まゝに髮を剃り僧服をつけ僧侶に似するを禁ず。養老二年、筑後守、道の君首名死す、首名は實際の經濟を勸め、農事を改良し耕耘をすゝめ、牧畜をすゝめ、川を修め、池を穿ち、浮浪を禁じて、生産をすゝめ、王朝時代の吏人中の模範也。三年遣唐使多治比眞人、唐より歸るや、唐朝より與ふる所の服を着く左衽の俗を禁じ、襟を右にせしむ。官吏は凡べて笏を執らしむ、五位以上は牙笏、六位以下は木笏諸國の貢調を定め、絁縮狹絁麁狹絹濃狹絁は各長さ六丈廣さ一尺九寸とす。

また歐洲に行はるゝ農業銀行の如くにして、毎年初春、農夫に物を貸し、其産業を繼がしめ、半途にして餓死逃散する勿らしめ、秋熟の後に至りて利を加へて官に納めしむるの法也。此法たるや已に古へより行ひ來りしものにして、持統の時已に百姓を上中下に分ち、中以下の百姓にあらずんば此法を行ふなからしめ、また三年以上の稻利は之を免除したることありしが、今は盛んに此方法を實行し、一方には民を救ひ、一方には朝廷の費用を作りたる也。而かも百姓數十年前より或は官に借り、或は豪富に貸り、利上利を重ねて納むる能はず。强ひて催せば、逃散せんとす。彼等は苛政と收歛と富豪とに攻められて、殆んど深淵の中に沈みぬ。此に於てかまた養老二年以前の負稻は公私を論ぜず一切之を免るすとなし、また富豪の百姓に貸す所の稻は其利非常に高きを以て、幾年を經過するも、其本稻の半額以上に上る能はざらしむ。此くてまた一旦逃散せる百姓も、一旦其罪を悔いて本土に歸るものあらば、其罪を問はず、其租役一年を免して、産業を回復せしむ。元正の終より聖武の時は、獨り皇權の危頽なりしのみならず、社會もまた將さに土崩瓦解せんとしたりし也。而して其僅かに一縷の命を保ちたるは、全國の墾田を人民に附與するの制を定めたるによる。之より先き大化の革新、土地を國有とせしより、從來土地を所有したる地主は、忽然所有權を失して、一朝にして小作人の如くなりしかば、財産の安然なく、勤勉の心を刺激するものなく、農夫倦怠して、産業荒み、逃散浮浪多く之より起りぬ。此に於てか、天平十五年に至り何人を論ぜず其有する所の墾田は之を取ることなく、永遠に所有するの權を確認し、而して此際また豪族が分外の土地を領せんことを恐れ、親王一品は五百町を限りとし、諸臣は二位に四百町、以下殺減して初位以下百姓に至るまで一人十町を限とし、また外官にあつては郡司は大領小領に三十町、主政主帳に十町を限とし、之より多くを兼併せるものは其餘を公に還さしむ。此の如くして大化革新の土地國有主義は其根本より顚覆したり。此の如くして人民は稍々安堵して其産業に勵みしと雖も、豪族の兼併はまた更らに一層の勢を加へたり。

東海東山北陸三道の民を出羽柵に移す。蝦夷の勢增すが故也。初めて按察使を設け一人をして二國以上四國以下を管せしむ。國司以下其管下に屬稽あり百性を侵淫するあれば、按察使狀を奏して黜陟し徒罪以下は自ら決し流罪以上は奏せしむ。後來、田租もまた全額を主人に納めしむ。天下の民に毎戸陸田一町以上、二十町を分ち、其地子として、段ごとに粟三舛を納れしむ。養老四年渡島津輕津司、諸君鞍男等六人を靺鞨國に送りて、風俗を觀せしむ。四十年人反して大隅國守陽侯史麿を殺す、大伴宿禰旅人を征隼人持節將軍として之を討ぜしむ、一千四百人を殺して之を夷ぐ。諸國をして毎年春初稅を百性に貸し、秋に至つて收むるを許す。其利は十束につきて三束也。且つ養老二年以前貸稅は消還の力なきを以て之を免す、私人の貸稻も、利其半ばに過ぐるを得ざらしむ。右大臣藤原不比等死す。四年陸奥蝦夷反して按察使上野朝臣廣人を殺す、多治比眞人縣守をして下毛野朝臣石代河部朝臣駿河と之を征せしむ、銀錢一を銅鐵錢二十五に宛て、銀一兩を一百錢にあてしむ、初めて女醫博士を置く。豪族王臣多く武備を盛にす此に於て馬を畜ふの數を定め、親王大臣は二十疋三位以上は十二疋六位以上は三疋を越へざらしむ。養老元年、同じく六年、開墾して雜穀三千石を得るものは勳六等に敍せしめ、一千石は終身、公役を免ず。太上天皇(元明)病篤くして崩ぜんとす、遺言して曰く、朕崩ずるの後、車駕の具は金玉を縷め、丹青を塗る勿れ、極めて質素にし且つ骸を葬りし地には、青樹を植へて刻字の碑を建てよと。太上天皇崩す新羅使を發して之を弔す、退けて大宰府より追はしむ。木版蒔繪釉藥の陶器も此頃に始まる。養老六年また改めて公私の貸稻其利を三分とす。諸府の衛士續々逃亡す、是れ壯年にして役に赴き、白首鄕に歸るがため也。因つて三年に一度周番せしむ。二百錢を以て銀一兩に更ゆるを定む。唐人王允仲飛舟を造り之を進む。

養老六年僧侶人の妻子を勸めて剃髮し或は資家を離れしめ、或は村邑を浪遊漂泊して食を乞ひ禍福を說く、今年令を下して之を禁ず。
百姓に令して晩禾、蕎麥、大小麥を植ゑるを勸む。
伊賀、伊勢、尾張、近江、越前、丹波、播磨、紀伊諸國より錢調を輸せしむ、錢調は金納也、以て社會生產の進步を見るべし。

第十二章　平城時代（下）

神武紀元千四百年より
千四百四十一年に至る

第百一節　南北の背叛、兵農區分の發端　第百二節　聖武の奢侈迷信　第百三節　光明子皇后となる、后位の變化　第百四節　平城時代文學の發達及び柿の本の人麿　第百五節　日本文字の確立　第百六節　藤原氏盛んにして諸王飢へんとす　第百七節　玄肪橘氏、藤氏と拮抗す　第百八節　藤原の廣嗣反す　第百九節　本地垂迹の說起て金銅盧舍那佛生ず　第百十節　神佛隨所に混交す　第百十一節　新羅名分上に於ても日本を離る　第百十二節　藤原の仲麿、橘佐伯大伴の諸族を壓服す　第百十三節　仲麿政躰を變革し女皇、僧侶政府を作る　第百十四節　仲麿安祿山の亂に備へんがため新羅を擊たんとす　第百十五節　僧侶政府太政官を呑み、道鏡大臣禪師となる　第百十六節　道鏡の人物及び地位　第百十七節　道鏡皇位を望みて敗る　第百十八節　諸藤、光仁を擁立す　第百十九節　吉備の眞備敗る　第百二十節　剛膽なる諸藤　第百二十一節　百川勅を矯

養老六年、多治比眞人三宅麿謀反を誣告するによりて、穗積朝臣老、乘輿を指斥するによりて配流せらる。養老七年、十二年以上奴婢たる者にもまた口分田を賜ふ。聖武の元年、陸奥國云ふ海道の蝦夷叛して大掾佐伯宿禰兒屋麿を殺すと式部卿藤原宇合を持節大將軍とし、高橋朝臣安麿を副將軍とし、坂東九國の兵三萬人を發す。小野朝臣牛養を鎭狄將軍として出羽を鎭せしむ。養老八年を改めて神龜元年とす。神龜元年、流配遠近の程を定め伊豆、安房、常陸、佐渡、隱岐、土佐を遠流地として諏訪（信濃に合す）伊豫を中とし越前、安

めて皇后太子を廢す

百一節　南北の背叛、兵農區分の發端　此の如く朝廷、百姓共に勞れたる時、南北化外の民起りて平和を破る。一は東北陸奥の蝦夷にして一は西南筑紫の隼人也。隼人は熊襲の族にして一旦大伴の旅人等の夷くる所となれりと雖ども政令到底行はれず。聖武の天平二年に至りて、大宰府奏して大隅薩摩は建國以來班田せす其民有する所の田は、祖孫相承け改動を欲せず、若し班授せんとせは喧訴せんと云ふによりて班田法すら行はれざりき。蝦夷は多治比の眞人縣守等のために夷らけられたりと雖ども、久しからすして海道の蝦夷また叛す。此に於てか藤原の宇合自ら持節大將軍となり、坂東の兵三萬人を發して之を擊ち、七百三十七人を俘にして歸る。然れども久しからずして再び不穩の形勢あるを以て天平九年、陸奥持節大使藤原の麿、鎭守府將軍大野の東人と陸奥の多賀城に會し常陸、上野、下野、上總、下總、武藏、六國の騎兵一千人をして、山海兩道より陸奥に至るの道を開かしむ。賀美郡より出羽最上郡玉野に至る八十里、玉野より蝦夷の巢窟ひらぼこ山に至る八十里、總じて一百六十里を開き以て蝦夷を征せんとす。此の如くして坂東八州筑紫九州の兵は、數ば攻戰に使役せらるゝがため、其武幹愈よ發達して、また朝廷を尊ばず、唯だ陽に服するのみ。而して聖武の時また納租、公稅朝臣の來往を守護せしめんがため、東海、東山、山陽、山陰、西海の諸道より國司郡司の子弟弓馬に耐ゆるものを召して健兒

藝を近とす。七道の諸國をして國の大小により稅稻四萬以上二十萬束以下を割取りて毎年百姓に貸し、其息利を取つて國司等上京の旅費に充てしむ。諸國司郡司、部下に相撲、騎射、膂力者あれば直ちに王公卿相の家に宣して他日勅命あるも貢する能はず、因つて勅を下して、私門に媚ぶるを禁ず。一國ごとに金光明經十卷づゝを分つ、皆な寫本也。神龜二年所司三千人を出家せしむ。神龜六年、河內古市の賀茂子虫唐僧道榮の教によりて龜を得て之を獻ず背上に文字あり子虫は從六位上となり道榮は從五位に準ぜらる此年改元して天平とす。天平元年、漆部

と號し、租調を免せしかば、因襲風を爲し、兵農漸やく分れんとす。

百二節　聖武の奢侈迷信　聖武は、生れながら華美なる生活に慣れしかば、誇揚高華を好み、或は吉野に遊びて其櫻花に醉ひ、或は紀伊の玉津島に遊びて其の風光を稱して明光浦の雅名を附し、或は和泉に遊び、或は難波、播磨に遊び、或は富豪の徒、五畿近江の國郡司の子弟、裝に堪たるものを集めて、華美なる裝を爲さしめて獵騎の行列を起し、或は漸々減却せる歌垣の風を再興せしめて、天皇自から朱雀門に臨み、長田王以下の諸王をして音頭となりて難波曲、倭部曲、淺芽原曲等を歌はしめ、都中の士女をして縱觀せしめ、或は親しく相撲を見るなんど一意に行樂を事とす。或は冬は穴ごもり夏は樔すむは上古の風にして、今日の事にあらず、京師は萬[illegible]の朝する所、壯麗ならずんば何を以て德を表せんとて、凡べて京師の草舍板屋を改めて瓦盖となし赤白色を塗らしめんとす。聖武の信仰により佛敎は愈よ宮廷に侵入し、佛經展讀のため印板の技も漸やゝ起り、災異變怪あるごとに讀經と祈禱とによりて之を掃はんとし、數ば諸國に詔して金光明經、最勝經を講せしめ、數ば國家の災異を掃ふと稱して、僧尼を請せしめ、神龜二年の如きは一時に三千人を度せしむ。之より宮中に僧侶の出入する愈よ頻繁となり、佛敎の敎ゆる所によりて數ば罪人を大赦し、天智天武の頃には大赦の例にもれし八逆の罪人すらも、數ば赦されぬ、七十以上の老翁老嫗は數ば醫藥と綿布とを賜りぬ、放生の勅は數ば出で、遂に

造君足、中臣連東人、長屋王が左道を學び國を傾けんとするを告け聖武遂に死を給ふ、王は天武の孫にして高市皇子の子也。其妃吉備内親王男、膳夫王、以下四人皆な自殺す、其他王と善きの故を以て流竄せらるゝもの多し。僧景戒の日本國現報善惡靈異記に此事を記して曰く天平元年二月大法會を元照寺に設く、長屋王勅を奉して三寶を供養す、一の沙彌ありて濫行、食を乞ふ、長屋王怒つて笏を以て之を擊つて懲らす。人あり之を讒して王異志あり故に大禮の日に此事ありと云ふと。王親すら僧侶に敵する能はざりし也。柿本人丸の死此前後にあり。神龜二年、聖武皇后宮に行幸し踏頭を見る、百

唐僧道榮に欺かれ、背上に天下の文字を示めしたる靈龜を得て改元するに至り、信仰の極、左大臣にして宗室たる長屋王すら、乞食沙彌を撃つの故を以て、謀叛の誣告を受けて刑せられんとし、藥を仰て死す。宗室すら已に此の如くなれば之より以後、佛僧は殆んど宮中の全權を握りぬ。

百三節　光明子皇后となる、后位の變化

佛教が此の如き勢力を得たるは、獨り聖武の力のみにあらず、實に其後宮の勢力なりき。夫人藤原氏は人倫に於ては聖武の叔母也、其年齡に於ては聖武に長する二歲也。其容貌は光耀、麗艶、後宮をして顏色なからしめたり。其才藻は機敏、慧達にして他の及ぶ能はざる所なりき。加ふるに後に藤原氏の勢力を負ひ、聖武の親寵を以てす、言として聽かれざるなく、思として行はれざるなし。此の如き大勢力ある光明子も、唐より歸化せる僧侶等の巧言鼓舞して、佛陀の特寵ありと云ふに遇ふては、迷ふ所なき能はず、其佛を信するや熱切、篤實を極はめ、聖武を鼓舞し、作興し、あらゆる方法によりて佛教を天下に普及せんとして盡くさゝる所なかりき。然れども欠く所のものは唯一、后位にてありき。從來の習慣として、皇族にあらずんば皇后たる能はず。固より國初以來、破格の事例なきにあらずと雖も、最近の習慣は此くありし也。然るに藤原氏は皇親にあらずして臣族也。臣族如何にして皇后を出すを得ん耶。聖武が全心の親寵を注ぎたる光明子も此の皇親の資格を欠きぬ。此に於てか藤

官主典以上之に加はる、且つ之を宮中に延て物を給ふ、仁儀禮智信の五字を紙片に附して之を分ち、字によつて物を分つ、是れ福引の初也。神龜四年、渤海王の使、高齊德等八人京に入る。渤海郡は元の高麗也、唐に滅ぼされてより交通久しく絶へしが此に至て高仁義以下二十四人を遣はして入朝せしむ巳にして蝦夷の境につくや高仁義以下十六人殺され高德齊等八人逃れて京に入る。蓋し朝鮮より直に陸奥を指して航せるものならん、肅慎人もまた此道による、高齊德の歸るや引田朝臣虫麿をして之を送るの使者たらしめて渤海に入らしむ。皇后宮職に施藥院を置き、諸國をして食封并に

原氏は聖武に敎て忽ち一新事例を開きて曰く、藤原氏の祖先國家に大造あり日夜、國事を憂ふ。其子孫を皇后とするは善きこと也と。此に於てか縷々として其皇后を要する所以、皇后を藤原氏より娶るの理由を說明したる宣命を發して、遂に藤原光明子を皇后として、人臣より、后を出すの慣例を開く。而かも光明子は唯だ從來の如く天皇の配偶者たる皇后にあらず。天下の政は獨裁すべからざるものなるが故に、天皇と幷びて天下を治むる事、日月の如く、山川の如くなるべしと云ふにありて、皇后の位置は古今此に至つて一段を進みぬ。

百四節　平城時代文學の發達及び柿の本の人麿

聖武と光明は獨り佛法の保護者なりしのみならず、また實に文學の保護者なりき。之より先き皇親、貴族、漢文漢詩を作りしもの少からざりしと雖も、此朝に至りては殊とに之を奬勵し、或は五節句に詩人を會し、或は曲水の宴に詩文を闘はしむるなんど、文才あるものをして其才を盡くさしむるに爲さゝる所なかりき。而して聖武と光明子もまた堪能なる文學者にして、當時の貴族社會に於ては人後に落ちざる作家なりしか故に、一代風流温雅の氣象、藹然として萠し、之かため國初以來、貧寒なりし和歌も絕大の進歩を爲すに至りぬ。和歌は已に神武の時より、更らに遠きに求むれば天照大神の時よりありき。然れども其著しき發達を爲したるは、漢詩と佛教の入り來りし後にありて、天智時代に於て其の最初の發達を爲し、聖武の前後に及びて長足の進歩を爲したり。而して此間文運を操ふて一代を

大臣の封戸豊よりて草藥を貢つて進めしむ。安藝周防の民、死魂を妖祠して人衆を集るありて、近江の民妖言するあり、集るもの萬人に及ぶ。

日分田を班つは事に於て不便なりとして、一旦之を收めて、更らに分たんとす。

異端を習ひ呪詛を事とし、山林に住して佛法と稱し、藥を作り怪を爲す者は詔勅の後ち五日内に燒き拂はしむ、蓋し頻年、風雨順ならず天變あり、地異あるが如きは、此時、怪の說起りたるを以てなり。

神龜七年痘瘡初めて九州より行はれて死者數ふべからず。

太宰大伴卿が『賢しらと物云ふよりは酒のみて酔ひ哭きするしまさるらし』と云ふが如き是也。

天平二年、八月渤海に行き引田の出塵等歸るや六年二月に往復十一月に歸り、九ヶ月を費す。

天平四年、畿内百姓の斎へる家猪(豚)四十頭を買ふて山野に放ち、生を遂げしむ。

多治比の廣成を遣唐大使とす。

天平五年縣犬養三千代死す。高安王を遣はして其籠を以て其籠を見る。

六年、僧尼の無學なる者を一部最勝王經一部を暗誦して佛を知り淨行三年以上の者を得度の標準とす。

先き天武之より、新字四十卷を撰して遂に傳はらず、是れ

皷吹したるものは實に柿の本の人麿なり。人丸は石見の人、其詩純朴にして清楚、渾厚にして自然、一種の神韻を有し、已に部落人種の嘔唖嘲晰の調を脱して、未だ文明時代の雕琢綺繪の弊に陷らず。温籍含蓄、朗々として誦すべし。殊とに雄大邁往なる天智の時に遇ふて、其雄渾の氣を鼓し、壬申の亂を經、兵戈殺伐の慘に遇ひ、新舊社會の大革命を經て、民苗流離の狀を目擊したれば、淳雅の中、哀怨あり、古興の中、感慨あり、貫之が稱して詩聖となせしもまた故なきにあらず。人丸と前後してまた山邊赤人あり、其風調神韻、略ぼ相似たり。此二人は最能く唐の文學に刺激せられて、發達せる平城時代の和歌の健全なるものを代表したるものにして、文學史上の位置は恰かも漢土の古詩の如くなりき。然れとも人丸赤人より少しく代を下れば、早く已に强ひて其思想を漢化し、佛化せんとしたるがため、其の神韻を損じぬ。近江時代より、此頃に至る和歌は聖武の子、孝謙の時代に至りて萬葉集の名の下に大伴家持のために編集せられたりと雖も、其内、早く已に佛化せられ、老莊虚無の思想に化せられ、魏晉、隋漢の弊を承けたるもの少からざりしと雖も、概して云へば、平城時代の和歌は、其調自然にして醇雅を失せざりき。而して此時代の朝廷は已に部落時代の聲音、文字を失して、未だ日本假名を得ず、漢文に意譯を附して和歌を詠したるものなるを回顧しては、我文學の奇異なる運命に感すべき也。

き沙彌滿誓が『世の中を何にたとへん朝ぼらけこぎ行く舟の跡なきがごと』と云ふが如き是也。

天平二年、八月渤海に行き引田の出塵等歸るや其行くや六年二月に往復十一月にあり、九ヶ月を費す。

天平四年、畿内百姓の斎へる家猪(豚)四十頭を買ふて山野に放ち、生を遂げしむ。

百五節　日本文學の確定

此かる文學勃興の氣運は百千歳平城時代を忘れざらしむる一大紀念を作らしめたり。即ち文字の發明也。國初以來、日本國民は東西南北各々別種の不完全なる文字を有したりと雖ども。國民的文字を有せざりき。國民的文字を有せざる國民は、卒然として魏晉隋唐と交通したるがため、其の文明に眩惑して其文字を採用し、朝廷の詔勅、縣官の記錄、皆な漢文を用ひ、歸化の韓人、漢人をして史生たらしめ、之がため漢字は一旦國民的文字たらんとしたりき。然れども日本國民の文明は、其起原に於て聲音文字の文明に屬す。其の思想の變化より、其の發音より、聲音文字のために馴養せられたる國民は、到底、象形文字を以て滿足すべからず。且つ國初以來固有の文字は、全く滅絶せられざりしかば、若し能く一人出でゝ固有の文字を改修、撰定、整理するものあらば、國民の思想、文字に一大變化を來たして、支那文字を驅逐すべきや明かなりと雖も、唯だ其人なきが爲め支那文字をして跋扈せしめたりしが、今や其人遂に出づ。上道の朝臣まび是也。まびは吉備の人、久しく唐に留學して其文物憲章に通じ、能く長安の才子と才を鬪はして彼等を驚かす。天平七年を以て唐より歸るや唐禮、大衍經、孔子及び十哲の像、天文測度の器具、樂器、弓箭を獻じ、禮樂の制定、文教の變革を以て自ら任じ、遂に固有の文字の發音により支那文字を柝除して、新たに日本文字を定む。是れ今日の眞假名文字也。是れよりして文教獨り貴族宮廷に專有せられず、國民の間に普通するの道

或は聲音文字にあらずして一種の漢字樣のものなり乎。其四十卷の多きある事を見、且つ遂に後世に傳はらざりしを見て推測すべし。

を開らき、且つ思想を自由に發露するの端を爲せしかば、國民の思想及び生活に一大變化を起すの端となる。

百六節　藤原氏盛にして諸王飢えんとす

之より先き諸國の國司郡司の專權日に長じければ、元正の養老二年、七道按察使を設けて、各々二國三國を領せしめしが、當時藤原氏は宇合は安房、上總諸王飢乏する者二百十三人を賜ひ且つ其の懶惰を戒しむ。養老五年の詔勅に曰く朕の父母、民の父母、獨股、獨り按察にあり、と。

下總を領するに過ぎざりき。是れ當時尙は耆許老臣の存するありて、藤原氏は隱然勢力を占むるに過ぎざりしが故也。然るに聖武の時に至りては、老臣耆舊已に死するあり、老ひて事に堪ゆる能はざるあり、此に於てか主典以上三百六十九人の朝臣をして其の知る所を撰擧せしめしに、式部卿藤原宇合、民部卿多治比の縣守、兵部卿藤原の麻呂、大藏卿鈴鹿王、左大辨葛城王、右大辨大伴道足等六人、衆望の歸する所なりしかば、之を擧げて參議として、凡百の朝政を議せしむ。藤原氏の權已に諸王と同じく、朝官の間に植られしを見るべし。已にしてまた幾內に總管を設け、諸道に鎭撫使なるものを設くるや、新田部親王を大總管となし、藤原宇合を副總管たり。多治比眞人、山陽の鎭撫使たり、大伴道足は南海の鎭撫使たり。而して總管鎭撫使に隨身兵仗を賜ひ、總管は京畿の兵馬を發し、徒黨を作り、老少を奪ひ、時政を議し、人物間否する者を搜捕するの權ありしかば、兵馬の實權は殆んど藤原宇合の手中に歸したり。蓋し藤原氏能く法制に通じ、制度を變更するごとに之を以て政

領小領主帳各二人を置かしむ。渤海使者已珍蒙等來る。

入唐使平郡廣成は天平七年に入唐し、六年江蘇よりり舟に上り颶風のために漂着し、土人に拘留せらるゝもの六十人、其餘は病に死し半ばも一百十五人中存するもの四人、州の熟嶺の使に過ぎて私かに逃れて唐に入りて留學生阿部仲麿に託して奏上し舟を得て歸る、前後七年外國に流寓す。大臣橘諸兄を右大山城國相樂郡に造營せしむ、井に離宮を十三年天皇恭仁宮に移る。之より先き馬、牛を屠るを禁ず。猶ほ行はれざるが故に禁令を申ぬ。天下諸國をして七重の塔一區を作つて、金光明

權を己に收むるの具となす。是れ他の老臣の及ぶ能はざる所也。此かるが故に地方の土豪、往々藤原の門に媚びて、門戶愈よ大なるの時、親王皇族は、懶惰にして產業を治むるを知らず、滔々相率ゐて零落し、天平六年には聖武自ら二百十三人の諸王を殿前に招きて、其怠慢にして直ちに藤原氏の掌中に歸すべかりし也。

百七節　玄肪橘氏藤原と對抗す

時に藤原氏のふひとの妻にして光明皇后の母たる縣の犬養の三千代が、其先の夫美野王によりて生みし所の子あり、葛城王と云ふ。葛城王、聖武に請ふて、王姓を去つて臣屬となり、橘の姓を得て諸兄と稱しゝが、其權稍々藤原氏と相等しからんとせる時、天下疾疫流行して、天平九年、勢威赫々たる藤原四家の統領は一時に死しぬ。此に於てか政權一時藤原氏を去つて橘氏に歸せんとせる時、外には下道のまび等李唐の文明に通ずるの故を以て、大に用られ、制度典憲の柄を取つて藤原氏に代らんとし、內には法師玄肪の、才學を以て聖武に幸せらるゝあり、また藤原氏に代らんとす。玄肪は阿刀氏の出にして法宗相の法師也。才學一代を風靡し、靈龜二年勅を奉して入唐するや、其才幹忽ち玄宗を引着して、袈裟を與へしめぬ、已にして歸るや、聖武もまた紫の袈裟を賜ひ、田園の外、侍童八人を與へて之を優待し、數ば宮中に近つかしめて、凡百の政事、其の意見を聽く。之より法相宗は一層宮中の信仰